

桑名市こども計画

令和7～11年度

令和7年3月

は じ め に

現在、本市では、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、こどもから高齢者まであらゆる世代が心身ともに健康で、幸福感を感じ、自分らしく生きられる「ウェルビーイング」を実感できるような施策を推進しています。



近年、少子高齢化、核家族化が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化する中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増えていると感じます。

子育てしやすい環境の整備は、本市の人口減少対策においても中核を担う施策と位置づけ、全国初の取組となった「選べる桑名子育てリフレッシュ事業」のスタートや、国に先駆けた独自の児童手当の拡充、また三重県内では初めて、高校生相当まで対象年齢を拡大するとともに、窓口負担無料化と所得制限を撤廃した子ども医療費助成の拡大などを図り、市内外から、中部エリアで子育てするなら、「桑名が一番」と言っていただけるまちを目指しております。

また、本市では、市議会の議員提案により提出された「桑名市こどもの権利条例」を制定し、令和7年4月1日から施行されることになりました。

この条例をもとに、これまで以上にこどもたちの声に耳を傾ける取り組みを進めるとともに、大人がこどもの権利を学ぶ機会を提供するなど、地域や企業を含めた社会全体で、こどもや子育て中の方々を支える意識の醸成を図ってまいります。

こどもの視点を大切にし、こどもの最善の利益を第一に考えた「こどもをまんなか」に据えた政策」の推進は、桑名の未来を拓く重要な一歩であります。

本計画におきましても、こうした視点を重視し、桑名のこどもたちが、周囲の温かい愛情にしっかりと包まれ、「このまちに生まれ育って良かった」と実感できる環境を整えてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたって貴重なご意見、ご提言をいただきました桑名市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

桑名市長 伊藤 徳宇

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	7
3	計画の期間	8
4	計画の策定体制と手法	9
第2章	桑名市のこどもを取り巻く現状	
I	人口や世帯等の状況	12
1	人口構造	12
2	出生の動向	15
3	世帯の状況	18
4	女性の就業状況	20
5	婚姻の動向	22
II	子ども・子育て支援施策の状況	24
1	教育・保育の状況	24
2	地域子ども・子育て支援事業の状況	26
第3章	調査、ヒアリングのまとめ	
1	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	32
2	子ども・若者の生活実態・意識調査	52
3	ヒアリング・ワークショップ	61
4	ニーズ調査結果等からわかる課題のまとめ	63
第4章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	76
2	基本的な視点	77
3	基本目標	78
4	計画の体系	81
第5章	施策の展開	
I	重点施策	84
II	基本施策	86
1	こども・若者が将来にわたって幸せな状態で生きられるよう見守り支える...	86

2	保護者・家庭の安定を寄り添いながら見守り支える	110
3	地域全体でこども・若者と保護者・家庭を見守り支える.....	125
第6章 子ども・子育て支援の体制整備		
1	子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み.....	136
2	教育・保育の量の見込みと確保方策等	138
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等.....	141
第7章 計画の推進		
1	計画の推進体制	156
2	計画の進行管理	157
資 料		
1	桑名市こどもの権利条例.....	160
2	用語解説.....	168
3	計画の策定経緯	172
4	桑名市子ども・子育て会議.....	174

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

(1) こども基本法の施行～こどもまんなか社会を目指して～

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

同法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

そして、同法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

同法において、国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。

「こども大綱」とは、これまで別々に推進してきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を1つにまとめ、政府全体のこども政策について基本方針などを定めるもので、少子化に限らず、若者支援やこどもの貧困などの分野を対象としています。

こども基本法では、この大綱と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務となっています。

〔国のこども政策に関する主な動向〕

令和2年	・第2期子ども・子育て支援事業計画スタート ・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設等）
令和3年	○育児、介護休業法の改正（育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等） ・こども政策の推進に掛かる有識者会議を開催 ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4年	○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等） ○こども家庭庁設置法公布 ○こども基本法公布
令和5年	○こども家庭庁設置 ○こども基本法施行 ・こども政策推進会議設置 ・こども家庭審議会設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」閣議決定 ・「こどもの居場所作りに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定

(2) 桑名市におけるこども施策の経緯

桑名市では、平成15・16年度において、我が国の少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援に係る目標を定めた「桑名市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を策定しました。

平成20年度には、次世代育成支援後期行動計画策定のために、桑名市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、当該委員会の分科会における細部にわたる検討を経て、ニーズ調査を実施し、平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「桑名市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

前期行動計画が始まった平成17年度からは、次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関して協議を行う次世代育成支援対策地域推進協議会を設立しました。毎年度、計画の進捗状況をチェックし進行管理を行うことはもとより、地域社会全体による子ども・子育て支援を念頭に、分科会において専門性の高い検討を行い、さまざまな提言を行ってきました。

次世代育成支援行動計画を具体化するにあたって、〈市民と行政との協働〉という本市における子ども・子育て支援の目指すべき方向性を施策・事業に結びつけるために、次世代育成支援対策地域推進協議会の果たしてきた役割は大きく、その役割は、桑名市子ども・子育て会議に継承しています。

平成25・26年度には、こどもの保護者を対象としたニーズ調査を実施するとともに、広く関係者を対象にヒアリング調査及びワークショップを行い、きめ細かなニーズ把握を行いながら、子ども・子育て支援法等に基づく「桑名市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定しました。また、平成29年度には、計画の数値と各事業の実績値を検証し、桑名市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、「量の見込み」等の見直しを行いました。

平成30・平成31（令和元）年度には、第1期計画の手法を踏襲して、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を推進するとともに、大変な子育てを社会全体で支え、こどもが安心安全に育つことができる環境づくりを推進してきました。

さらに、令和5年度からは「人口減少対策パッケージ」として、①児童手当・特別給付の所得制限をなくし、18歳年度末まで範囲を拡大した桑名版子ども応援手当の支給、

②子ども医療費助成制度、③こどもの一時預かりとヨガや温泉、ランチなどを組み合わせた「選べる桑名子育てリフレッシュ事業」、④Pairsとの連携による出会い支援やメタバース婚活事業、⑤結婚新生活支援事業など、人口の流入促進と流出抑制、定着環境の整備を同時に進める取組を推進しています。

また、令和6年度からは、保育士の確保や保育現場の労働環境の改善に向けた支援策を内容とした桑名市版「保育現場充実パッケージ」を推進しています。

(3) 市町村こども計画について

前述したとおり、こども基本法第10条において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるかとされています。

既存の法令に基づく計画と一体のものとして市町村こども計画を作成することにより、こども施策に全体として統一的に横串を刺し、市民にとって一層分かりやすいものとしします。

〔市町村こども計画と一体的に作成できる計画〕

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画 等

(4) 桑名市こども計画の策定

「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画」を一体的に策定し、〈子ども〉〈親・家庭〉〈地域〉の3つの基本的視点に立って施策を展開しています。

「桑名市こども計画」は「こども基本法に基づく市町村こども計画」として、「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」を踏襲するとともに、内容を拡充することで、「子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画」を包含した形にまとめ、こどもに関する総合的な計画に位置付けます。さらに、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していきます。

「桑名市こども計画」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども大綱」に定められた基本的な方針、重点事項等を勘案し、以下の計画を一体的に作成しました。

〔桑名市こども計画として一体的に作成する計画〕

- ・ こども基本法に基づく市町村こども計画
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
- ・ 母子保健を含む成育医療等に関する計画

(5) 桑名市子ども・子育て会議の設置・運営

桑名市では、子ども・子育て支援法に基づき、「審議会その他の合議制の機関」として平成25年7月に「桑名市子ども・子育て会議条例」を制定し、それに基づいて「桑名市子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴くことになっています。

さらに、桑名市のこども施策に関する検討をはじめ、「桑名市こども計画」の策定・変更にかかる審議を、この会議において行います。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

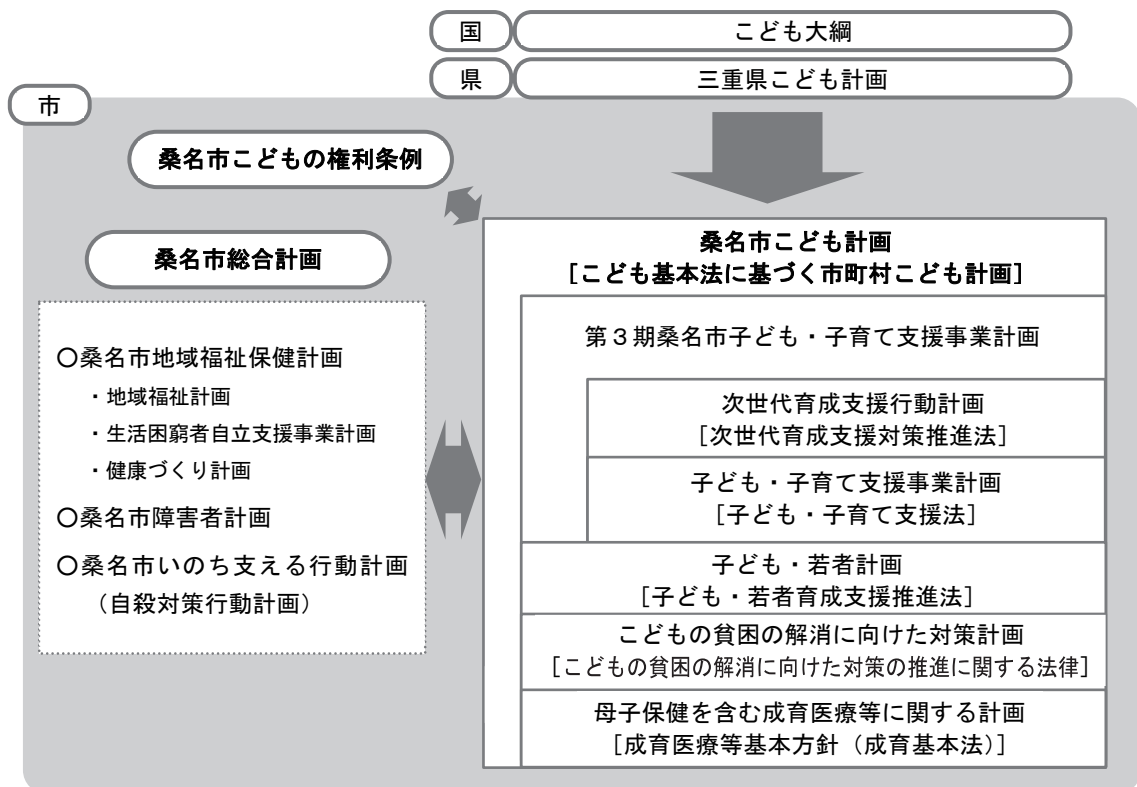
本計画は、これまで、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定され、推進されてきた「桑名市子ども・子育て支援事業計画」の枠組みと内容を継承しながら、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、国の「こども大綱」及び「三重県こども計画」を勘案し策定しています。

また、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画及び成育医療等基本方針に基づく母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を包含して策定しました。

(2) 他計画との関係

本計画は、「桑名市総合計画」はもとより、「桑名市地域福祉保健計画」「桑名市障害者計画」「桑名市障害福祉計画・桑名市障害児福祉計画」等の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。

〔計画の位置づけ〕



(3) 桑名市こどもの権利条例との関係

本市では、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため、「桑名市こどもの権利条例」を制定しました。

この条例の規定の中で、条例推進を図るための計画として、本計画が位置付けられており、また、権利の保障状況を踏まえた評価や検証については、桑名市子ども・子育て会議が行うことになっています。

3 計画の期間

本計画は、桑名市におけるこども施策の指針として、これまで計画・推進してきた次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎ、こども施策を総合的に推進するための計画です。そこで、従来の計画期間を踏襲し5年を1期として策定します。したがって、今回の計画では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

〔計画期間〕

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画									
					桑名市こども計画				

4 計画の策定体制と手法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て中の当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係機関又は関係団体から推薦された者等25人以内で構成する「桑名市子ども・子育て会議」において、グループワークの手法も導入しながら、審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前のこどものいる家庭には、全てを対象にニーズ調査を実施しました。

さらに、こども・若者の生活実態を把握するとともに、仕事、将来、居場所等に関する意見を聴取するため、13～29歳の市民を対象に生活実態・意識調査を実施しました。

これらの調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議での検討を経て作成しました。

(3) ヒアリング調査及びワークショップ等の実施

(2)のアンケート調査の対象とならない人や定型的な調査では把握が難しい個別のニーズがあること等を配慮し、中学生、高校生、ケアリーバー、妊婦、こどもの父親、ひとり親家庭の保護者、子育て中の外国人、多胎児の保護者、医療的ケア児の保護者、発達に支援の必要なこどもの保護者、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、学童保育所支援員等、ファミリー・サポート援助会員、こども食堂運営スタッフ等を対象にヒアリング調査を実施しました。

また、津田学園中学校・高等学校の協力のもと、「みんなでつくる桑名の明日～中高生が考えるまちづくり～」をテーマに中高生によるワークショップを開催し、本計画の策定はもとより、市政に対する意見・提案の聴取を行いました。

さらに、桑名市と連携協定を結んだ愛知大学の3年生で地方自治や政策を学んでいるゼミ生の参加を得て「若者が描く子ども施策・少子化対策ワークショップ」を開催し、自分自身が育ってきた地域でのこども時代を振り返り、当事者としての喜びや苦しみを考えるほか、自分が大人となり社会を生きていく時に大切にしたい価値観やありたい暮らしのイメージなどを考えてもらいました。

第2章 桑名市のこどもを取り巻く現状



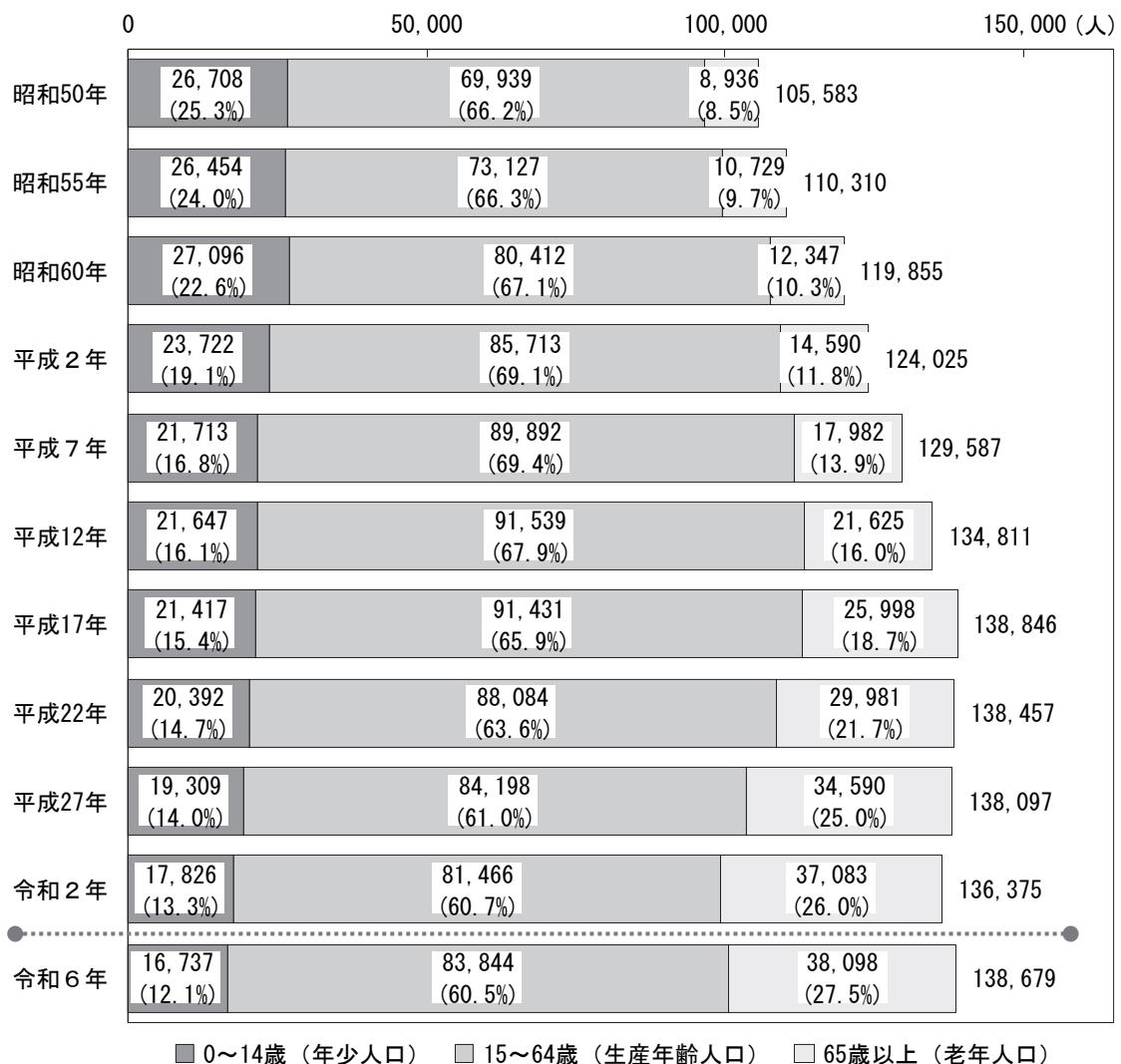
I 人口や世帯等の状況

1 人口構造

(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和6年3月31日現在138,679人となっています。国勢調査により年齢別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳人口）は昭和60年の27,096人をピークに減少し続けているのに対し、老年人口（65歳以上人口）は大幅に増加を続けており、平成17年には老年人口が年少人口を上回りました。

図表2-1 人口の推移



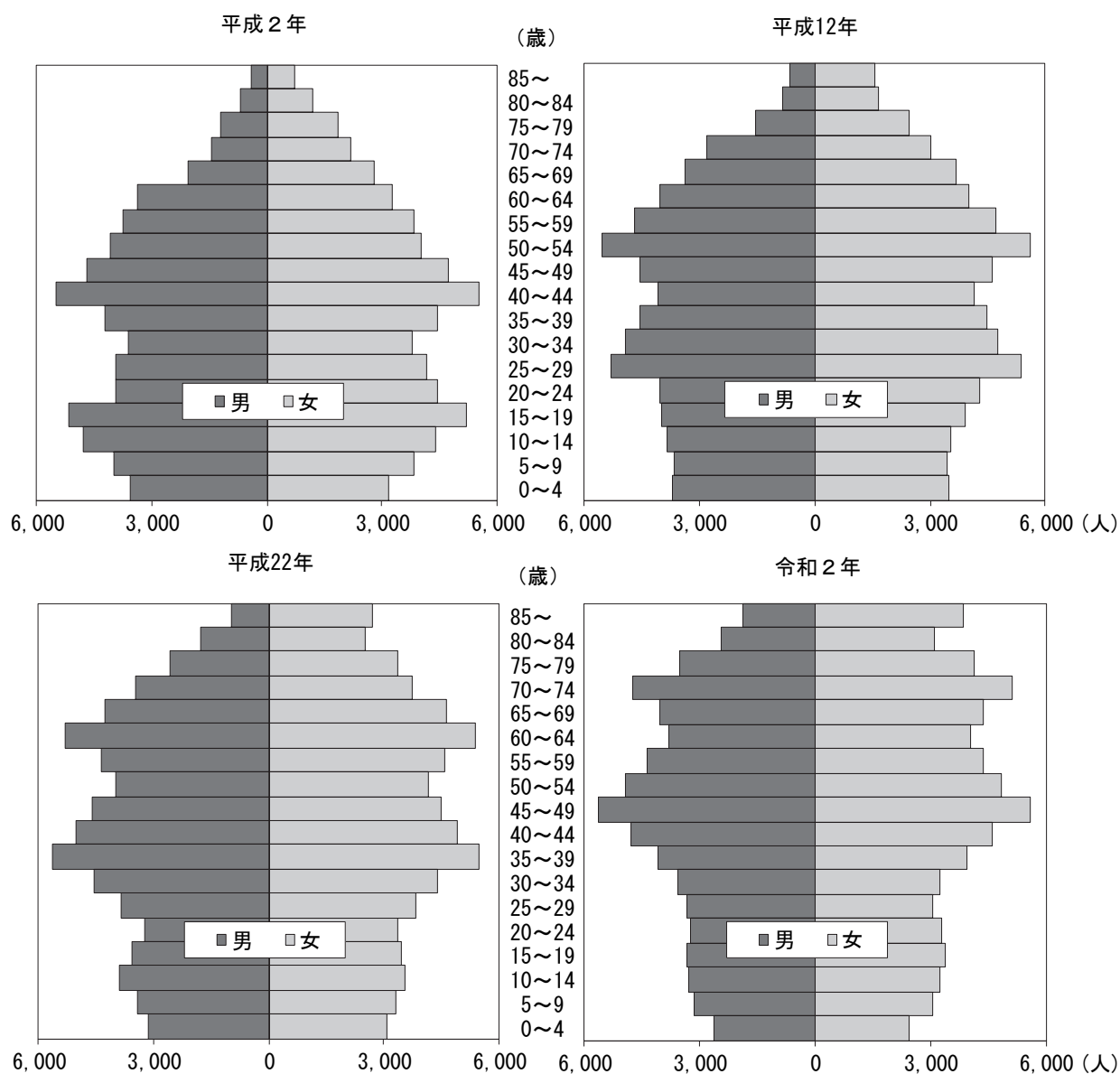
（注）不詳を除く。

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。令和6年は3月31日現在の住民基本台帳（外国人を含む）。

(2) 人口ピラミッド

平成2年～令和2年の本市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみると、団塊世代及びそのこども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きく不安定なつぼ型に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



資料：総務省「国勢調査」

(3) こども数の推移

こども数（18歳未満人口）は年々減少傾向にあり、令和6年3月31日現在では20,722人となっています。3歳階級別にみると、平成12年の時点では各年齢層とも4千人台を保っていましたが、令和6年には12～14歳を除く年齢層で4千人を割り込んでおり、特に0～2歳及び3～5歳では2千人台となっています。

図表2-3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
0 歳	1,444	1,332	1,338	1,447	1,290	1,260	1,137	882	777
1 歳	1,514	1,289	1,316	1,397	1,323	1,186	1,153	927	854
2 歳	1,565	1,310	1,293	1,506	1,338	1,234	1,259	1,059	911
0～2歳	4,523	3,931	3,947	4,350	3,951	3,680	3,549	2,868	2,542
3 歳	1,534	1,346	1,343	1,403	1,388	1,309	1,248	1,052	935
4 歳	1,583	1,438	1,327	1,455	1,406	1,244	1,272	1,147	923
5 歳	1,653	1,459	1,384	1,422	1,487	1,282	1,323	1,159	1,030
3～5歳	4,770	4,243	4,054	4,280	4,281	3,835	3,843	3,358	2,888
6 歳	1,780	1,536	1,327	1,435	1,470	1,325	1,246	1,211	1,094
7 歳	1,769	1,617	1,369	1,393	1,503	1,362	1,247	1,247	1,136
8 歳	1,825	1,579	1,409	1,439	1,446	1,368	1,351	1,300	1,183
6～8歳	5,374	4,732	4,105	4,267	4,419	4,055	3,844	3,758	3,413
9 歳	1,957	1,602	1,521	1,405	1,522	1,408	1,268	1,299	1,227
10 歳	2,031	1,705	1,532	1,444	1,446	1,475	1,307	1,332	1,277
11 歳	2,143	1,820	1,622	1,406	1,483	1,466	1,338	1,293	1,317
9～11歳	6,131	5,127	4,675	4,255	4,451	4,349	3,913	3,924	3,821
12 歳	2,139	1,807	1,698	1,447	1,446	1,514	1,362	1,291	1,361
13 歳	2,133	1,877	1,602	1,473	1,455	1,432	1,404	1,358	1,320
14 歳	2,026	2,005	1,632	1,575	1,414	1,527	1,394	1,269	1,392
12～14歳	6,298	5,689	4,932	4,495	4,315	4,473	4,160	3,918	4,073
15 歳	1,969	2,074	1,732	1,565	1,453	1,425	1,495	1,335	1,285
16 歳	1,965	2,154	1,849	1,675	1,438	1,485	1,474	1,340	1,344
17 歳	1,896	2,156	1,825	1,693	1,460	1,425	1,502	1,397	1,356
15～17歳	5,830	6,384	5,406	4,933	4,351	4,335	4,471	4,072	3,985
計	32,926	30,106	27,119	26,580	25,768	24,727	23,780	21,898	20,722

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。令和6年は3月31日現在の住民基本台帳（外国人を含む）。

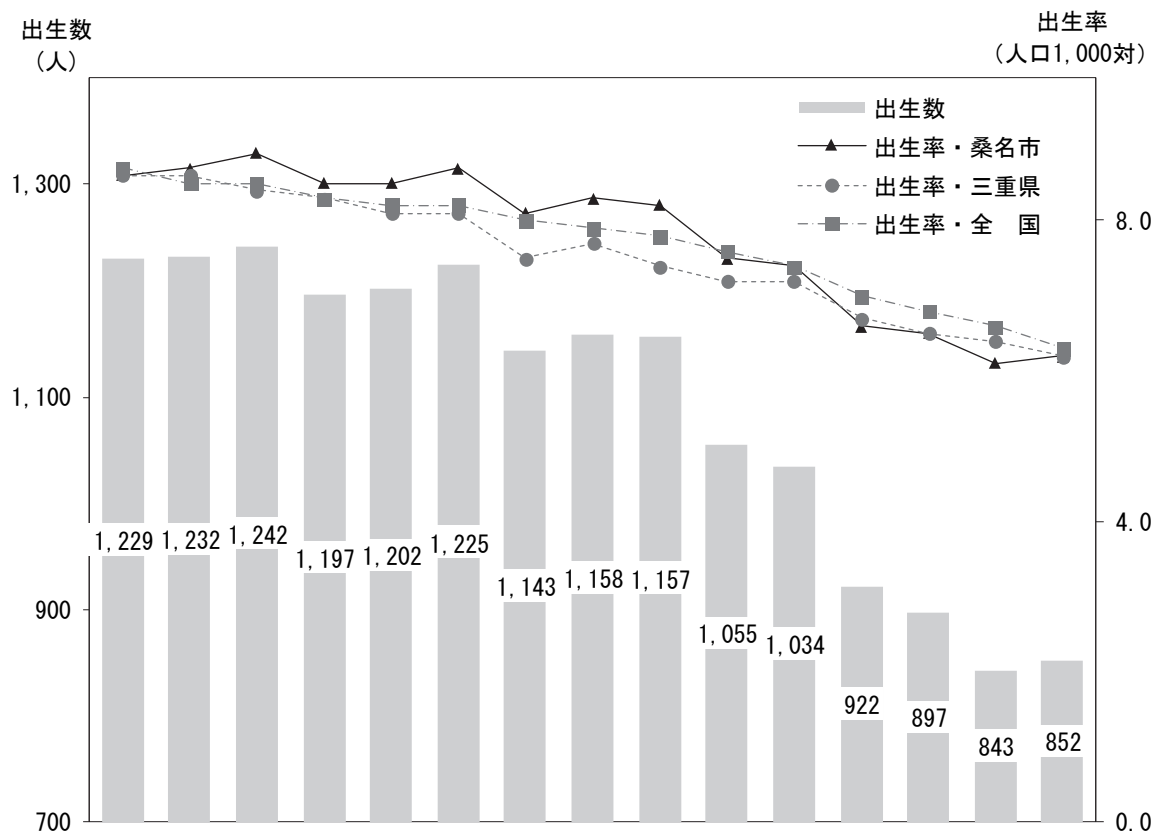
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本市における令和4年の出生数は852人です。近年の推移をみると、平成29年以降は減少傾向が顕著になっており、令和元年以降は1,000人を下回っています。

出生率（人口1,000対）についてみると、本市は平成28年までは三重県及び全国に比べ概ね高い率で推移していましたが、その後低下が進み、令和元年以降は県及び全国に比べ低くなっています。

図表2-4 出生数及び出生率（人口1,000対）の推移



出生率	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
桑名市	8.6	8.7	8.9	8.5	8.5	8.7	8.1	8.3	8.2	7.5	7.4	6.6	6.5	6.1	6.2
三重県	8.6	8.6	8.4	8.3	8.1	8.1	7.5	7.7	7.4	7.2	7.2	6.7	6.5	6.4	6.2
全国	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	7.9	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

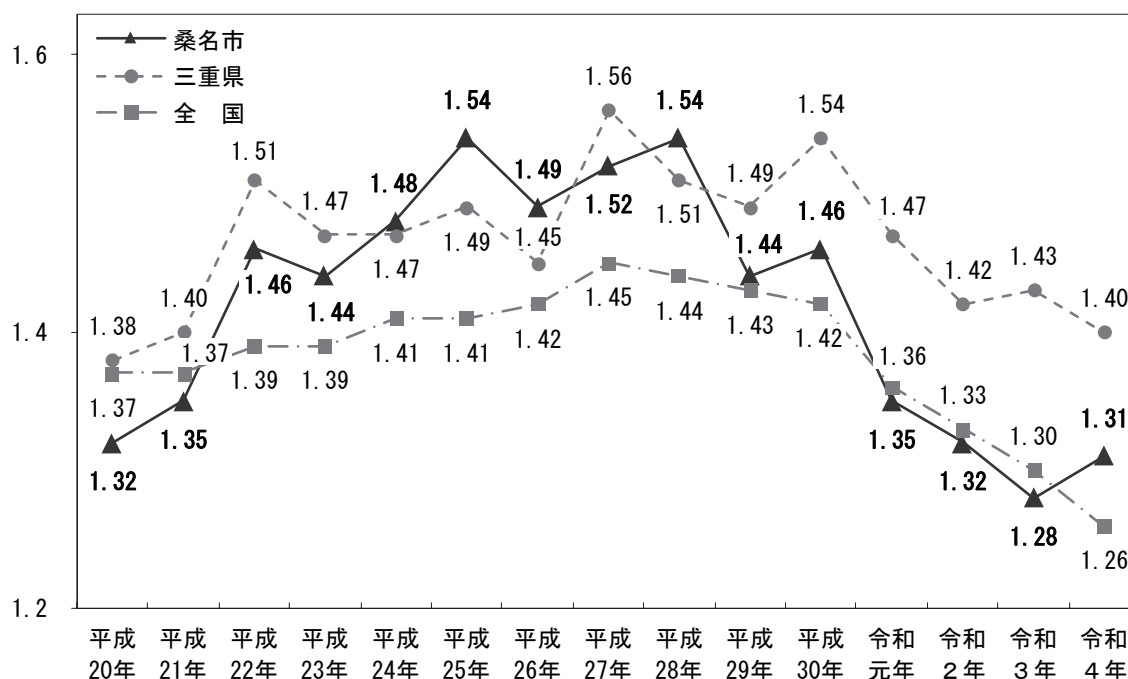
資料：桑名保健所年報

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

本市においては、人口規模の関係から年によって多少ばらつきがありますが、平成24年までは上昇傾向にあったものの、その後は横ばいに推移し、平成29年以降は低下傾向に転じました。令和4年には令和3年に比べ上昇し、1.31となっています。

図表2-5 合計特殊出生率の推移



資料：桑名保健所年報

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

全国及び三重県の第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみると、晩婚化の進展等により、年々高くなる傾向にあります。

図表2-6 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

単位：歳

区分	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
三重県	27.4	28.3	29.0	29.9	30.3	30.3
全国	27.8	28.6	29.5	30.4	30.7	31.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 低体重児出生率の推移

出生時の体重が2,500 g 未満の低体重児の出生率をみると、平成25年から令和4年の10年間の平均は、本市は9.1%となり、三重県（9.2%）及び全国（9.4%）を下回っています。

図表2-7 低体重児出生数・率の推移

単位：％

区 分		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
桑名市	数	107人	112人	108人	111人	86人	83人	85人	91人	80人	76人
	率	8.7	9.8	9.3	9.6	8.2	8.0	9.2	10.1	9.5	8.9
三重県（率）		8.9	9.7	9.3	9.2	9.3	9.0	9.3	8.7	9.4	9.2
全 国（率）		9.6	9.5	9.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.2	9.4	9.4

資料：桑名保健所年報

(5) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週（28日）未満の死亡を新生児死亡といいます。通常、出生1,000対の乳児死亡率、新生児死亡率でみます。

図表2-8 乳児死亡数・率の推移

（率は出生1,000対）

区 分		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
桑名市	数	3人	0人	0人	2人	0人	4人	1人	3人	3人	1人
	率	2.4	—	—	1.7	—	3.9	1.1	3.3	3.6	1.2
三重県（率）		3.0	2.0	2.1	1.7	1.4	1.7	1.4	2.4	1.6	0.9
全 国（率）		2.5	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8

資料：桑名保健所年報

図表2-9 新生児死亡数・率の推移

（率は出生1,000対）

区 分		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
桑名市	数	2人	0人	0人	1人	0人	3人	0人	1人	3人	1人
	率	1.6	—	—	0.9	—	2.9	—	1.1	3.6	1.2
三重県（率）		1.5	1.1	1.3	0.9	0.8	0.7	0.3	1.3	0.9	0.4
全 国（率）		1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

資料：桑名保健所年報

3 世帯の状況

(1) こどものいる世帯

本市の令和2年の一般世帯は56,285世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は12,756世帯、6歳未満親族のいる世帯は4,752世帯となっています。総世帯数は増加していますが、こどものいる世帯は減少を続けています。

こどものいる世帯の割合をみると、本市は三重県、全国に比べて高い率で推移していますが、低下傾向は同じです。

図表2-10 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2 年
桑 名 市	35,975 (100.0)	40,785 (100.0)	44,744 (100.0)	48,072 (100.0)	51,461 (100.0)	53,661 (100.0)	56,285 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	16,482 (45.8)	15,132 (37.1)	15,024 (33.6)	14,760 (30.7)	14,268 (27.7)	13,903 (25.9)	12,756 (22.7)
6歳未満親族のいる一般世帯	5,882 (16.4)	5,850 (14.3)	6,414 (14.3)	6,221 (12.9)	5,667 (11.0)	5,568 (10.4)	4,752 (8.4)
三 重 県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(42.2)	(35.1)	(31.1)	(27.9)	(25.4)	(23.2)	(20.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(15.4)	(13.5)	(12.5)	(11.5)	(10.2)	(9.1)	(7.6)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

資料：総務省「国勢調査」

(2) 家族類型

令和2年の国勢調査から、こどものいる世帯の家族類型をみると、親と子どもからなる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が87.1%、6歳未満親族のいる世帯が88.8%となっています。

本市の18歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、全国(86.7%)及び三重県(84.8%)よりも高くなっています。

本市の18歳未満親族のいるひとり親世帯は、母子世帯が488世帯、父子世帯が57世帯です。平成27年(母子世帯603世帯、父子世帯85世帯)と比較すると、母子世帯が115世帯、父子世帯が28世帯減少しています。

図表 2-11 一般世帯の家族類型別世帯数

単位：世帯（％）

区 分	一般 世帯数	親族世帯		非親族 世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族 世帯	その他の 親族世帯			母子世帯	父子世帯
桑 名 市	56,285 (100.0)	34,285 (60.9)	4,502 (8.0)	413 (0.7)	16,941 (30.1)	538 (1.0)	70 (0.1)
18歳未満親族の いる世帯	12,756 (100.0)	11,108 (87.1)	1,584 (12.4)	49 (0.4)	15 (0.1)	488 (3.8)	57 (0.4)
6歳未満親族 のいる世帯	4,752 (100.0)	4,221 (88.8)	518 (10.9)	13 (0.3)	0 (-)	95 (2.0)	5 (0.1)
三 重 県	(100.0)	(57.2)	(8.5)	(0.8)	(33.0)	(1.1)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(84.8)	(14.6)	(0.5)	(0.1)	(5.1)	(0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(87.7)	(11.9)	(0.4)	(-)	(2.5)	(0.1)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(1.2)	(0.1)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(5.4)	(0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(2.6)	(0.1)

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

(3) 平均世帯人員

令和2年における本市のこどものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が3.98人、6歳未満親族のいる世帯が4.00人となっています。18歳未満親族のいる世帯は、三重県よりわずかに少なく、全国より多くなっていますが、世帯規模が縮小していく傾向は同じです。

図表 2-12 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
桑 名 市	3.44	3.15	2.98	2.85	2.69	2.58	2.42
18歳未満親族のいる一般世帯	4.55	4.50	4.36	4.24	4.13	4.04	3.98
6歳未満親族のいる一般世帯	4.69	4.46	4.23	4.14	4.06	4.03	4.00
三 重 県	3.25	3.05	2.88	2.73	2.59	2.47	2.33
18歳未満親族のいる一般世帯	4.56	4.51	4.39	4.25	4.14	4.06	3.99
6歳未満親族のいる一般世帯	4.73	4.54	4.32	4.18	4.14	4.10	4.03
全 国	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42	2.33	2.21
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.35	4.24	4.13	4.06	3.98	3.93
6歳未満親族のいる一般世帯	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06	4.03	3.97

資料：総務省「国勢調査」

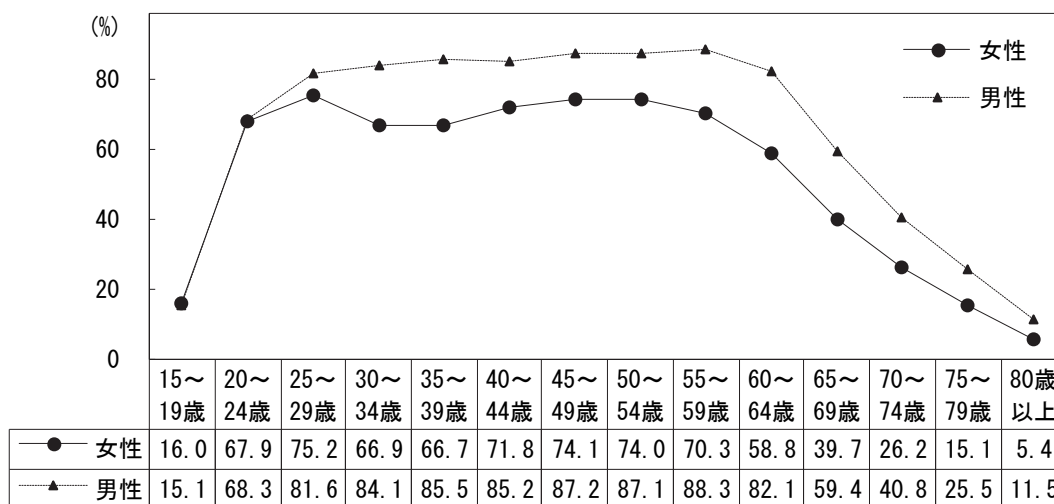
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

男性の就業率は、20～24歳で70%近くまで上昇し、20代後半～60代前半は80%台で推移し、定年退職を迎える60代後半から急激に低下していきます。これに対し女性は、20代後半の75.2%から30代には一旦66%台まで低下し、40代にかけて再度上昇していき、45～49歳で74.1%とピークに達し、その後徐々に低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いた40代から再び仕事に就くという女性特有の就労状況がうかがえます（図表2-13）。

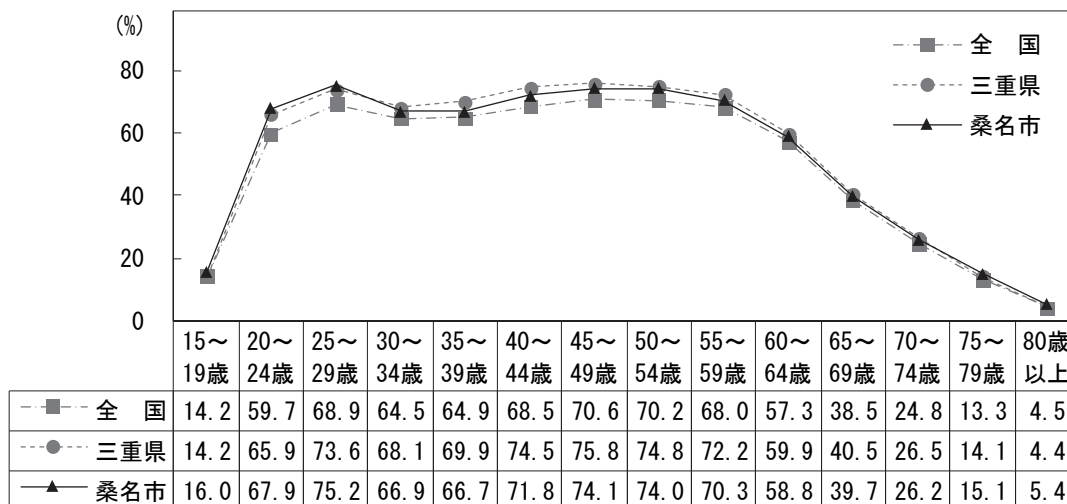
女性の年齢別の就業率は、三重県、全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いています（図表2-14）。

図表2-13 桑名市の性別・年齢別就業率



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表2-14 女性の年齢別就業率（国・県との比較）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

(2) 女性の産業別就業状況

令和2年の15歳以上の女性就業者は30,422人です。産業別にみると、「卸売業、小売業」が19.9%と最も高く、次いで「医療、福祉」が17.8%、「製造業」が16.2%などとなっています。

産業分類別にみると、「第3次産業」が75.9%を占めています。

図表2-15 産業別にみた女性の就業者数

単位：人（%）

区 分	桑名市		三重県	全 国
計	30,422	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	398	(1.3)	(2.2)	(2.8)
漁業	44	(0.1)	(0.3)	(0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	3	(0.0)	(0.0)	(0.0)
建設業	821	(2.7)	(2.8)	(2.8)
製造業	4,915	(16.2)	(15.3)	(10.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	46	(0.2)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	286	(0.9)	(0.7)	(2.2)
運輸業、郵便業	926	(3.0)	(2.6)	(2.7)
卸売業、小売業	6,045	(19.9)	(17.6)	(17.9)
金融業、保険業	897	(2.9)	(2.6)	(3.0)
不動産業、物品賃貸業	437	(1.4)	(1.2)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	726	(2.4)	(2.0)	(3.0)
宿泊業、飲食サービス業	2,548	(8.4)	(7.8)	(7.4)
生活関連サービス業、娯楽業	1,689	(5.6)	(4.8)	(4.6)
教育、学習支援業	1,987	(6.5)	(6.2)	(6.4)
医療、福祉	5,410	(17.8)	(21.7)	(22.1)
複合サービス事業	190	(0.6)	(0.9)	(0.7)
サービス業（他に分類されないもの）	1,307	(4.3)	(4.8)	(5.9)
公務（他に分類されるものを除く）	591	(1.9)	(2.3)	(2.4)
分類不能の産業	1,156	(3.8)	(3.7)	(3.2)
第1次産業（再掲）	442	(1.5)	(2.5)	(2.9)
第2次産業（再掲）	5,739	(18.9)	(18.1)	(13.7)
第3次産業（再掲）	23,085	(75.9)	(75.6)	(80.2)

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移を性・年齢別にみると、平成7年から令和2年にかけて概ね上昇傾向にあります。特に女性の25～29歳では18.8ポイント、30～34歳では18.1ポイント、男性の35～39歳では14.6ポイント上昇しています。未婚率の上昇は、晩婚化、晩産化につながり、少子化の要因の一つとして考えられます。

図表2-16 未婚率の推移

単位：％

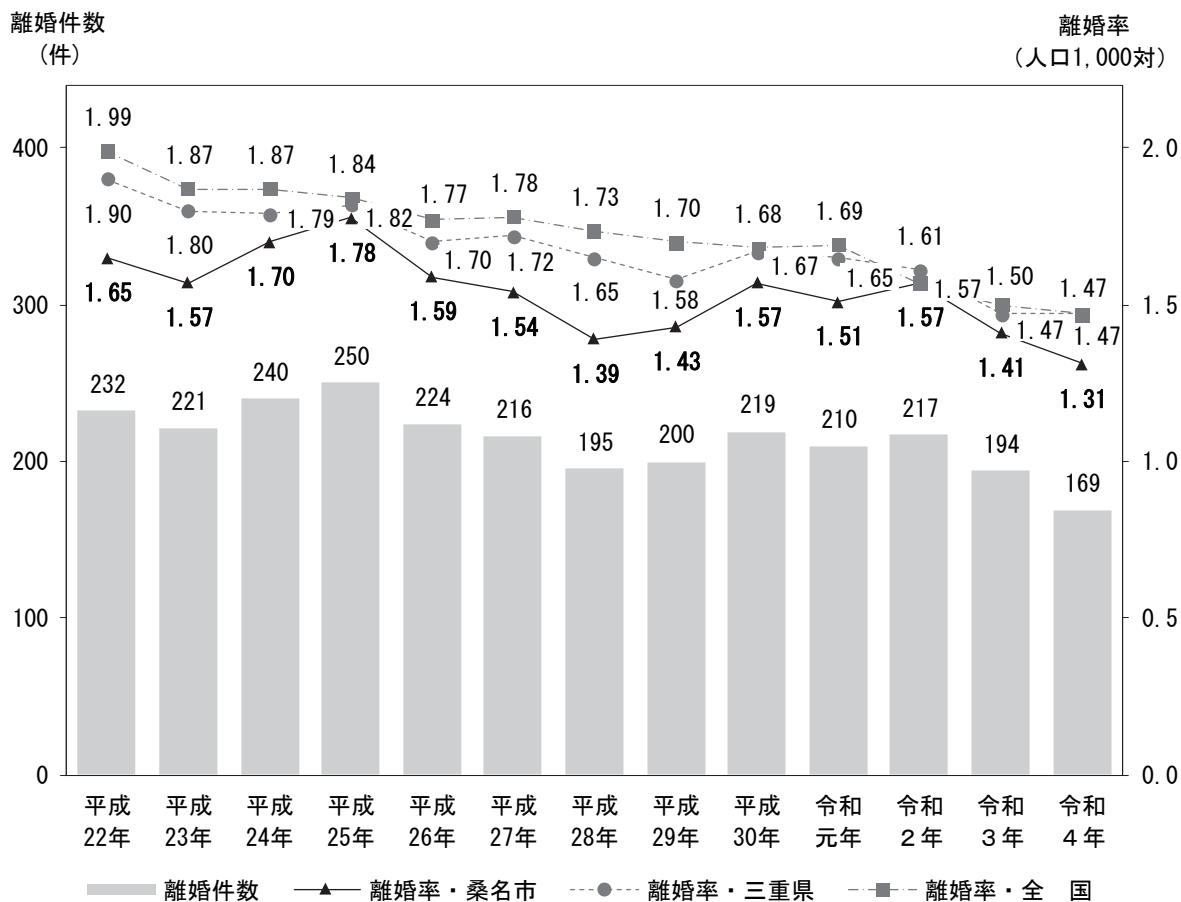
区分		女 性						男 性					
		平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
20 ～ 24 歳	桑名市	87.0	88.4	88.3	89.7	91.7	91.7	93.0	92.4	93.2	93.1	93.9	93.3
	三重県	84.8	85.6	96.0	86.4	89.0	89.2	91.8	91.1	91.5	91.4	92.4	90.7
	全 国	86.4	87.9	88.7	87.8	88.0	87.1	92.6	92.9	93.4	91.4	90.5	88.5
25 ～ 29 歳	桑名市	42.7	49.2	55.4	58.5	59.1	61.5	63.3	66.3	69.4	70.8	69.9	71.2
	三重県	41.1	47.9	53.5	54.7	56.1	57.9	63.3	64.7	67.2	67.8	69.3	69.0
	全 国	48.0	54.0	59.0	58.9	58.8	58.2	66.9	69.3	71.4	69.2	68.3	65.4
30 ～ 34 歳	桑名市	12.6	19.2	25.4	28.7	29.6	30.7	32.1	36.9	42.1	45.0	42.8	44.5
	三重県	13.6	20.4	25.9	28.9	30.3	30.5	31.2	37.4	42.0	43.1	44.4	45.1
	全 国	19.7	26.6	32.0	33.9	33.6	33.6	37.3	42.9	47.1	46.0	44.7	43.7
35 ～ 39 歳	桑名市	6.4	8.2	12.9	16.3	19.1	19.7	16.8	20.4	25.0	29.9	32.3	31.4
	三重県	6.5	9.5	14.3	17.9	20.2	20.4	17.6	21.1	27.5	31.1	32.6	32.7
	全 国	10.0	13.8	18.4	22.7	23.3	22.8	22.6	25.7	30.0	34.8	33.7	32.4

資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の産業別就業状況

令和4年における本市の離婚件数は169件です。これまでの推移をみると、平成25年の250件をピークに減少傾向にありましたが、平成29～30年にかけて増加し、その後は横ばいに推移した後、令和2年からは再び減少しています。離婚率（人口1,000対）をみると、ばらつきはあるものの、いずれの年も三重県、全国を下回っています。

図表2-17 離婚件数及び離婚率（人口1,000対）の推移



資料：桑名保健所年報

Ⅱ 子ども・子育て支援施策の状況

1 教育・保育の状況

令和6年3月31日現在、本市の小学校就学前のこども数は5,430人で、就園状況の構成割合では、0歳児では10.6%、1歳児では44.8%、2歳児では51.5%と年齢とともに就園児の割合が増えています。さらに、3歳児になると幼稚園の利用開始に伴い就園児の割合が大幅に上昇し、4歳以上では幼稚園、保育所（園）・認定こども園を合わせて96.9%を占めています（図表2-18、図表2-19）。

図表2-18 幼稚園・保育所（園）等の利用状況

単位：人

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園			9	233	275	371	888
保育所（園）・認定こども園	76	371	447	610	610	636	2,750
小規模保育施設	6	12	13				31
在宅等	695	471	442	92	38	23	1,761
就学前のこども数	777	854	911	935	923	1,030	5,430

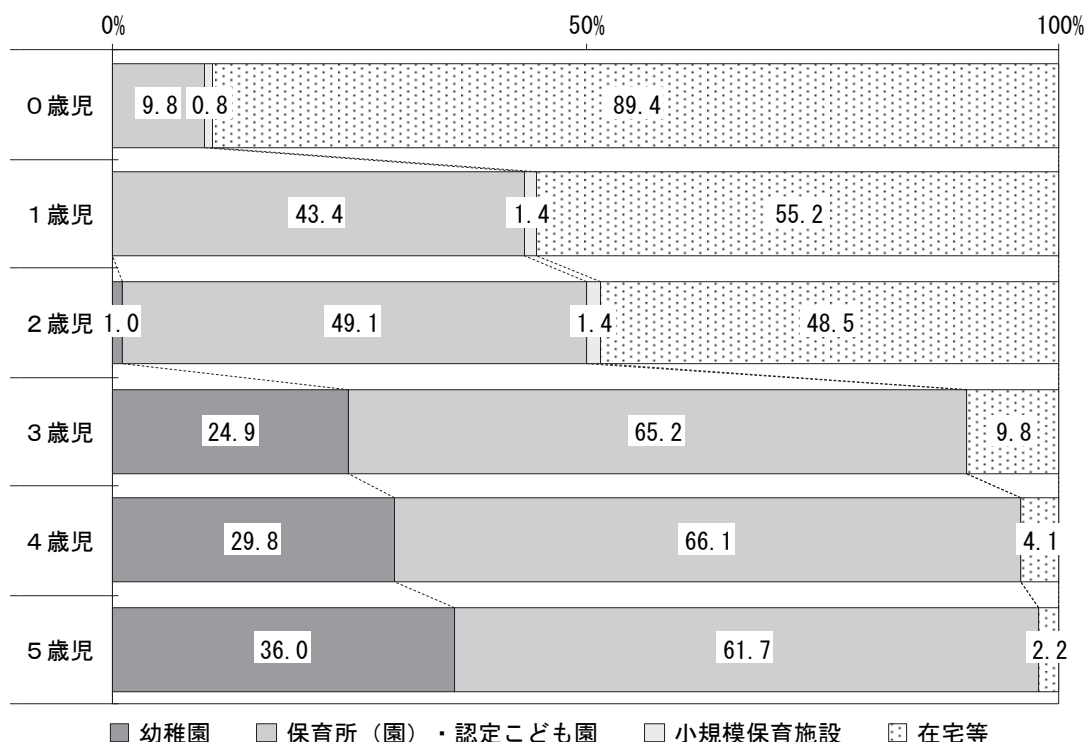
注1：幼稚園、保育所（園）の園児数は令和6年5月1日現在（市外の園に通う園児を含む）

注2：就学前のこども数は令和6年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口

注3：幼稚園の「2歳児」は満3歳児の園児数

注4：「在宅等」は就学前のこども数から園児数の合計を除いたもの

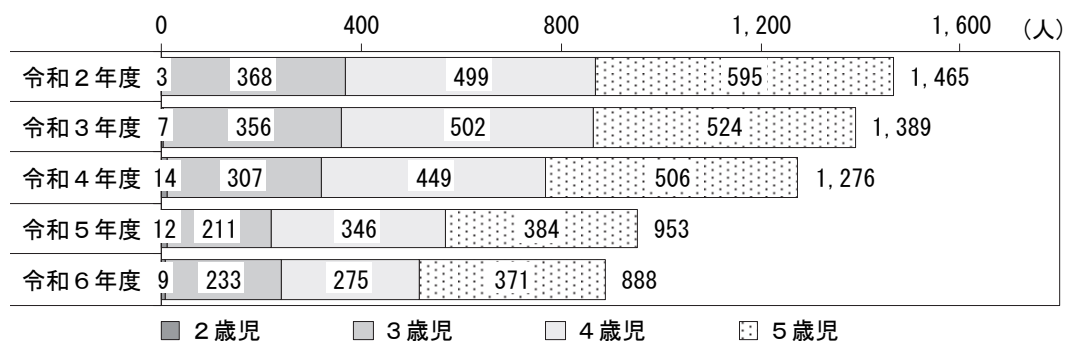
図表2-19 通園状況の構成割合



(1) 幼稚園の利用状況

幼稚園の利用者数は、令和2年度以降減少しており、令和5年度には1,000人を下回っています。

図表2-20 幼稚園の年齢別利用者数の推移

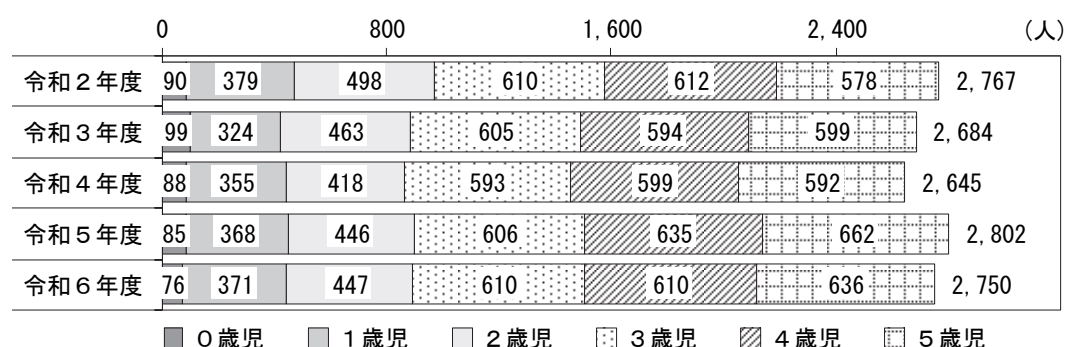


(注) 各年度5月1日現在

(2) 保育所（園）・認定こども園の利用状況

保育所（園）・認定こども園の利用者数は、増減を繰り返しているものの、およそ2,600～2,800人台で推移しています。

図表2-21 保育所（園）・認定こども園の年齢別利用者数の推移

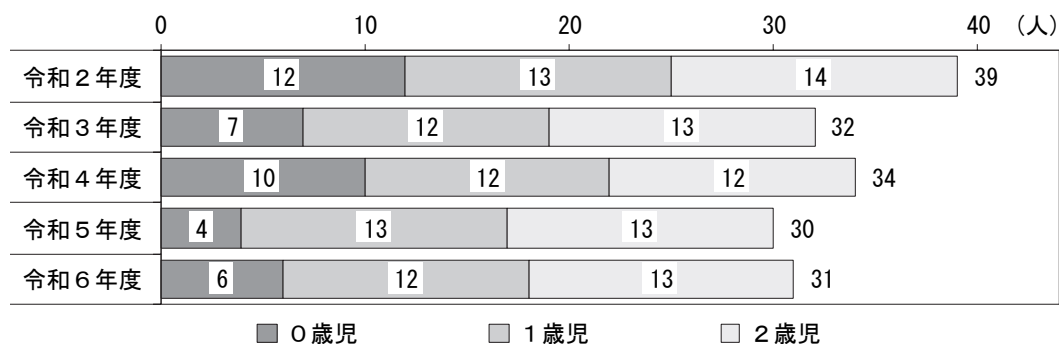


(注) 各年度5月1日現在

(3) 小規模保育施設の利用状況

小規模保育施設の利用者数は、令和2年度以降、30人台で推移しています。

図表2-22 小規模保育施設の年齢別利用者数の推移



(注) 各年度5月1日現在

2 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 妊産婦健診

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦健康診査を実施しています。また、母子健康手帳交付時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげています。

図表 2-23 妊婦健康診査の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数（件）	967	950	906	886	809
妊婦健診延べ受診者数（人）	11,731	11,549	10,992	10,676	9,613
産婦健診延べ受診者数（人）	835	1,416	1,361	1,384	1,290

(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行っています。

図表 2-24 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数（件）	945	871	862	840	764

(3) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。

図表 2-25 養育支援訪問事業の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ訪問件数（件）	113	173	171	316	507

(4) 利用者支援事業

子ども・子育て応援センターにおいて個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業を円滑に利用できるよう支援しています。また、令和2年度には母子保健型を新たに整備しました。

図表2-26 利用者支援事業の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数（か所）	3	4	4	4	5

(5) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげていくため、市内7か所で子育て支援センターを開設しています。

令和5年度には、延べ62,547人の利用がありました。

図表2-27 子育て支援センターの利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	74,898	56,116	60,439	56,286	62,547

(6) 一時保育（幼稚園在園児対象を除く一時預かり事業）

保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができないときに、一時的に預かる事業であり、令和5年度は、市内7か所で実施しています。

令和5年度には、延べ1,773人の利用がありました。

図表2-28 一時保育の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	2,609	1,964	1,604	1,960	1,773

(7) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園の在園児を対象に、保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができない時に一時的に預かる事業を実施しています。

令和5年度には、延べ60,214人の利用がありました。

図表2-29 一時預かり事業の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	71,041	54,708	51,116	47,581	60,214

(8) ファミリー・サポート・センター事業

こどもの保育所（園）等への送迎や一時的な預かり等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行うものです。

依頼会員は年々増加していますが、援助会員及び両方会員は減少傾向にあります。令和5年度の登録人数は依頼会員が649人、援助会員が87人、両方会員が16人の計752人で、利用件数は1,776件でした（図表2-30、図表2-31）。

図表2-30 ファミリー・サポート・センター会員数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数（人）	771	765	751	660	649
両方会員数（人）	32	26	22	18	16
援助会員数（人）	100	103	99	88	87
依頼会員数（人）	639	636	630	554	546

図表2-31 ファミリー・サポート・センター援助活動状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数（件）	4,179	2,269	1,902	1,477	1,776
基本事業（件）	4,151	2,249	1,893	1,470	1,766
病児・緊急対応強化事業（件）	28	20	9	7	10

(9) 延長保育事業

保育所（園）等で通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。

令和5年度は、市内12園で実施しており、305人（実利用人数）の利用がありました。

図表2-32 延長保育事業の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数（人）	457	369	351	312	305

(10) 病児保育事業

病気のこどもが集団や家庭で保育できない時に、医師の指示に基づき、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和5年度は、市内2か所で実施しており、延べ641人の利用がありました。

図表2-33 病児保育事業の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	997	247	330	432	641

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等によりこどもを養育することが困難となった場合に、保護者の申し出により一定期間、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

図表2-34 子育て短期支援事業の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	24	18	18	34	41
延べ利用日数（人）	42	64	69	209	162

(12) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているこどもに対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

利用者は年々増加しています。令和5年4月現在、市内39か所で実施されており、1,314人が利用しています。

図表2-35 学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	1,022	1,127	1,168	1,193	1,314

(13) 産後ケア事業

出産後、赤ちゃんの育児方法に不安がある人で、家族等からの支援が受けられない人等に対し、母子の心身のケア、授乳指導、育児相談などの支援を実施する事業です。

本市では、令和元年度より助産師等が自宅に訪問する訪問サービスを開始し、さらに令和４年度には医療機関などで８時間程度ケアを受ける通所サービス、令和５年度には医療機関などに宿泊しケアを受ける宿泊サービスを新たに開始しています。

図表２－36 産後ケア事業の利用状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用人数（人）	16	20	43	163	309

(14) 出産・子育て応援給付金事業

令和４年度から開始した、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てをできるようにするために、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う「伴走型相談支援」を行うとともに、経済的な負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」を支給する事業です。

図表２－37 出産・子育て応援給付金の支給状況

区 分	令和４年度	令和５年度
支給件数（件）	1,546	2,084
出産応援給付金（件）	1,029	1,027
子育て応援給付金（件）	517	1,057

第3章 調査、ヒアリングのまとめ



1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童のいる保護者を対象に実施し、特に就学前のこどものいるご家庭には、全ての家庭を対象にニーズ調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

<調査方法等>

区 分	就学前のこどもの保護者調査	小学生の保護者調査
調査対象者	令和6年2月1日現在、就学前のこどもの保護者（全世帯）※	令和6年2月1日現在、小学生の保護者（抽出）
調査票の配布・回収	配付：郵送 回収：web及び郵送	配付：学校（一部郵送） 回収：web及び郵送
調 査 期 間	令和6年2月8日～29日	

※対象となるこどもが複数いる世帯では、一人のこどもに対してのみ調査しています。就学前のこどもと小学生のこども、どちらもいる世帯については、就学前のこどものみ調査対象としています（就学前のこどもがいる世帯は、小学生の保護者調査対象から除く）。

<回収結果>

区 分	就学前のこどもの保護者調査	小学生の保護者調査
配布数	4,722	2,000
回収数	郵送 964	513
	Web 1,443	899
	計 2,407	1,412
回収率	51.0%	70.6%

(2) 集計・分析にあたって

- ① 図表中のn（Number of Caseの略）は回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数（n）を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。
- ④ 調査項目によっては、過去に実施した調査と比較分析をしました。本文及び図表中、「平成20年」とあるのは平成20年度の調査結果、「平成25年」とあるのは平成25年度の調査結果、「平成30年」とあるのは平成30年度の調査結果、「令和5年」とあるのは令和5年度に実施した今回の調査結果を指します。

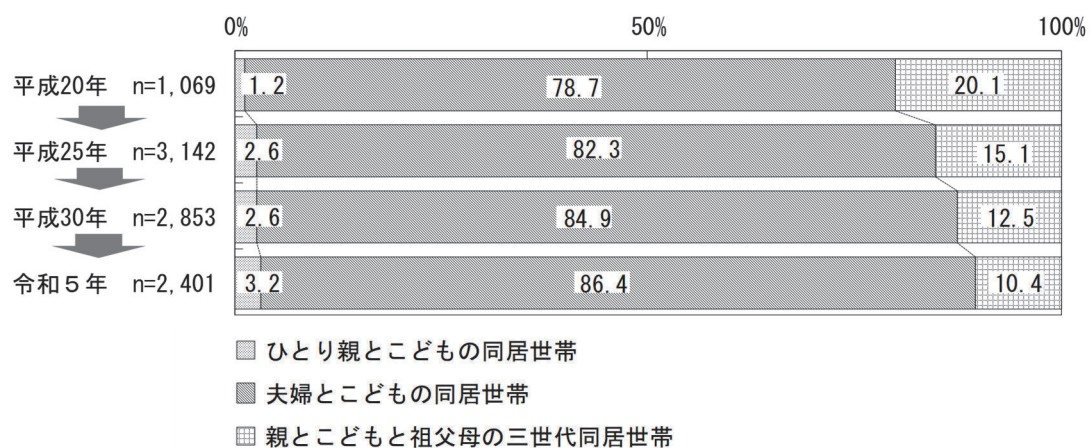
(3) 調査結果の概要

① こどもと家族の状況等

同居者から世帯構成をみると、夫婦とこどもの同居世帯が86.4%と圧倒的に高く、親とこどもと祖父母の三世帯同居世帯が10.4%、ひとり親とこどもの同居世帯は3.2%です。

過去の調査結果との比較では、夫婦とこどもの同居世帯が上昇する一方、親とこどもと祖父母の三世帯同居世帯が低下しています。

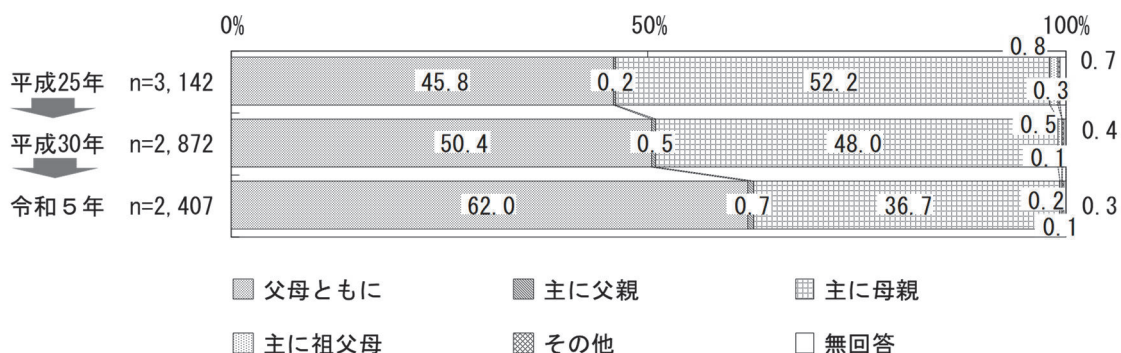
図表 3－1 世帯構成（就学前児童）



（注）無回答等を除く。

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が62.0%と最も高く、次いで「主に母親」が36.7%、「主に父親」が0.7%、「主に祖父母」が0.2%です。平成30年の調査結果との比較では、「父母ともに」が10ポイント以上上昇しています。

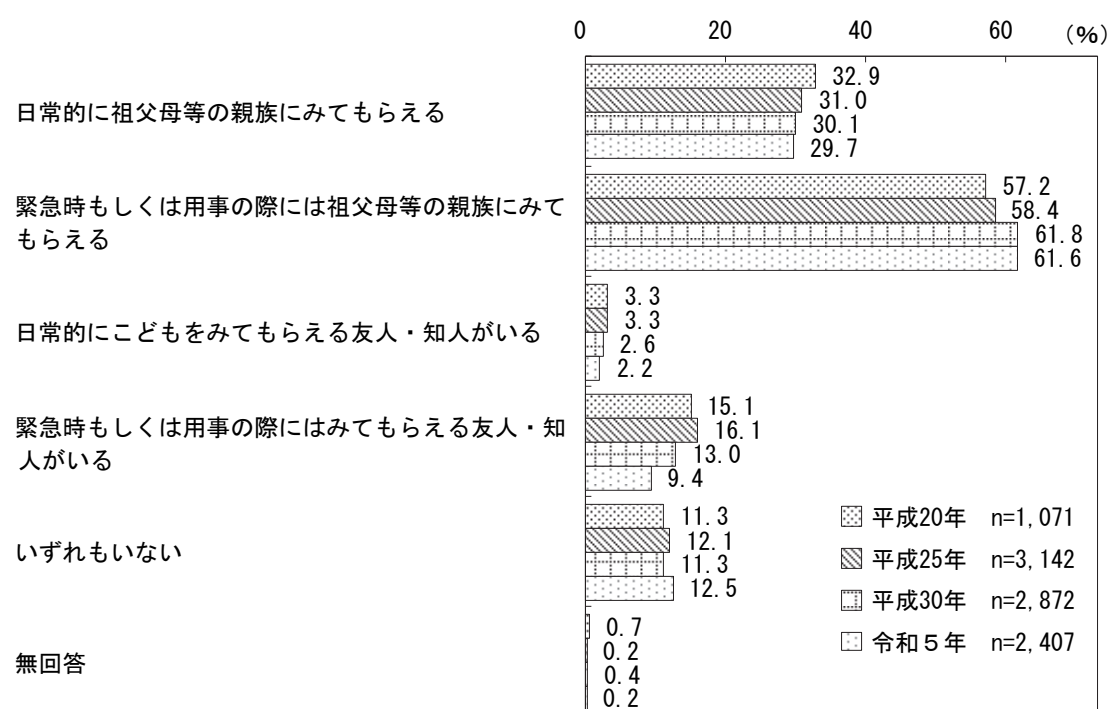
図表 3－2 子育てを主に行っている人（就学前児童）



こどもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.7%、「いずれもない」が12.5%となっています。

過去の調査結果との比較では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる友人・知人がいる」及び「日常的にこどもをみてもらえる友人・知人がいる」が低下しています。

図表 3－3 こどもをみてくれる親族等の有無（就学前児童、複数回答）

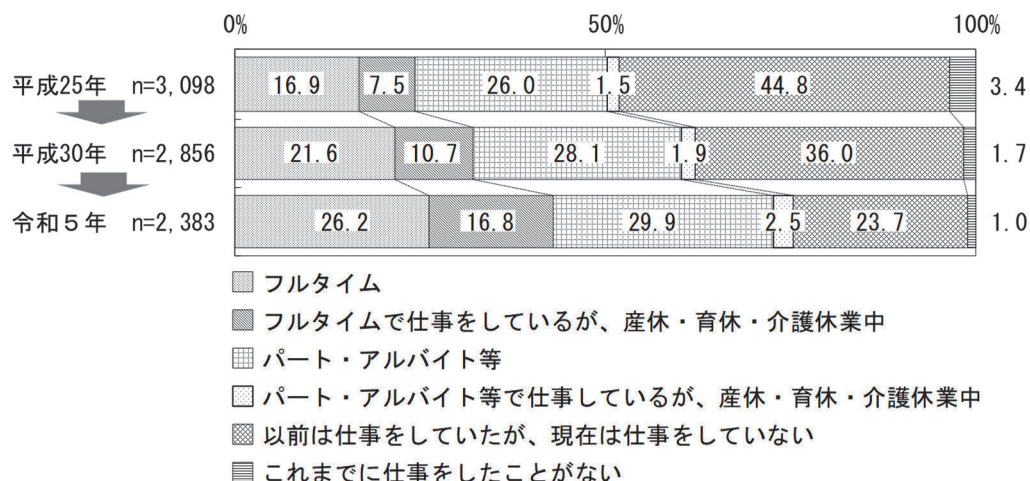


② 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が29.9%と最も高く、次いで「フルタイム」が26.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.7%です。

過去の調査結果との比較では、「フルタイム」「パート・アルバイト等」など〈仕事をしている〉が上昇しています。

図表 3-4 母親の就労状況（就学前児童）

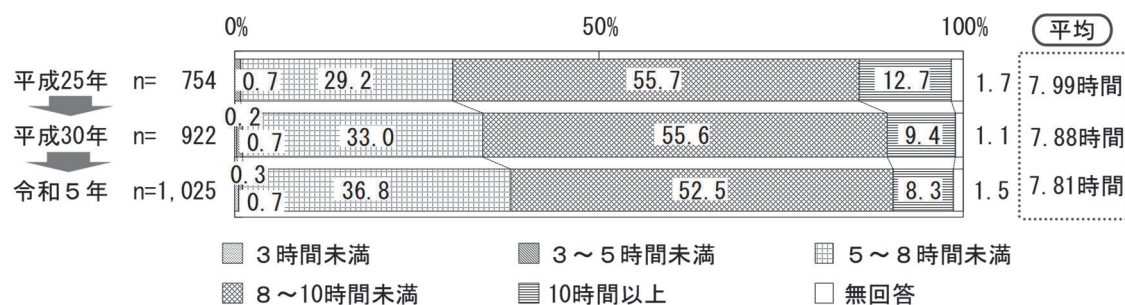


フルタイムの就労時間は、母親が8時間弱、父親が10時間弱となっています。

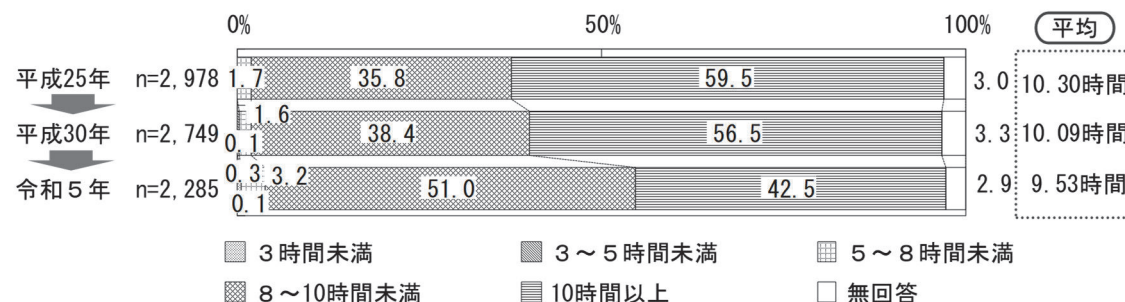
過去の調査結果に比べ、父母ともに短くなっており、特に父親は「10時間以上」が14ポイント低下し、「8～10時間未満」が12.6ポイント上昇しています。

図表 3-5 フルタイムの1日あたりの平均就労時間（就学前児童）

【母親】



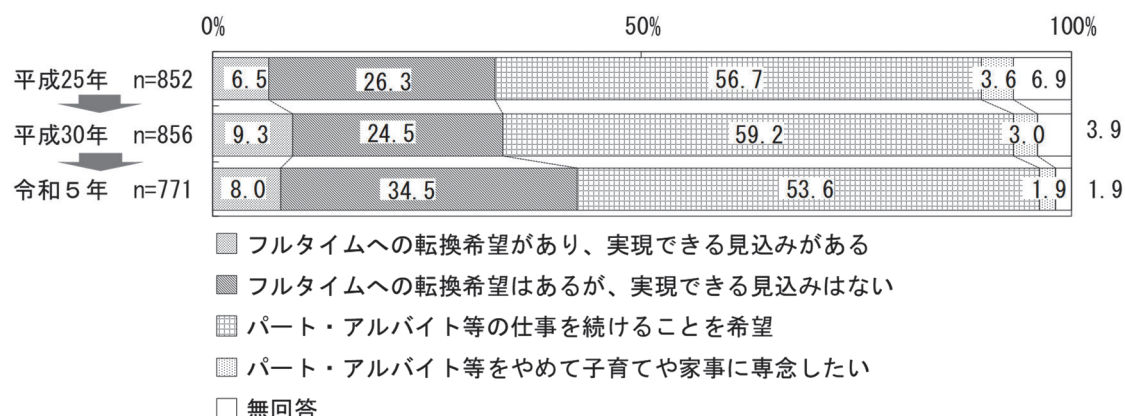
【父親】



パート・アルバイト等と回答した人にフルタイムへの転換希望をたずねたところ、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が53.6%を占めています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」が34.5%、「フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある」が8.0%であり、合わせて《フルタイムへの転換希望がある》は42.5%となっています。

過去の調査結果との比較では、平成30年に比べ、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」が10ポイント上昇しています。

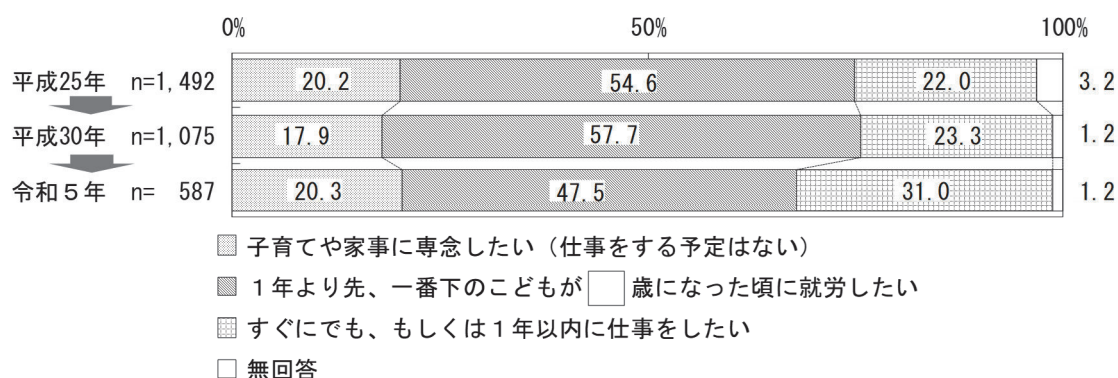
図表 3-6 パート・アルバイト等のフルタイムへの転換希望（就学前児童）



現在仕事をしていない母親の就労意向は、「1年より先、一番下のこどもが 歳になった頃に就労したい」が47.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.0%、「子育てや家事に専念したい(仕事をする予定はない)」が20.3%となっています。「1年より先、一番下のこどもが 歳になった頃に就労したい」及び「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の合計《就労したい》は78.5%になります。

過去の調査結果との比較では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が大幅に上昇しています。

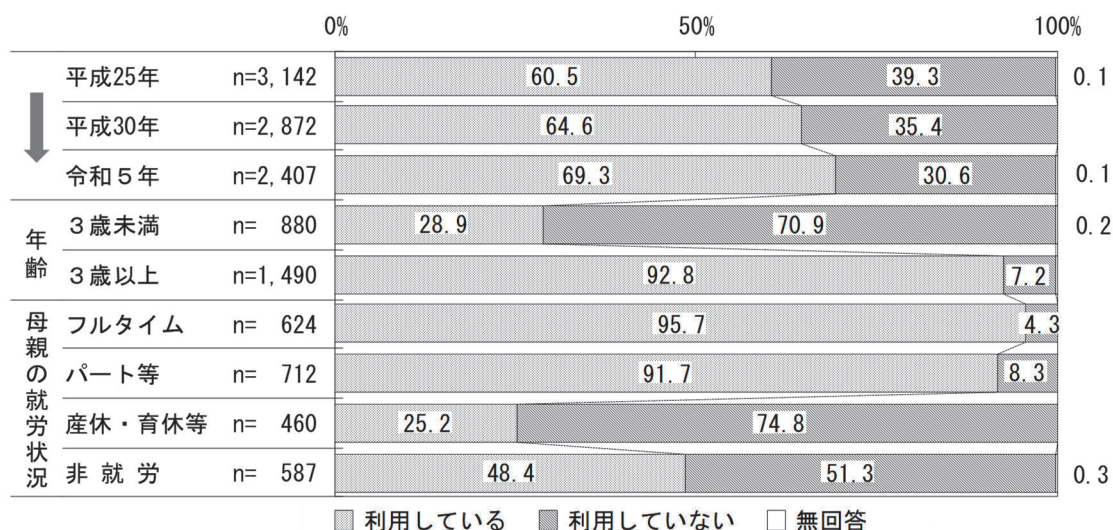
図表 3-7 仕事をしていない母親の就労希望（就学前児童）



③ 平日の定期的な教育・保育事業

定期的な教育・保育事業は、調査回答者の69.3%が利用しています。こどもの年齢別にみると、年齢が高くなるにしたがい高くなる傾向にあり、4歳では96.4%となり、5・6歳では99%を超えます。母親の就労状況別にみると、フルタイム及びパート等では90%を超えています。

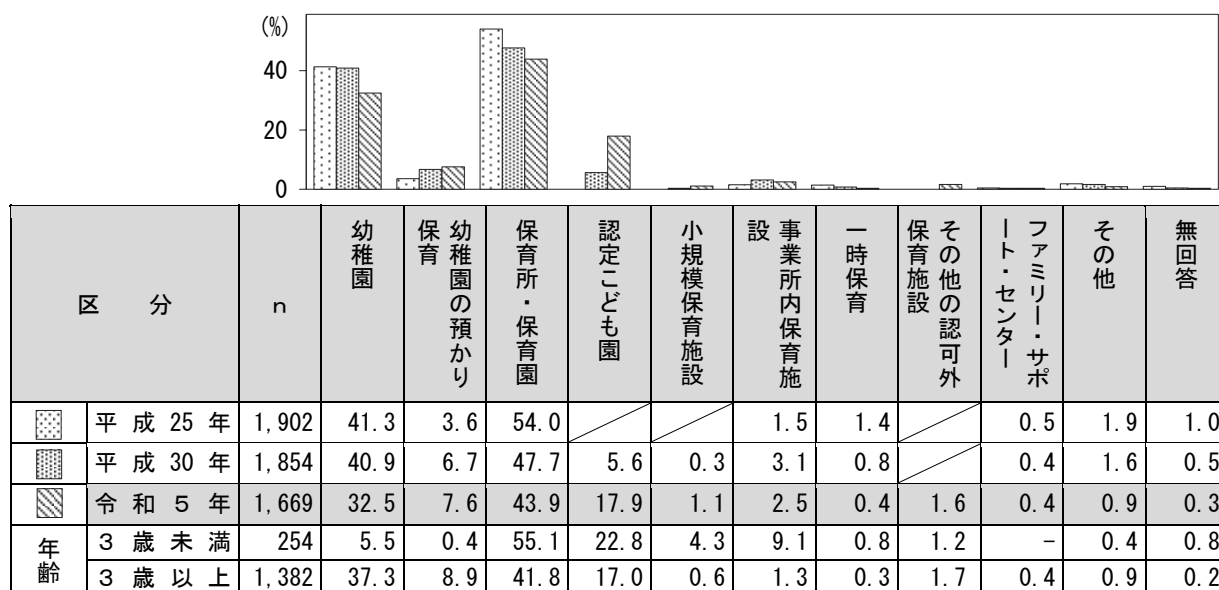
図表 3－8 平日の教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



定期的にご利用している教育・保育事業の種類は、「保育所・保育園」が43.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が32.5%などなっていますが、これらは「認定こども園」等の上昇に伴い低下しています。

こどもの年齢別にみると、3歳未満では「保育所・保育園」が圧倒的に高くなっていますが、3歳以上では「幼稚園」の割合も30%代後半まで上昇します。

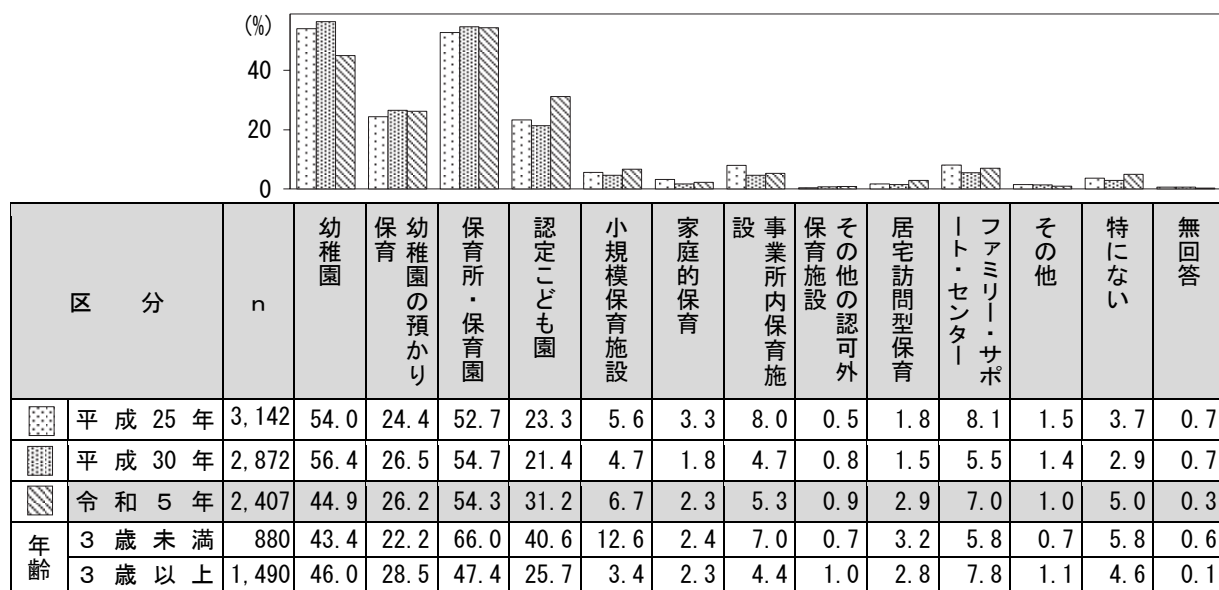
図表 3－9 平日利用している教育・保育事業の種類（就学前児童、複数回答）



現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業は、「保育所・保育園」が54.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が44.9%、「認定こども園」が31.2%、「幼稚園の預かり保育」が26.2%などとなっています。

こどもの年齢別にみると、3歳未満は「保育所・保育園」が圧倒的に高くなっていますが、3歳以上では「幼稚園」の割合も40%代後半まで上昇します。

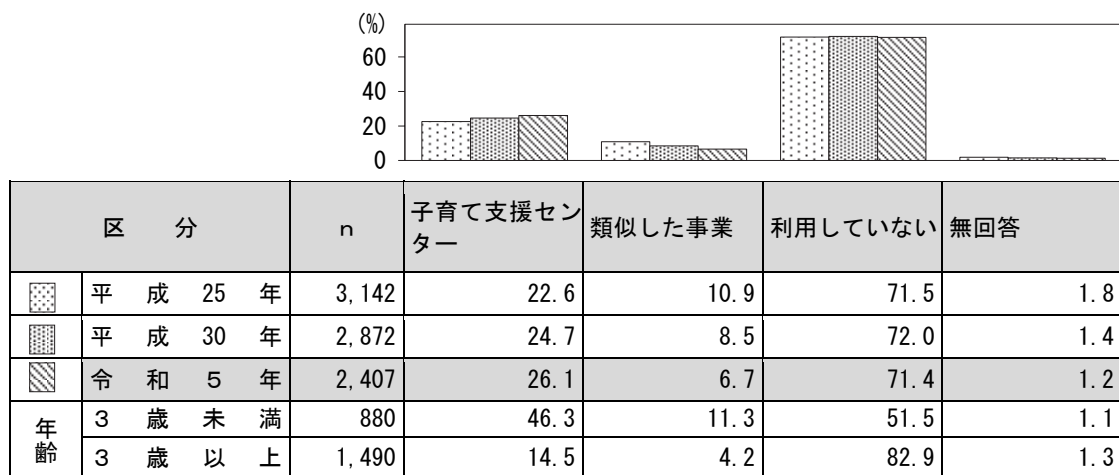
図表 3-10 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童、複数回答）



④ 地域の子育て支援事業

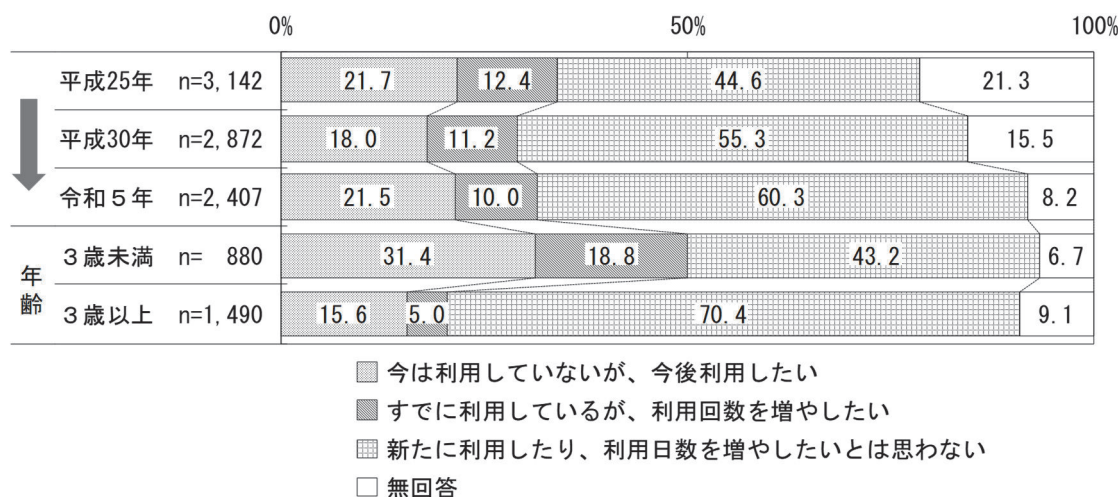
市内8か所で実施している子育て支援センター及び類似した事業（おおぞら出前保育など）の利用状況をたずねたところ、「利用していない」（71.4%）と無回答（1.2%）を除いた27.4%が、いずれかまたは複数の事業を利用していることになります。

図表 3-11 子育て支援センター等の利用状況（就学前児童、複数回答）



子育て支援センター等の利用意向をたずねたところ、「今は利用していないが、今後利用したい」が21.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.0%あります。

図表 3-12 子育て支援センター等の利用意向（就学前児童）



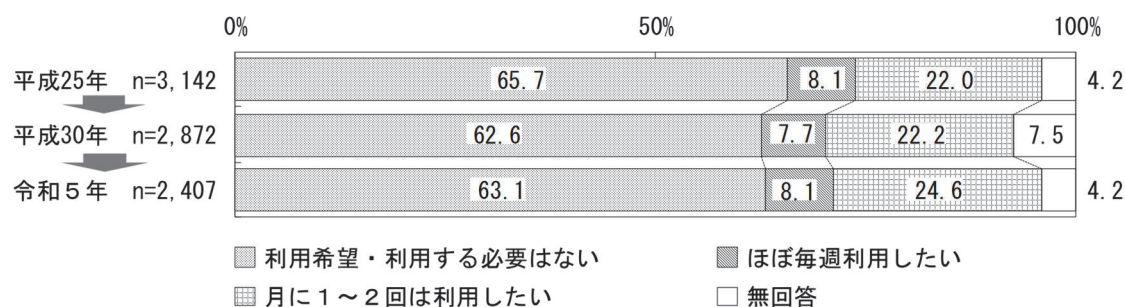
⑤ 休日・長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業

土曜日の定期的な教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」（8.1%）と「月に1～2回は利用したい」（24.6%）を合計した《利用したい》は32.7%です。

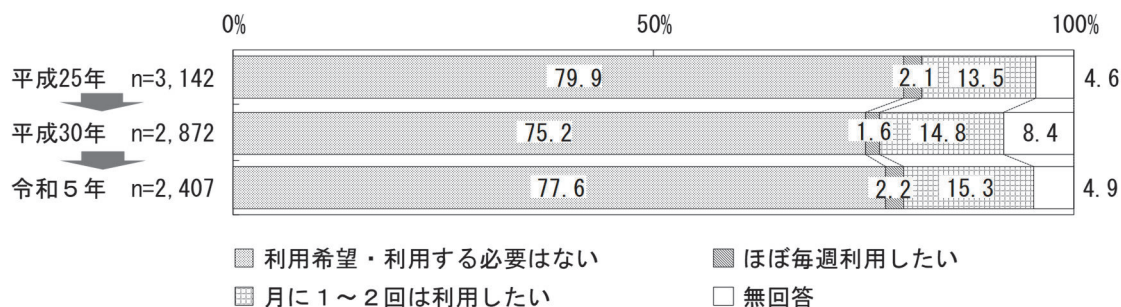
日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」（2.2%）と「月に1～2回は利用したい」（15.3%）を合計した《利用したい》は17.5%です。

図表 3-13 土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

【土曜日】

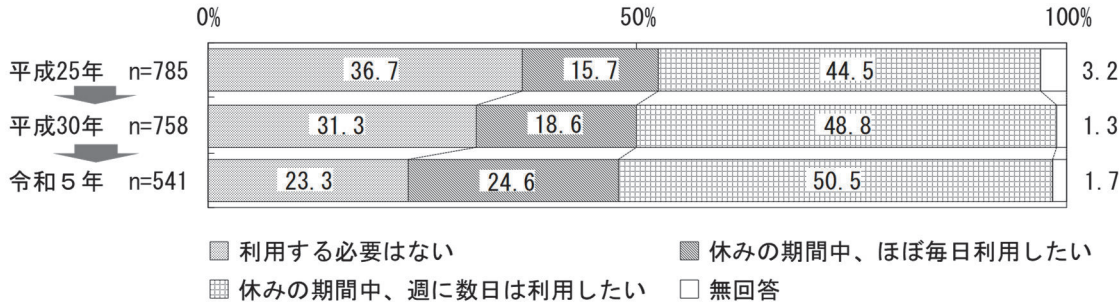


【日曜日・祝日】



幼稚園の利用者に、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中における教育・保育事業の利用意向についてたずねたところ、「休みの期間中、週に数日利用したい」が50.5%を占めており、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（24.6%）との合計《利用したい》は75.1%となっています。

図表 3-14 幼稚園利用者の長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

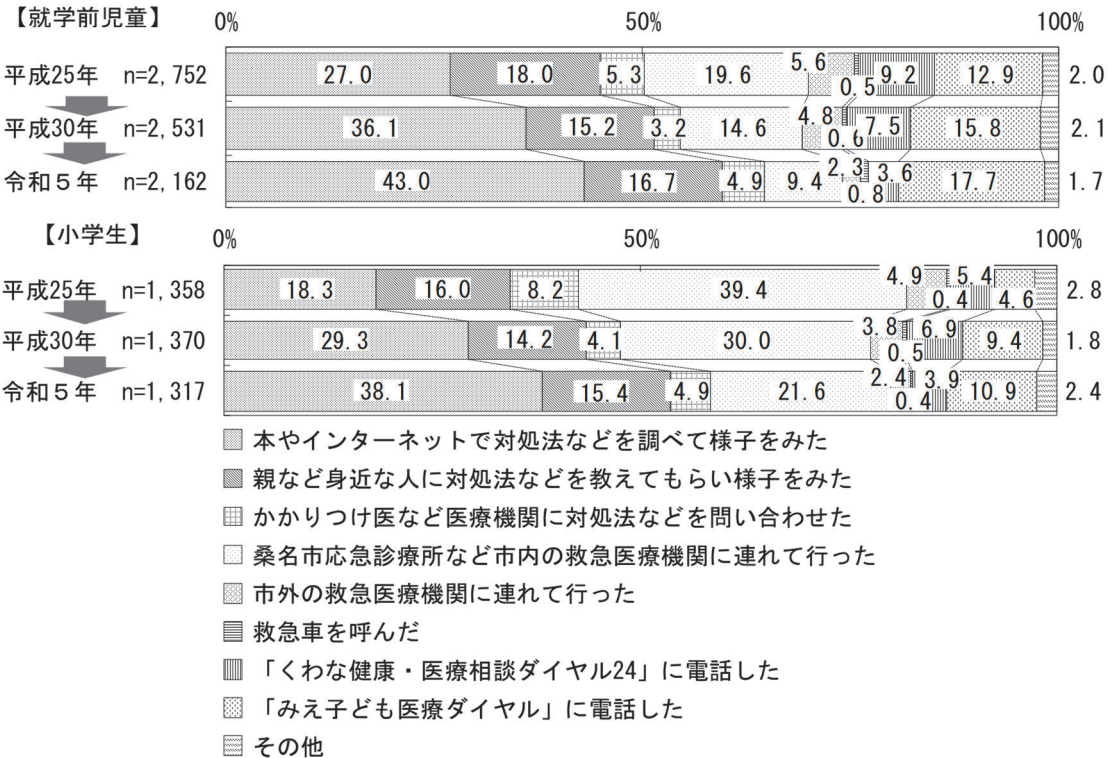


⑥ こどもが病気の際の対応

こどもが休日・夜間に病気になった時の対応としては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「本やインターネットで対処法などを調べて様子をみた」が最も高くなっています。

過去の調査との比較では、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「本やインターネットで対処法などを調べて様子をみた」及び「「みえ子ども医療ダイヤル」に電話した」が年々高くなってきています。

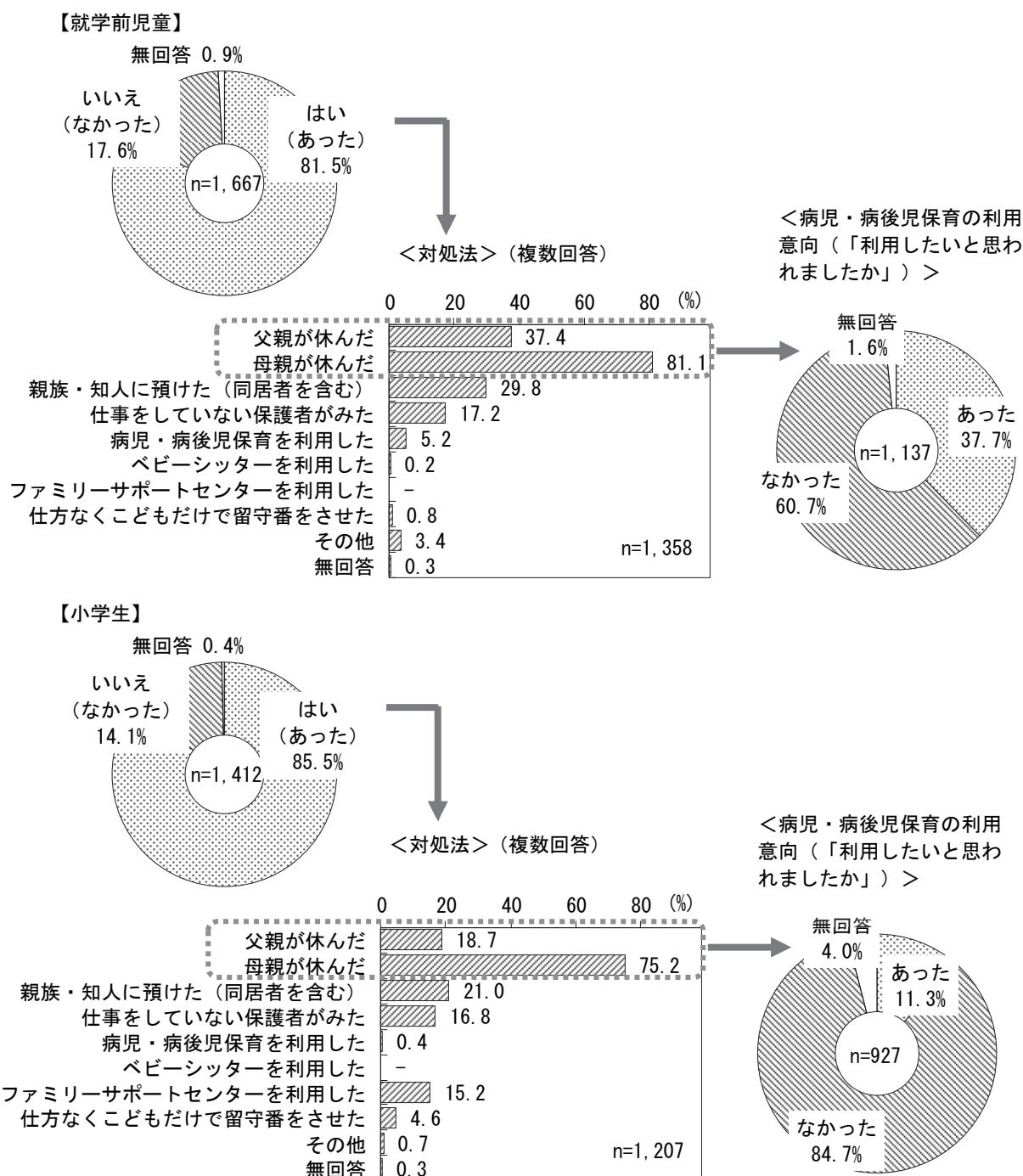
図表 3-15 こどもが休日・夜間に病気になった時の対応（就学前児童・小学生）



こどもが病気等で平日の定期的な教育・保育事業や小学校を休んだことについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに80%以上が「はい」（あった）と回答しており、その際の対処法については「母親が休んだ」が突出して高くなっています。

病児・病後児保育を利用したいと思ったことが「あった」と回答したのは、教育・保育事業の利用者の37.7%、小学生の保護者の11.3%です。

図表 3-16 こどもが病気等で平日の教育・保育事業や小学校を休んだこと（就学前児童・小学生）

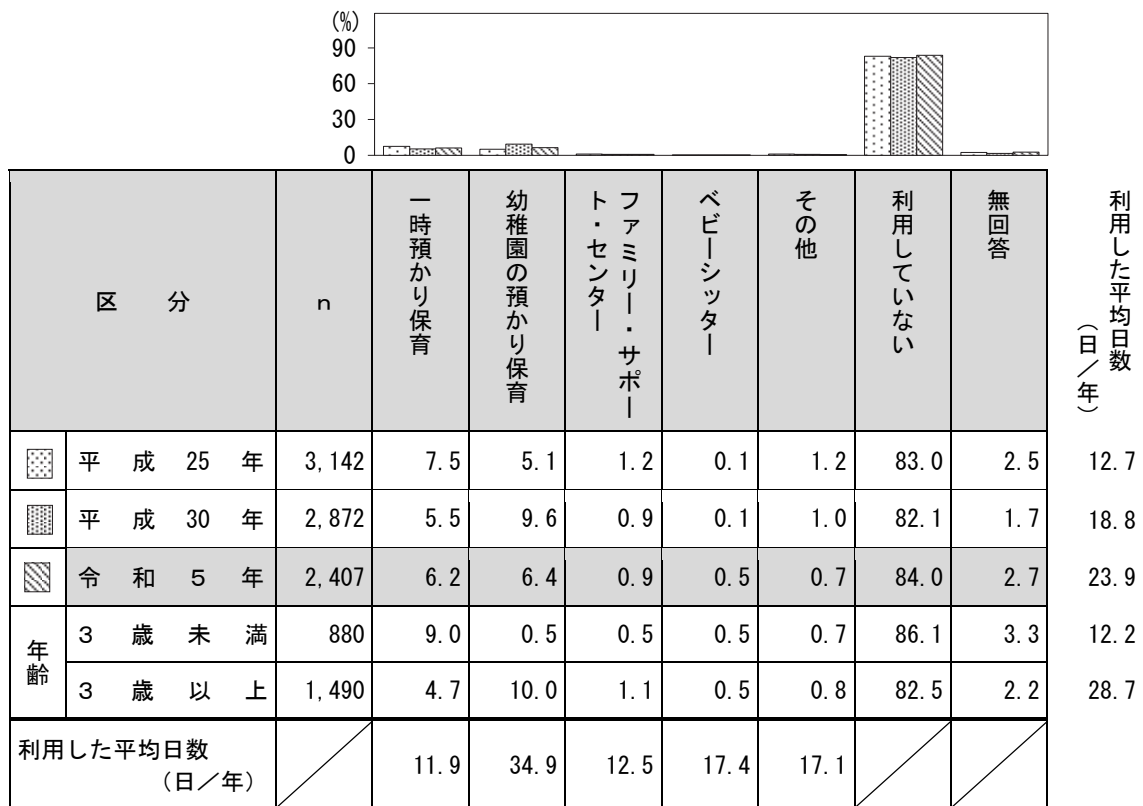


⑦ 不定期な教育・保育事業

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期的に利用している教育・保育事業の利用経験の有無をたずねたところ、「幼稚園の預かり保育」が6.4%、「一時保育」が6.2%、「ファミリー・サポート・センター」が0.9%で、「利用していない」が80%以上です。

利用した年間の平均日数は、過去の調査結果に比べ大幅に増加し、23.9日となっています。

図表3-17 不定期な教育・保育事業（一時預かり保育等）の利用経験（就学前児童、複数回答）

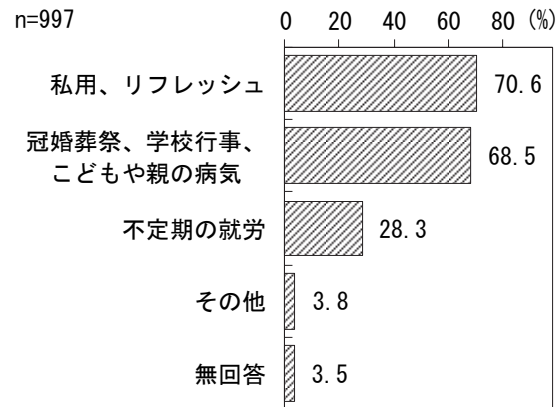
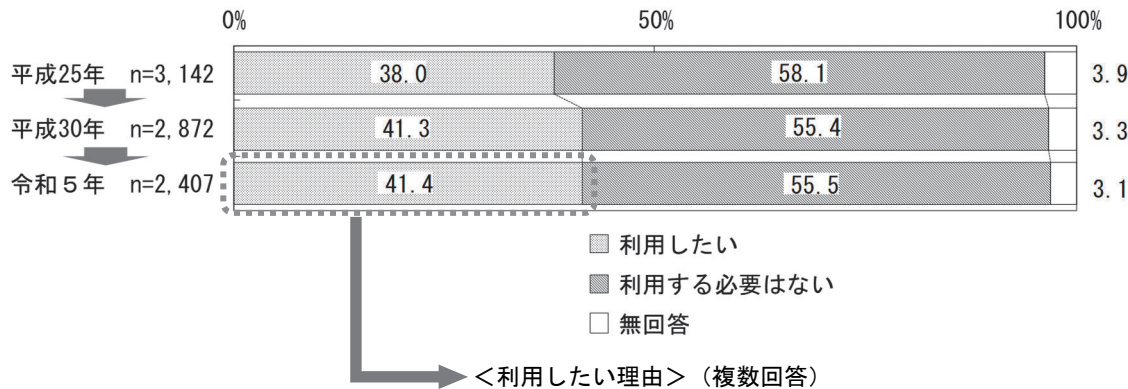


一時預かり保育など、不定期な教育・保育事業の利用意向は41.4%あります。利用したい理由としては、「私用、リフレッシュ」及び「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の病気」が高くなっています。

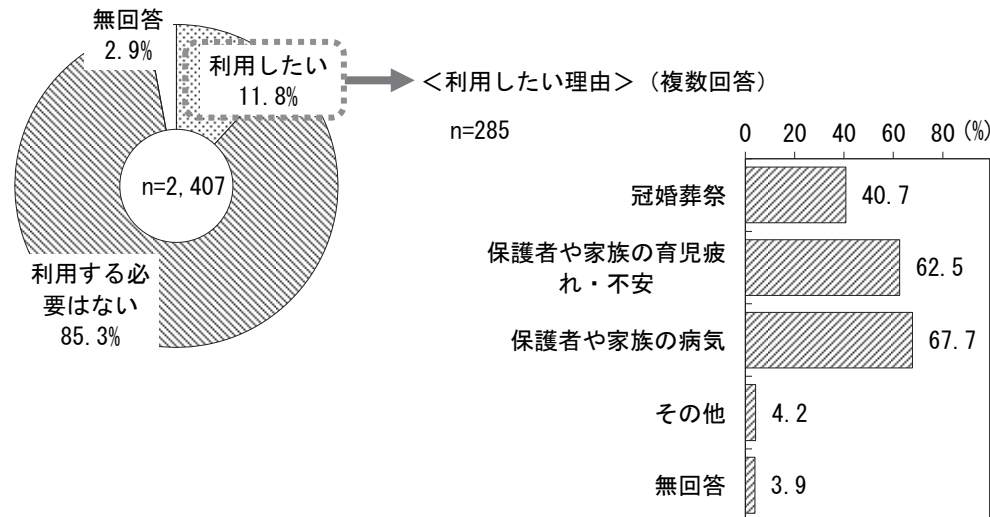
短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向は11.8%で、利用したい理由としては、「保護者や家族の病気」及び「保護者や家族の育児疲れ・不安」が高くなっています。

図表 3-18 不定期な教育・保育事業及び短期入所生活援助事業の利用意向（就学前児童）

【不定期な教育・保育事業の利用意向】



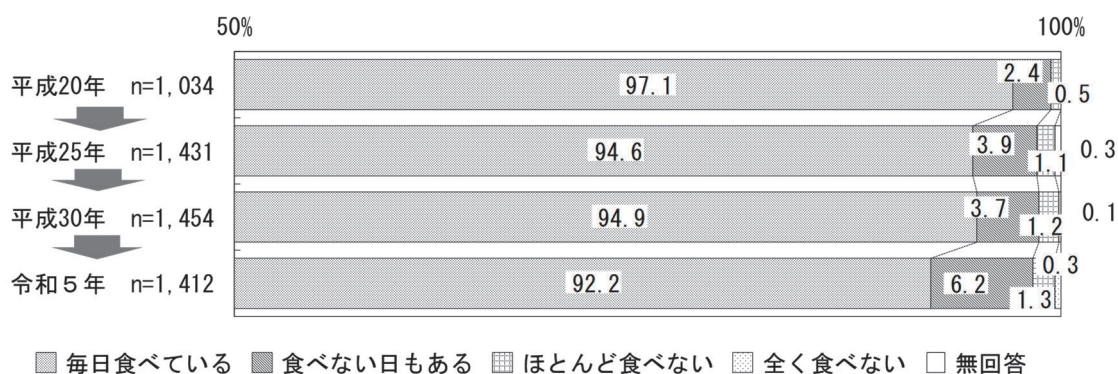
【短期入所生活援助事業の利用意向】



⑧ 小学生の生活状況

ふだんの朝食の摂取については、「毎日食べている」が92.2%を占めていますが、「食べない日もある」が6.2%、「ほとんど食べない」が1.3%あります。過去の調査結果との比較では、「食べない日もある」及び「ほとんど食べない」が上昇傾向にあり、特に「食べない日もある」は平成30年に比べ2.5ポイント上昇しています。

図表 3-19 朝食の摂取状況（小学生）

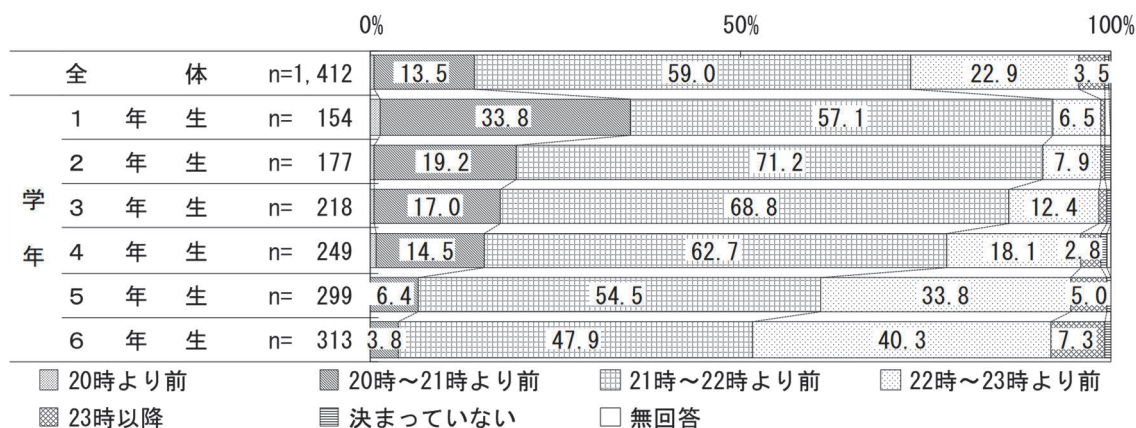


※平成20～30年の選択肢には「全く食べない」はありませんでした。

こどもの就寝時間は「21時～22時」が59.0%と最も高くなっています。

学年別にみると、いずれの学年も「21時～22時」が最も高くなっていますが、学年が上がるにしたがい遅くなる傾向にあり、6年生になると「22時～23時」が40%を超え、「23時以降」が7.3%となります。

図表 3-20 就寝時間（小学生）



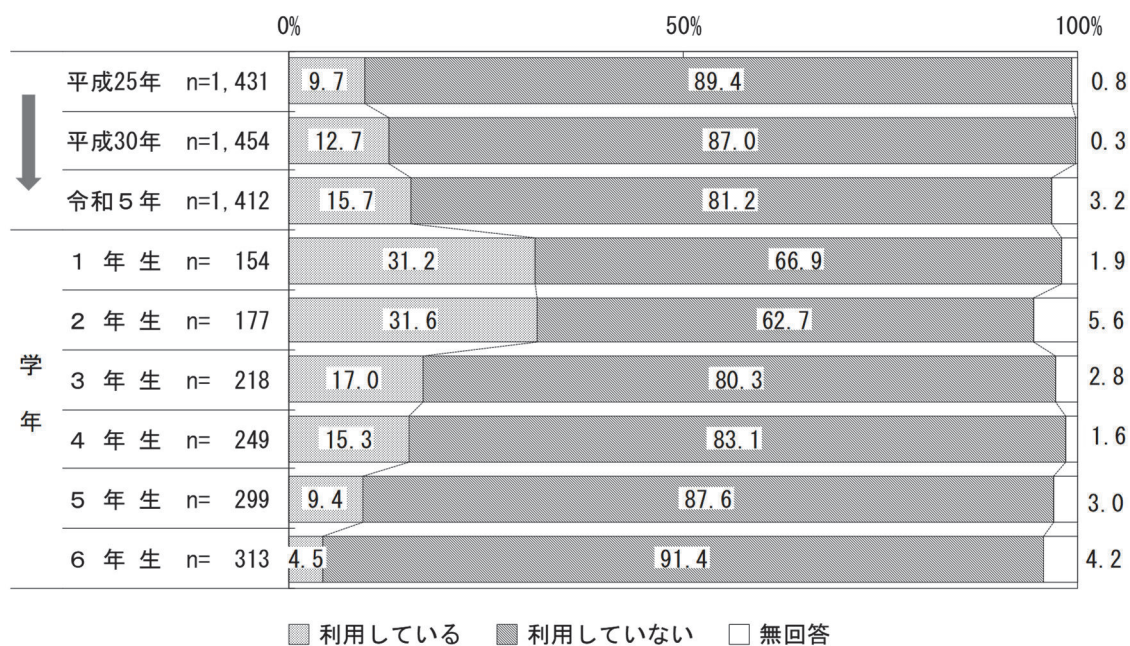
※2%未満の数値は表記を省略

⑨ 放課後のこどもの過ごし方

放課後児童クラブの利用率（「利用している」）は、全体では15.7%ですが、1～2年生は30%以上、3～4年生では15%以上となっています。

過去の調査結果との比較では、利用率は年々上昇しています。

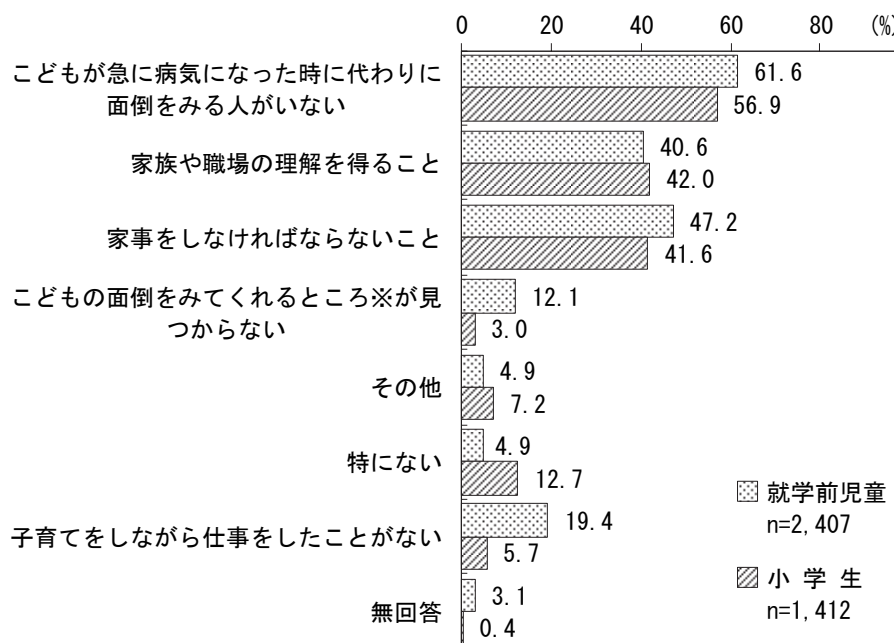
図表 3-21 放課後児童クラブの利用状況（小学生）



⑩ 仕事と子育ての両立

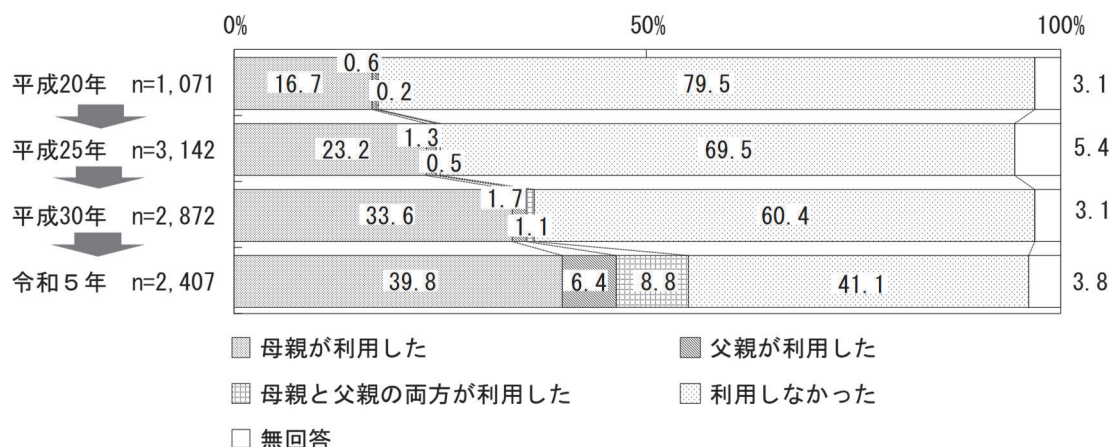
仕事と子育ての両立が難しいと感じることとしては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「こどもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も高く、次いで「家族や職場の理解を得ること」「家事をしなければならないこと」などとなっています。

図表 3-22 仕事と子育ての両立が難しいと感じることは何か（就学前児童・小学生、複数回答）



育児休業制度については、「母親が利用した」が39.8%、「母親と父親の両方が利用した」が8.8%、「父親が利用した」が6.4%となっており、これらを合計した利用率は55.0%です。過去の調査との比較では、利用率は右肩上がりに高くなっており、特に「父親が利用した」及び「母親と父親の両方が利用した」が大幅に上昇しています。

図表 3-23 育児休業の利用状況（就学前児童）

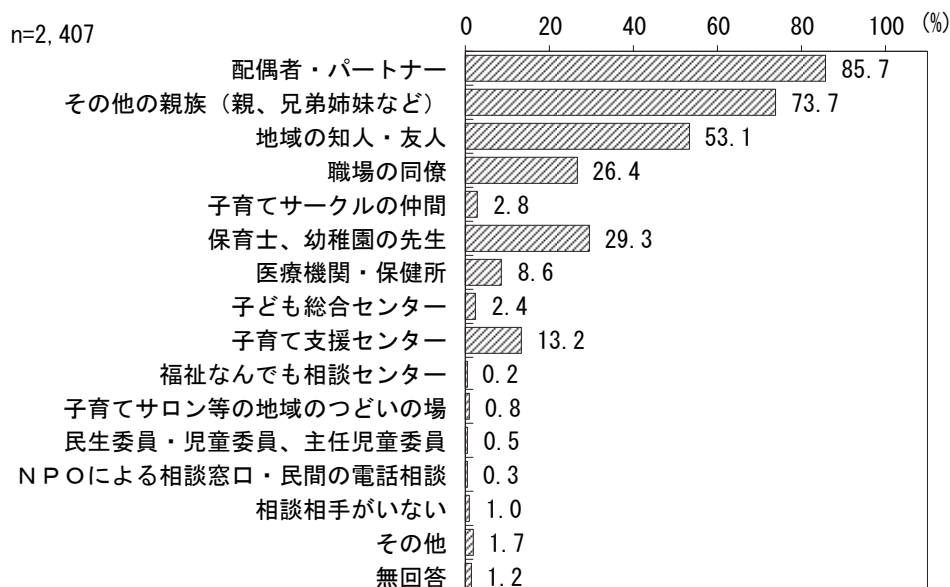


⑪ 相談・情報提供

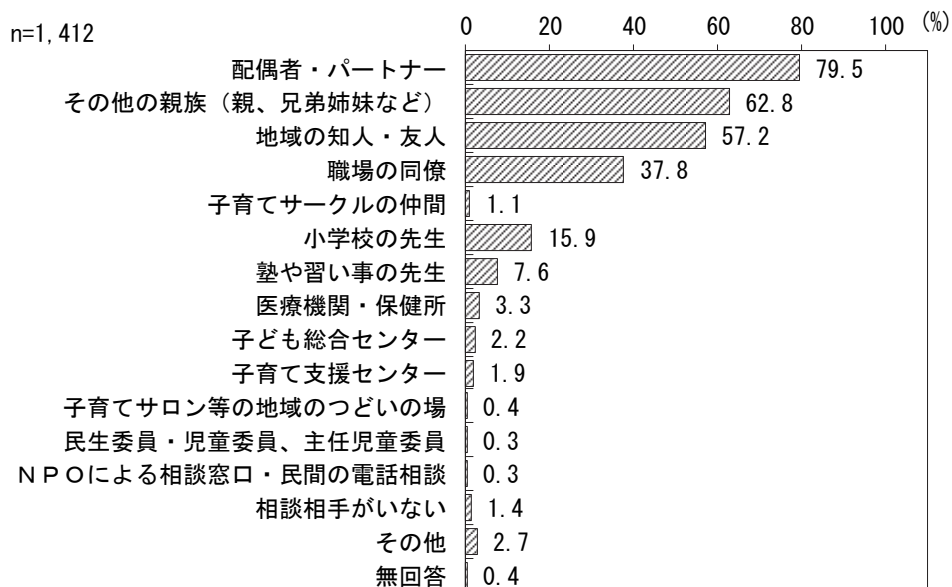
子育てに関する悩みや不安の相談相手については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」「地域の知人・友人」などとなっています。また、家族や知人など身近な人以外では、「保育士、幼稚園の先生」「小学校の先生」などが高くなっています。

図表 3-24 子育てに関する悩みや不安の相談相手（就学前児童・小学生、複数回答）

【就学前児童】



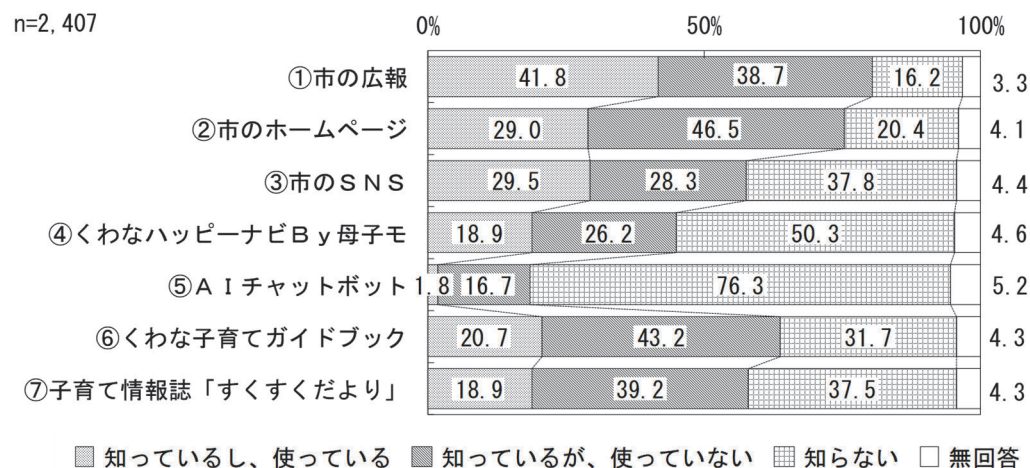
【小学生】



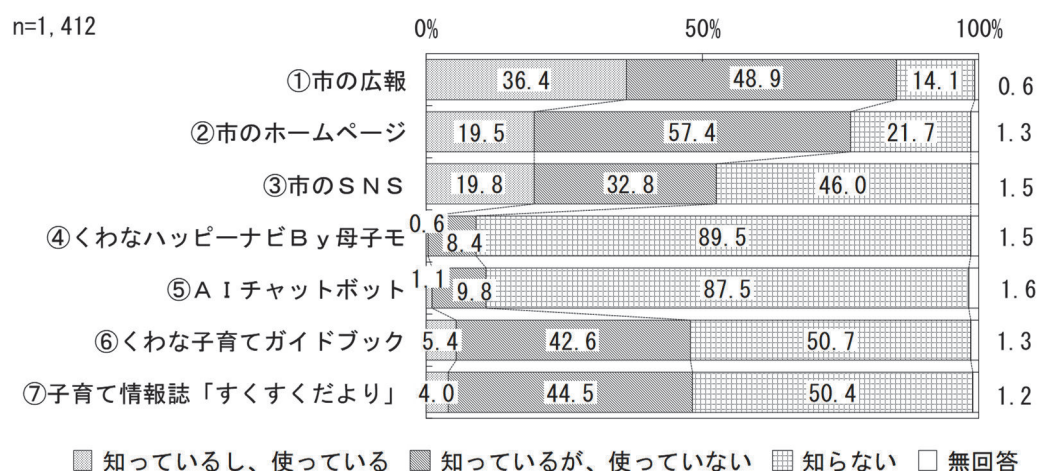
子育てに関する①～⑦の情報発信の手段については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「①市の広報」や「②市のホームページ」の認知度が高く、利用している人も多いことが読み取れます。

図表 3-25 子育てに関する情報発信（就学前児童・小学生）

【就学前児童】



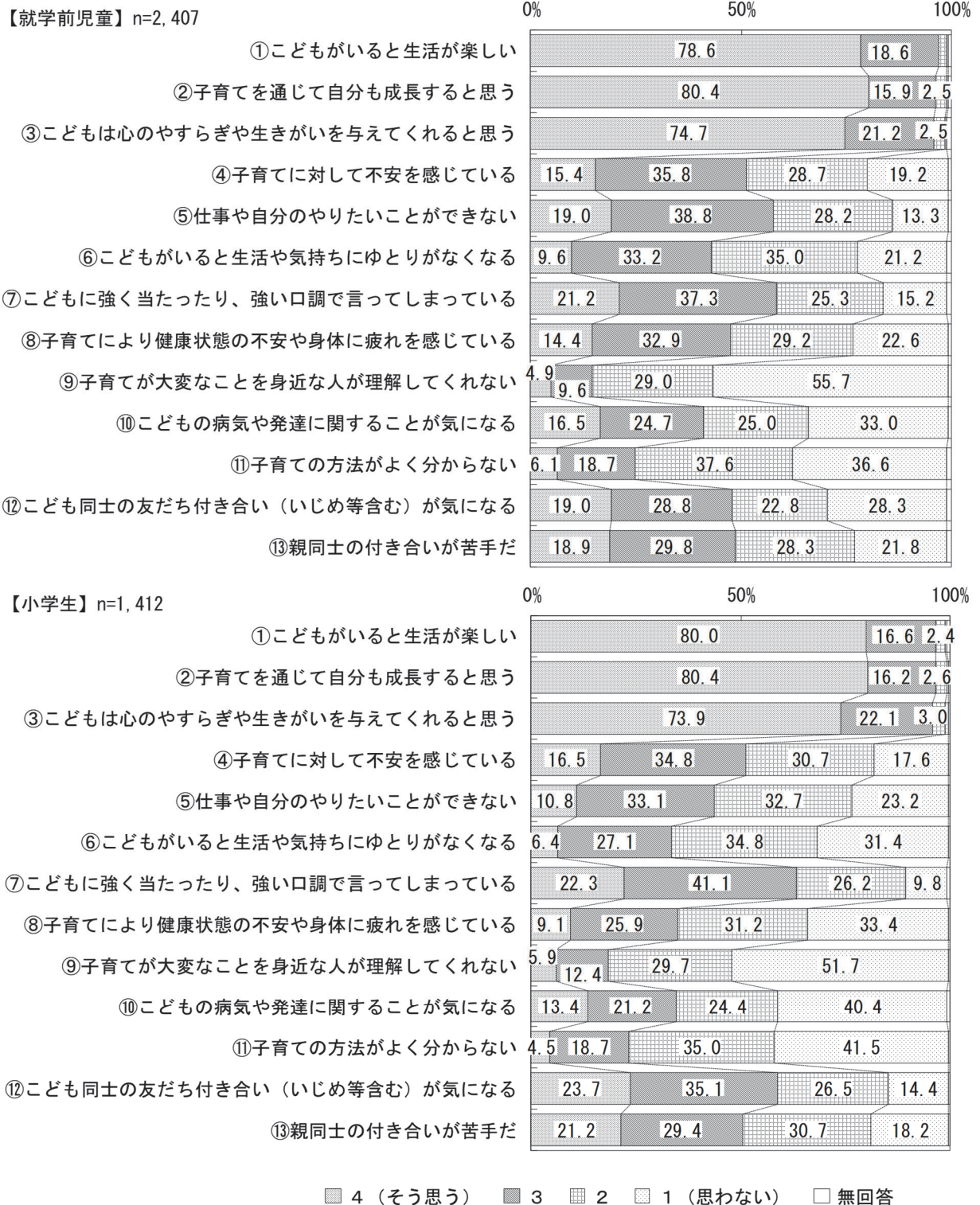
【小学生】



⑫ 子育てに対して感じていること

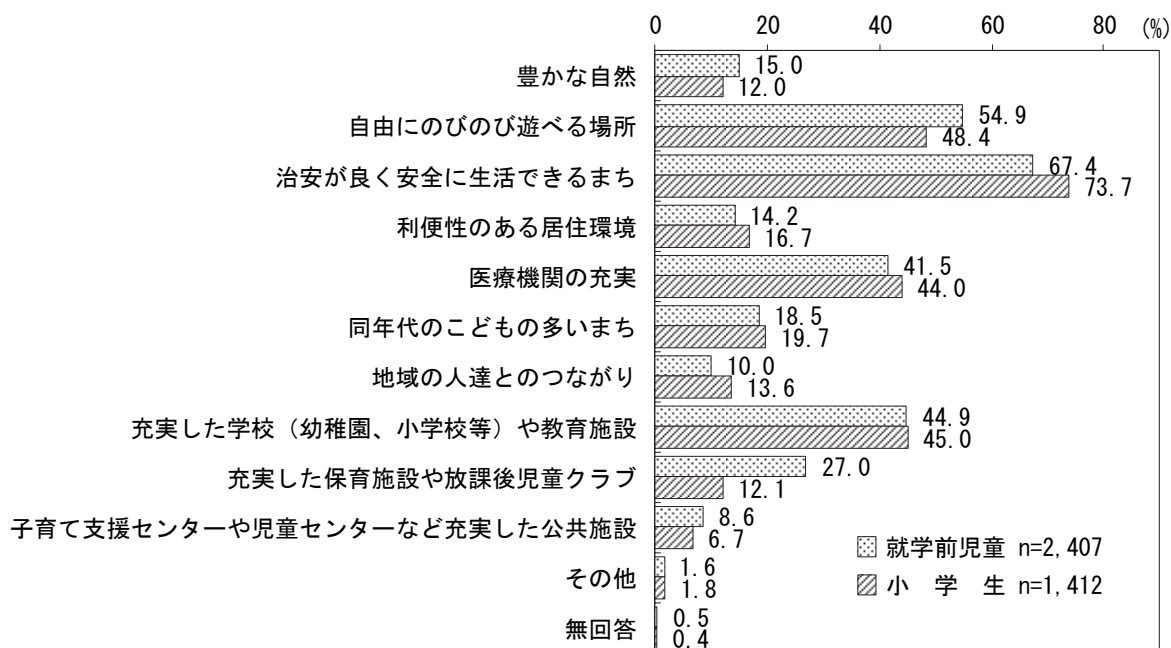
子育てに関する13個の項目について、「そう思う」を「4」、「思わない」を「1」としたとき、①～③は「4（そう思う）」が70%を超えており、こどもの存在が自分の人生や生活に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかります。

図表 3-26 子育てに対して感じていること（就学前児童・小学生）



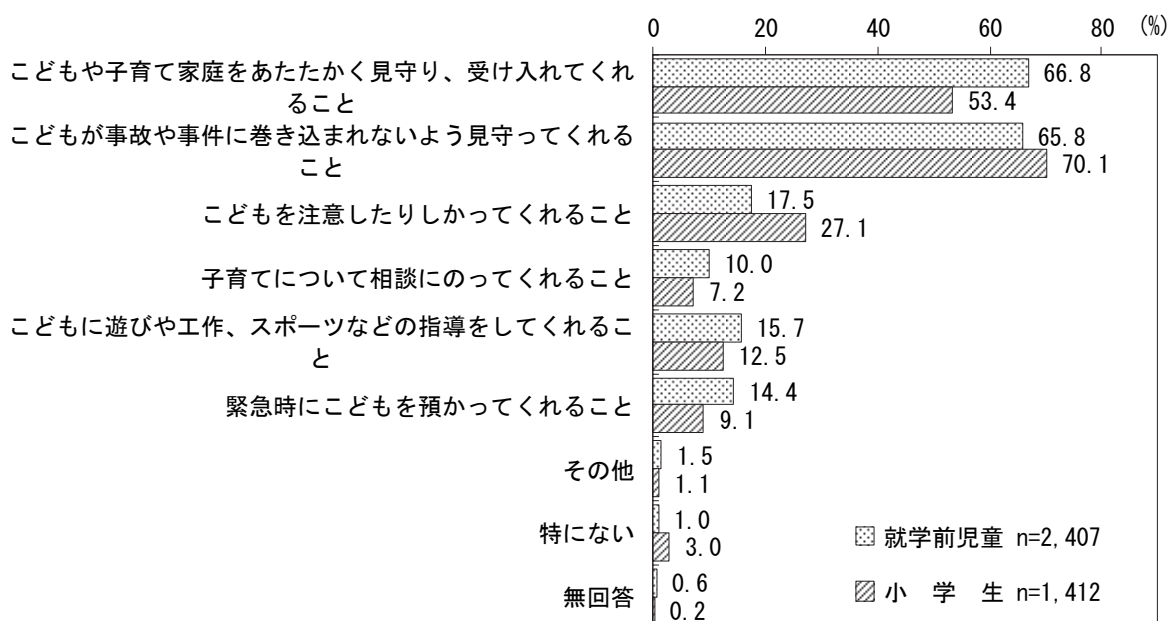
こどもを育てる環境として重要だと思うことについては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「治安が良く安全に生活できるまち」が最も高く、次いで「自由にのびのび遊べる場所」「充実した学校や教育施設」「医療機関の充実」などの順となっています。

図表 3-27 こどもを育てる環境として重要だと思うこと（就学前児童・小学生、複数回答）



子育てに関して地域に望むこととしては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「こどもや子育て家庭をあたたく見守り、受け入れてくれること」と「こどもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が突出して高くなっています。

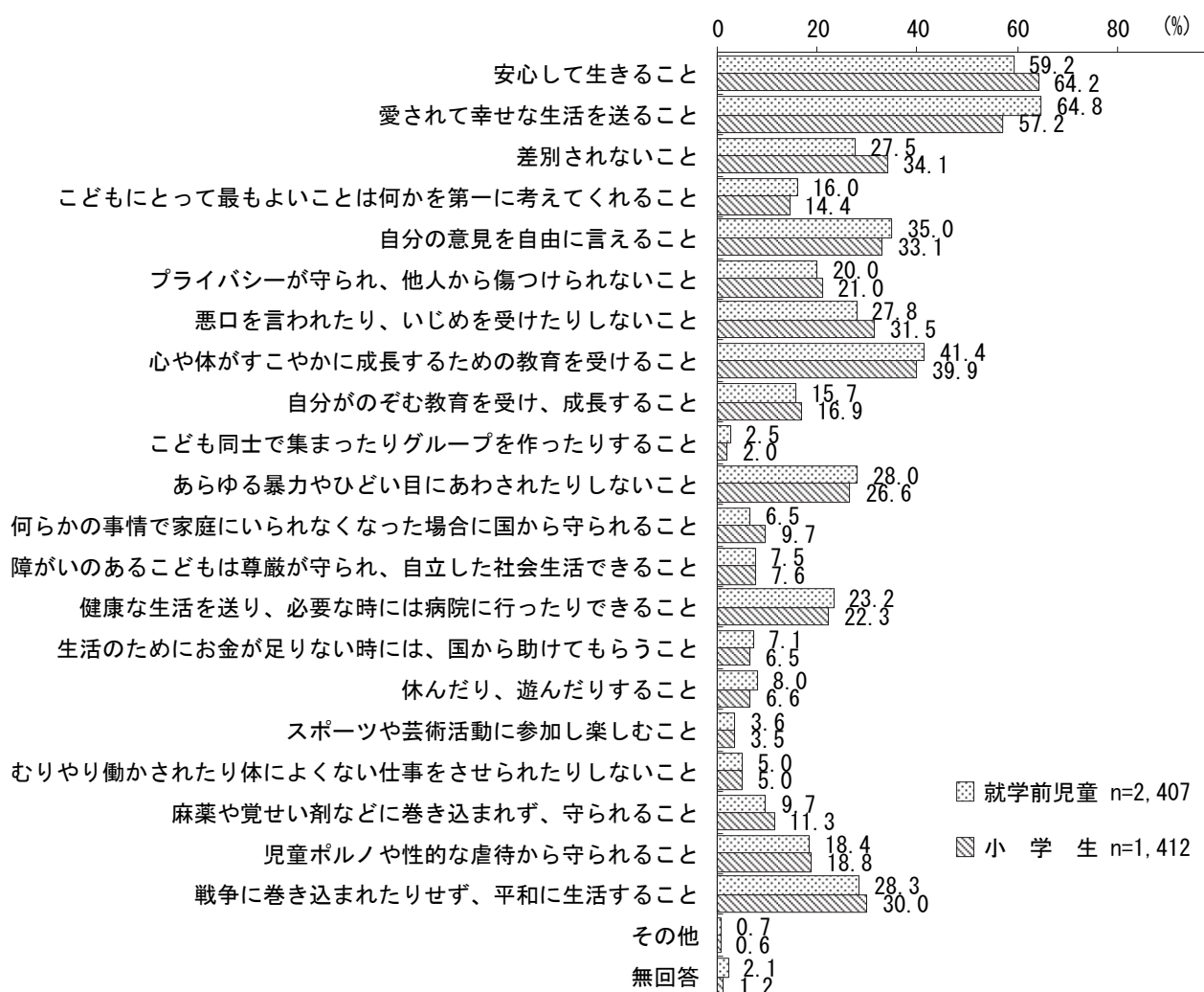
図表 3-28 子育てに関して地域に望むこと（就学前児童・小学生、複数回答）



⑬ こどもの権利

特に大切にしなければならないと思うこどもの権利については、「愛されて幸せな生活を送ること」と「安心して生きること」が高くなっています。

図表 3-29 特に大切にしなければならないと思う権利（就学前児童・小学生、複数回答）



2 子ども・若者の生活実態・意識調査

(1) 調査の概要

計画策定に先立ち、こども・若者の当事者である13～29歳の市民を対象に、生活実態・意識調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

<調査方法等>

調査対象者	令和6年2月1日現在、13～29歳の市民
調査票の配布・回収	配付：郵送 回収：web及び郵送
調査期間	令和6年2月8日～29日

<回収結果>

配布数		3,000
回収数	郵送	181
	Web	620
	計	801
回収率		26.7%

(2) 集計・分析にあたって

- ① 図表中のn（Number of Caseの略）は回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数（n）を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

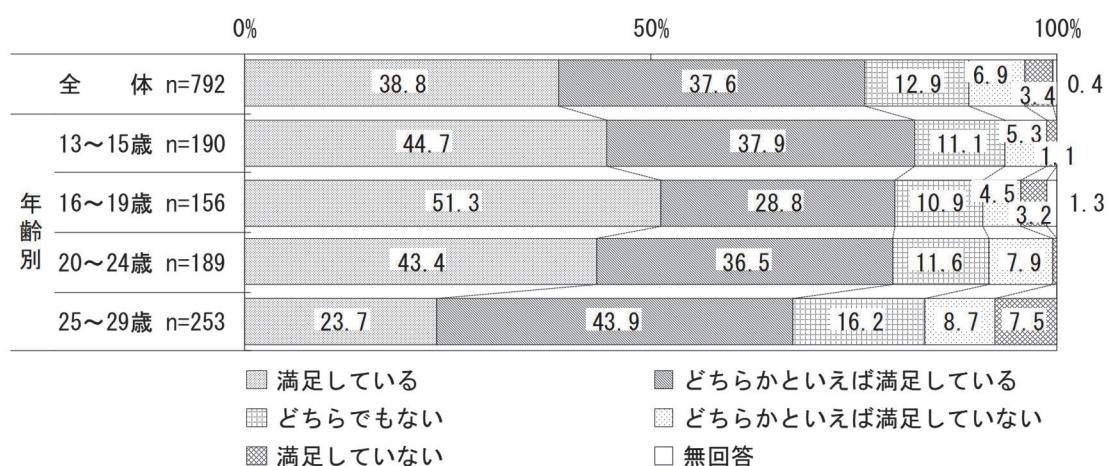
(3) 調査結果の概要

① 若者が生活に満足できる社会

現在の生活に満足しているかについては、「満足している」が38.8%、「どちらかといえば満足している」が37.6%となっており、これらの合計《満足》は76.4%、「どちらかといえば満足していない」(6.9%)と「満足していない」(3.4%)の合計《不満》は10.3%です。

24 歳未満では「満足している」が40%を超えています、25～29 歳では20%台となり、「満足していない」及び「どちらかといえば満足していない」が他の年齢層に比べ高くなっています。

図表 3-30 現在の生活に満足しているか

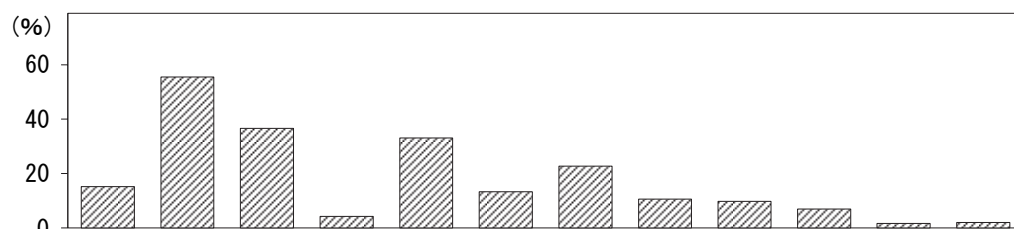


現在の生活で満足していることについては、各年齢層とも「趣味のこと」が最も高く、次いで、13～15歳では「学校のこと」、16～19歳及び25～29歳では「家庭のこと」、20～24歳では「人間関係のこと」が高くなっています。

一方、不満に思っていることについては、10代では「人間関係のこと」、20代では「経済面のこと」が最も高くなっています。

図表 3-31 現在の生活で満足していること・不満に思っていること（複数回答）

【満足していること】



区 分	n	仕事のこと	趣味のこと	家庭のこと	子育てのこと	人間関係のこと	勉強のこと	学校のこと	経済面のこと	進学・就職のこと	わからない	その他	無回答
全 体	792	15.2	55.6	36.6	4.2	33.1	13.3	22.7	10.6	9.8	6.9	1.6	2.0
13～15 歳	190	-	65.3	34.7	1.1	40.0	22.6	47.4	5.3	8.4	6.3	3.2	1.1
16～19 歳	156	6.4	53.2	35.3	0.6	28.8	17.3	34.6	9.0	19.9	10.3	0.6	0.6
20～24 歳	189	18.5	58.7	32.8	2.6	34.9	14.3	16.9	14.3	12.2	6.3	1.1	2.1
25～29 歳	253	29.6	48.2	41.9	9.5	29.2	3.2	1.6	13.0	3.2	5.5	1.6	3.2

【不満に思っていること】

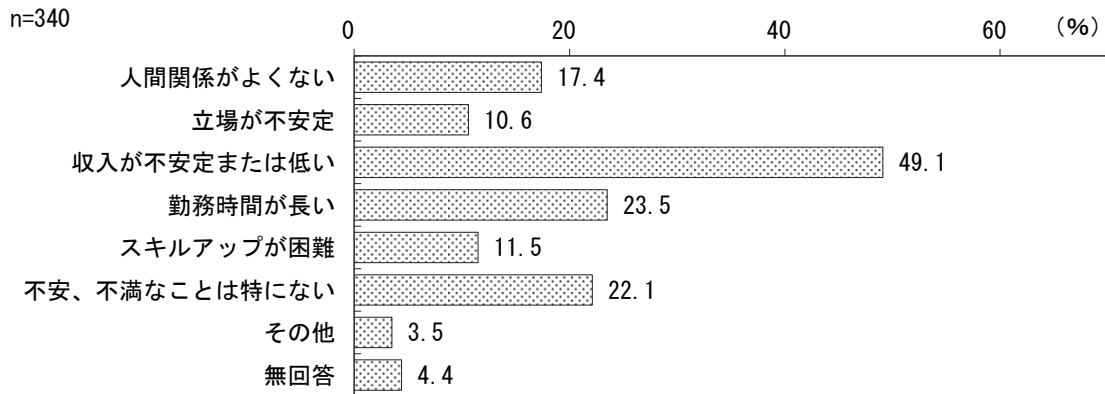


区 分	n	仕事のこと	趣味のこと	家庭のこと	子育てのこと	人間関係のこと	勉強のこと	学校のこと	経済面のこと	進学・就職のこと	わからない	その他	無回答
全 体	792	21.7	8.8	3.0	13.9	16.0	10.2	10.0	31.6	14.6	18.9	3.3	8.5
13～15 歳	190	1.6	8.9	-	13.7	37.4	21.1	9.5	7.9	21.6	22.6	2.1	10.5
16～19 歳	156	2.6	5.8	1.3	15.4	25.0	21.2	5.1	21.2	23.1	28.2	3.2	9.6
20～24 歳	189	30.7	9.5	2.1	13.8	6.3	2.1	10.1	38.1	15.9	19.6	3.7	6.9
25～29 歳	253	42.3	9.9	6.7	13.0	2.0	1.6	13.0	50.2	3.6	10.3	4.0	7.1

② 働くことについて

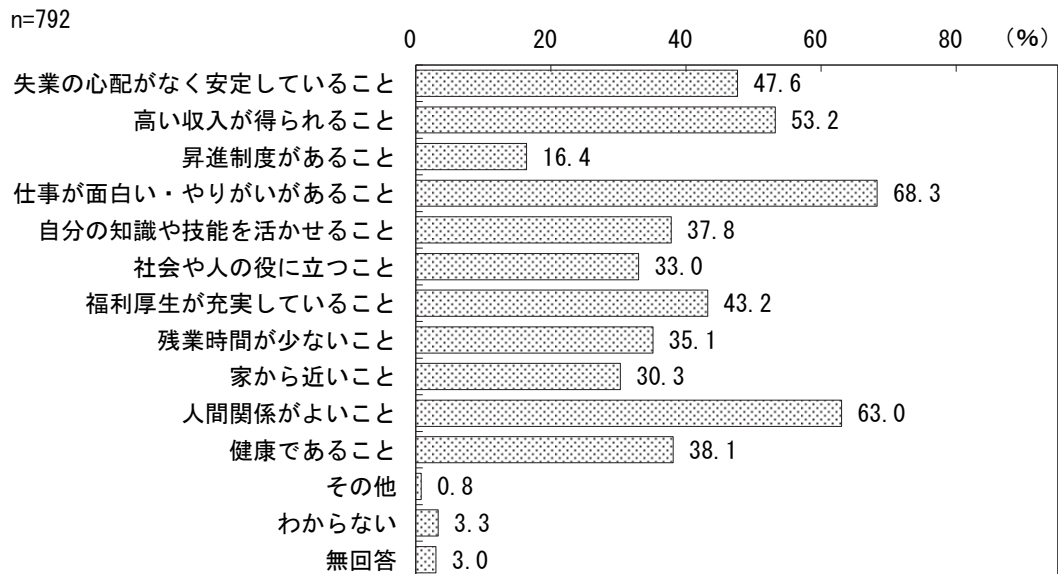
現在仕事をしている人に、就労に関する不安・不満についてお聞きしたところ、「収入が不安定または低い」が49.1%と最も高くなっています。

図表 3-32 現在の就労状況に不安、不満はあるか（複数回答）



働く上で重要だと考えることとしては、「仕事が面白い・やりがいがあること」及び「人間関係がよいこと」が高くなっています。

図表 3-33 働く上で重要なこと（複数回答）

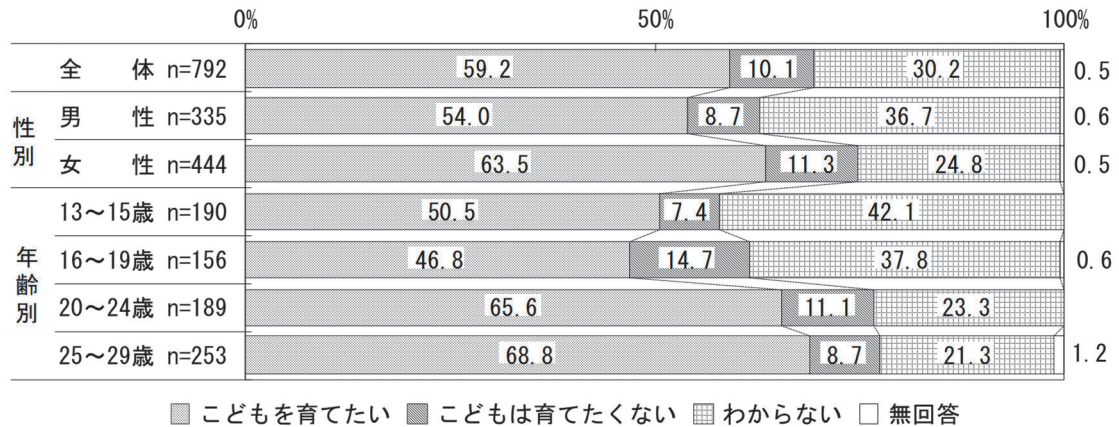


③ 将来について

子どもを育てたいかについては、「子どもを育てたい」が59.2%を占めています。

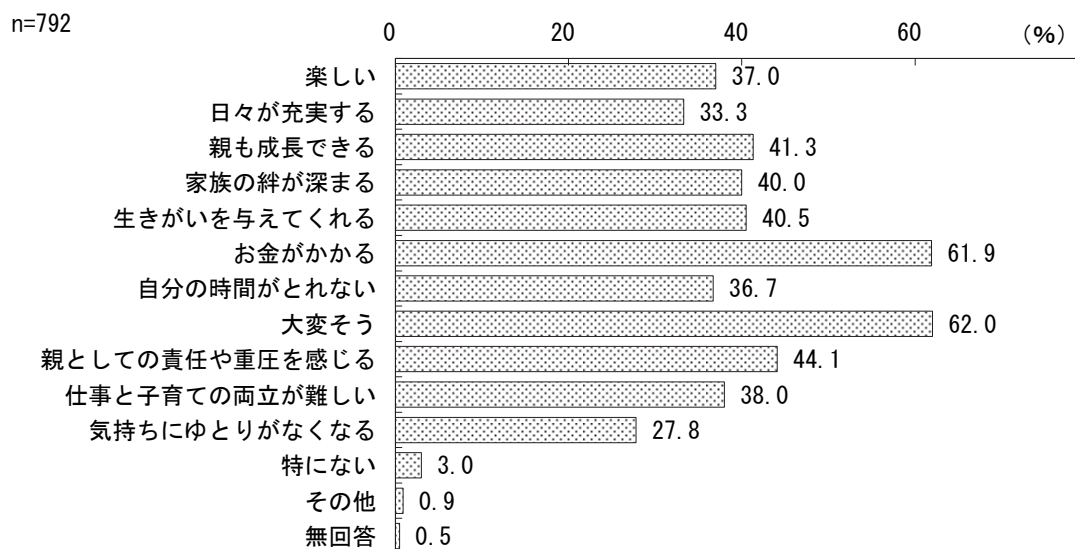
「子どもを育てたい」は男性より女性が高く、年齢別にみると、20代では65%を超えており、25～29歳では68.8%となります。

図表 3-34 子どもを育てたいか



子育てに関するイメージについては、「大変そう」及び「お金がかかる」が高くなっています。

図表 3-35 子育てに関するイメージ（複数回答）



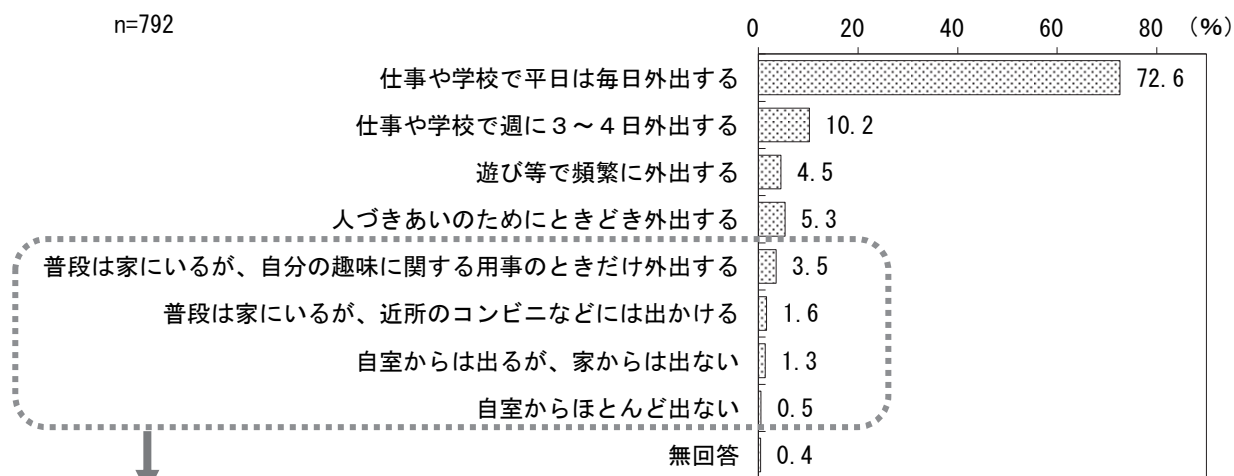
④ 社会参加等について

外出の頻度について、70%以上の方が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答しています。一方、普段からあまり外出しない人が6.9%います。

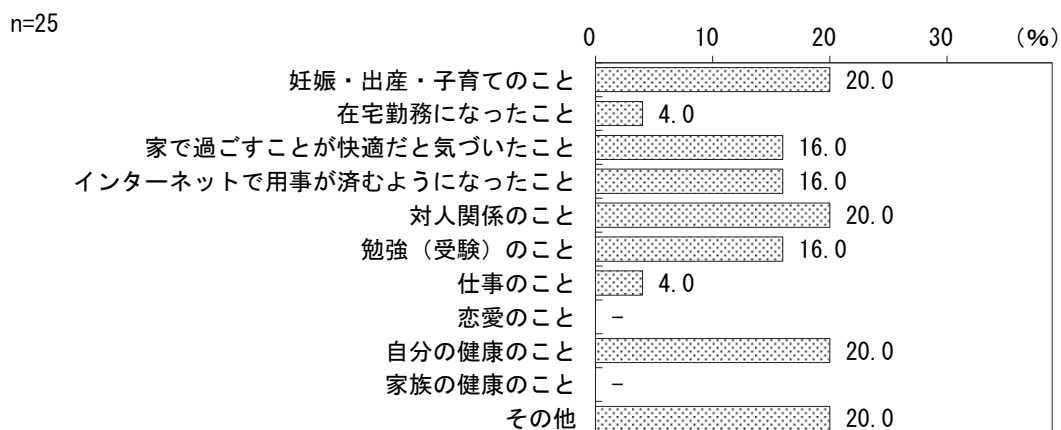
普段からあまり外出しない人が外出しなくなったきっかけは、「妊娠・出産・子育てのこと」「対人関係のこと」「自分の健康のこと」などがあげられています。

図表 3-36 外出について

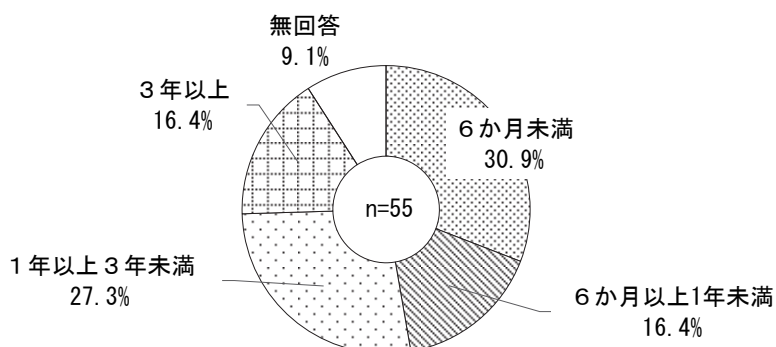
<外出の状況> (複数回答)



<外出しなくなったきっかけ> (複数回答)



<外出をしなくなってからの期間>

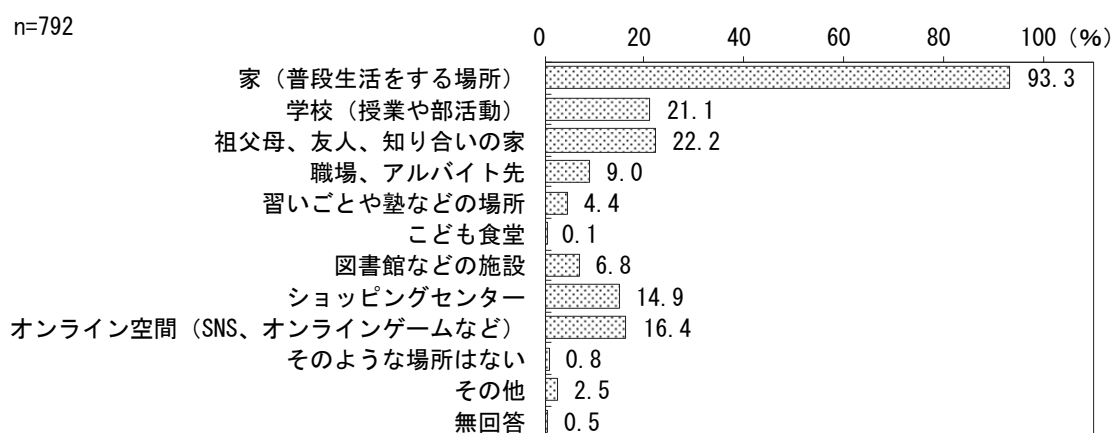


普段、「ここに居たい」と感じる居場所としては、「家（普段生活する場所）」が93.3%と圧倒的に高くなっています。次いで、「祖父母、友人、知り合いの家」「学校（授業や部活動）」に続き「オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）」があげられています。

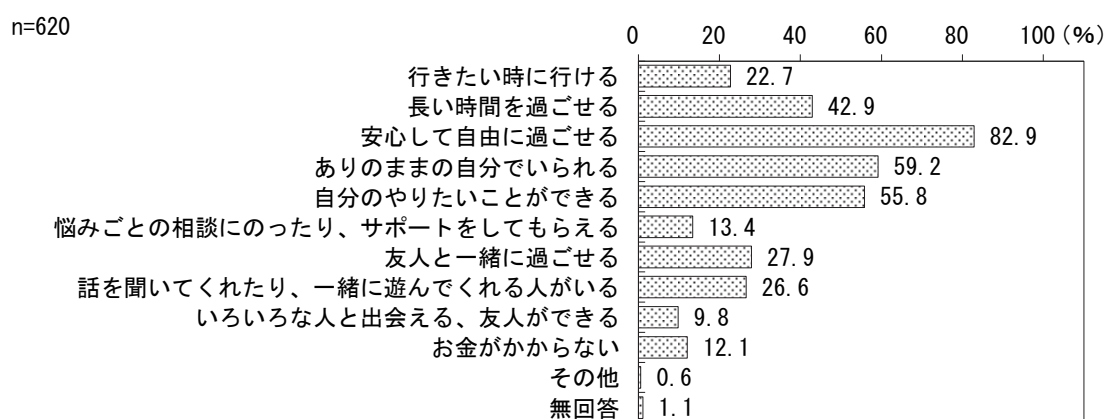
また、居場所について回答した項目を選んだ理由としては、「安心して自由に過ごせる」が最も高くなっています。次いで、「ありのままの自分でいられる」「自分のやりたいことができる」「長い時間を過ごせる」なども比較的高い率となっています。

図表3-37 「ここに居たい」と感じる居場所について

<「ここに居たい」と感じる場所>（複数回答）



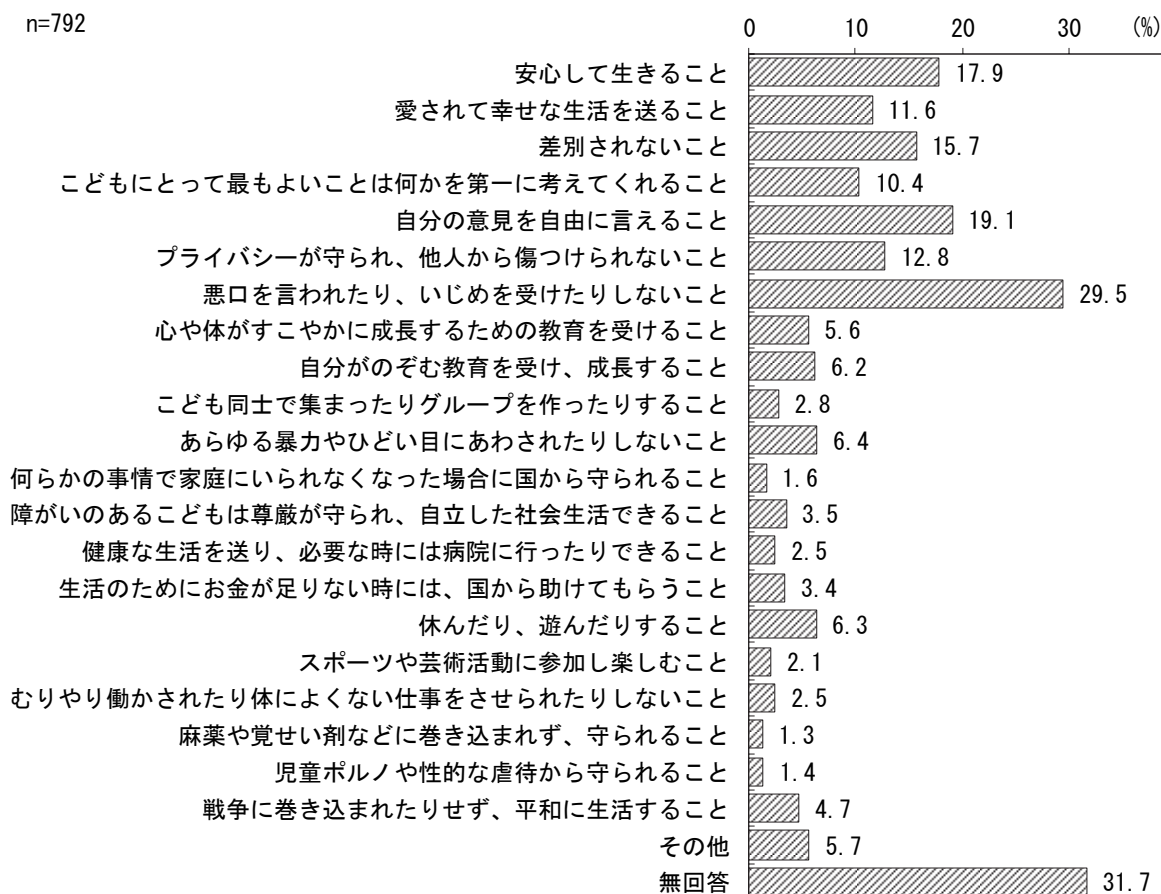
<上記を選んだ理由>（複数回答）



⑤ こどもの権利

自身が過去に侵害されたと思う権利については、「悪口を言われたり、いじめを受けたりしないこと」が最も高く、次いで「自分の意見を自由に言えること」、「安心して生きること」、「差別されないこと」などとなっています。

図表 3-38 過去に侵害された権利（複数回答）

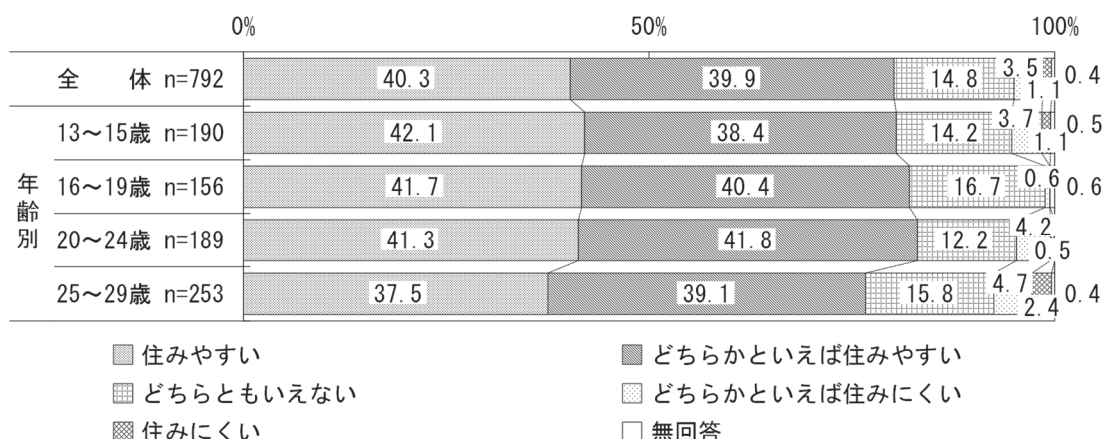


⑥ 桑名市について

桑名市は住みやすいと思うかについては、「住みやすい」が40.3%と最も高く、「どちらかといえば住みやすい」(39.9%) との合計《住みやすい》は80.2%となります。

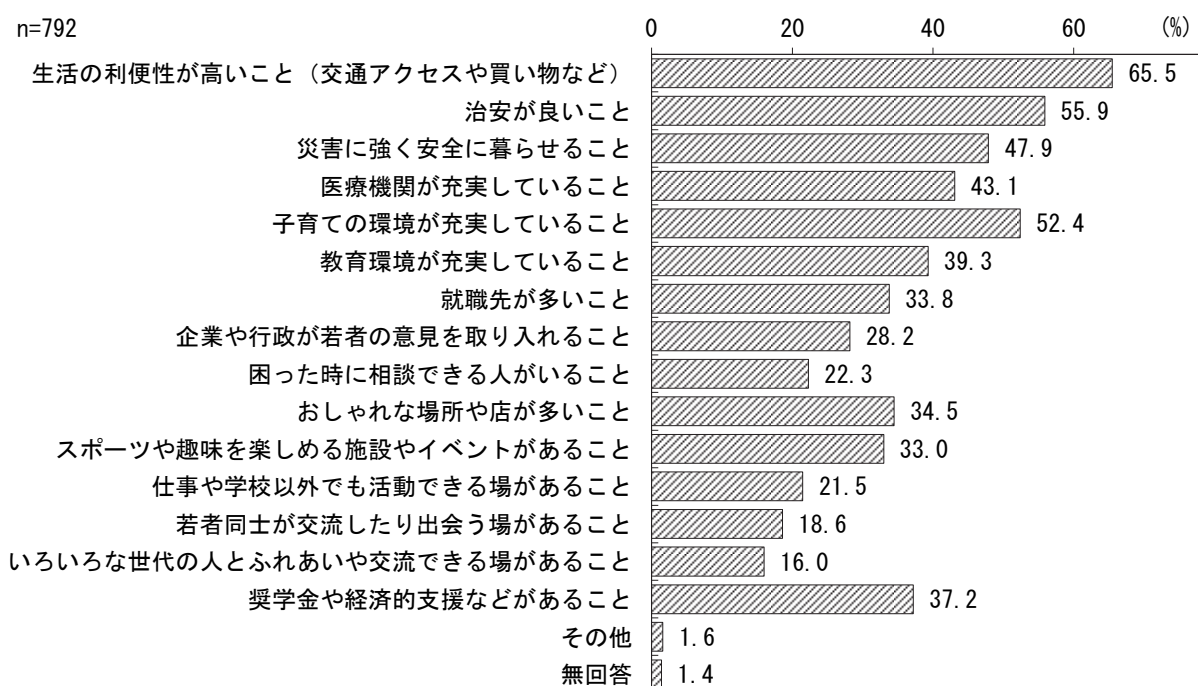
年齢別にみると、25～29歳では《住みやすい》が他の年齢層に比べ低くなっています。

図表 3-39 桑名市は住みやすいと思うか



子どもや若い世代が暮らしやすく、夢がもてるようになるために必要だと思うことについては、「生活の利便性が高いこと（交通アクセスや買い物など）」が最も高く、次いで「治安が良いこと」、「子育ての環境が充実していること」などとなっています。

図表 3-40 子どもや若い世代が暮らしやすく、夢がもてるには何が必要か（複数回答）



3 ヒアリング・ワークショップ

(1) ヒアリングの概要

ニーズ調査の対象とならない人や定型的な調査では把握が難しい個別のニーズがあること等を配慮し、ヒアリング調査を実施しました。

<ヒアリングの実施状況>

対象	実施時期	人数	方式
高校生（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している2年生）	令和5年10月31日、 11月2日	71人	ヒアリング
ケアリーバー（児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた人）	令和6年3月19日	2人	ヒアリング
妊婦（母子健康手帳を交付した妊婦）	令和6年3月1日～ 令和6年3月31日	77人	ヒアリング
こどもの父親（子ども・子育て応援センター「キラキラ」・「ぼかぼか」利用者）	令和5年11月12日、 11月16日	15人	ヒアリング
ひとり親家庭の保護者	令和5年12月21日～ 令和6年1月19日	7人	ヒアリング
子育て中の外国人	令和5年12月22日～ 令和6年1月31日	12人	ヒアリング
多胎児の保護者	令和6年3月1日～ 令和6年3月31日	12人	ヒアリング（WEB・紙併用）
医療的ケア児の保護者	令和6年2月1日～ 2月21日	10人	ヒアリング（WEB方式）
障害児の保護者	令和6年2月8日～ 2月21日	121人	ヒアリング（WEB方式）
幼稚園教諭（公立幼稚園・私立幼稚園）	令和5年12月1日～ 令和6年1月31日	39人	ヒアリング（WEB方式）
保育士・保育教諭（保育所・保育園・認定こども園）	令和6年1月18日～ 2月12日	173人	ヒアリング（WEB方式）
学童保育所支援員等	令和5年12月28日～ 令和6年1月31日	96人	ヒアリング（WEB方式）
ファミリー・サポート・センター援助会員	令和6年1月10日～ 1月31日	24人	ヒアリング（WEB・紙併用）
こども食堂（運営スタッフ）	令和6年3月1日～ 3月19日	12か所	ヒアリング

(2) ワークショップの概要

中学生・高校生に、市政に関心を持っていただき、行政に意見や考えを伝える機会を設けることを目的に学校法人津田学園の協力のもと、ワークショップを実施しました。

<ワークショップの実施状況>

対 象 者	中学 3 年 生	高校 2 年 生
日 時	◆第 1 回 令和 6 年 1 月 15 日（月） 午後 1 時 35 分～3 時 25 分	◆第 1 回 令和 6 年 1 月 22 日（月） 午後 3 時 40 分～4 時 40 分
	1 開会・あいさつ 4 発表 2 アイスブレイク 5 閉会 3 グループワーク	1 開会・あいさつ 4 発表 2 アイスブレイク 5 閉会 3 グループワーク
	◆第 2 回 令和 6 年 2 月 19 日（月） 午後 1 時 35 分～3 時 25 分	◆第 2 回 令和 6 年 2 月 26 日（月） 午後 3 時 40 分～4 時 40 分
	1 開会・あいさつ 3 発表 2 グループワーク 4 閉会	1 開会・あいさつ 3 発表 2 グループワーク 4 閉会
会 場	津田学園中学校・高等学校	

<ワークショップの主な内容>

【中学生】

テーマ	内容
<第 1 回> ○桑名市で実施している取組を知る ○桑名市で実施している取組等の課題を考える	・令和 5 年度桑名市政 10 大ニュースを提示し、「知っていること」「知らないこと」をグループで確認しました。 ・「知っていること」は知ったきっかけを、「知らないこと」は認知度が低い原因を考察しました。 ・桑名市が実施している施策や事業を周知するために必要なことをグループで検討しました。 ・桑名市にある課題を検討しました。
<第 2 回> ○桑名市に住み続けたいくなるための取組を考える	・第 1 回ワークショップの振り返りをしました。 ・「こんなまち（桑名市）だったら住み続けたい」というテーマで、グループで検討しました。 ・住み続けたいまちの実現に向けて、必要なことを提案しました。

【高校生】

テーマ	内容
<第 1 回> ○隠れている地域課題を知る ○地域課題について、自分、地域、行政ができることを考える	・「子育て世帯」、「引きこもり」、「ヤングケアラー」、「ひとり親世帯」の具体的な事例を提示し、それぞれの事例について、どのような支援や助けがあれば暮らしやすくなるか検討しました。 ・具体的な事例を抱えている人や世帯が身近にいた場合、自分、地域、行政ができることを提案しました。
<第 2 回> ○桑名市にある課題とその課題に対する解決策を提案する	・桑名市にある課題の検討とその課題に対する解決策について提案しました。

4 ニーズ調査結果等からわかる課題のまとめ

(1) こどもと家族の状況等

- ・世帯類型について、「夫婦とこどもの同居世帯」及び「ひとり親とこどもの同居世帯」が上昇する一方、「親とこどもと祖父母の三世帯同居世帯」が低下している。
- ・子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が平成 30 年の調査結果に比べ 11 ポイント以上上昇しており、62.0%を占めている。その一方で「主に母親」が 11 ポイント以上低下した。
- ・こどもを見てくれる親族等の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60%以上を占めており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も 30%近くある。過去の調査結果に比べ「緊急時…祖父母等」が上昇している反面、「日常的…祖父母等」が低下している。



<課題のまとめ>

- 子育て世帯の核家族化が進んでおり、日常的に祖父母等の親族にこどもをみてもらえる機会が少なくなってきました。
- その一方で、父親の育児参加が急速に進んできており、父母がともに子育てをしていることが当たり前になってきています。

(2) 保護者の就労状況

- ・フルタイムで仕事をしている、またはフルタイムで仕事をしているが産休・育休中の母親が増えている。
- ・フルタイムの就労時間は、母親が8時間弱、父親が10時間弱。過去の調査結果に比べ、父母ともに短くなっている。特に父親は「10時間以上」が14ポイント低下し、「8～10時間未満」が12.6ポイント上昇している。
- ・パート・アルバイト等として働いている母親で、フルタイムでの就労を希望している人は増加しており、平成30年の調査結果に比べ8.7ポイント上昇している。しかし、その内「…実現できる見込みがある」は低下しており、「…実現できる見込みはない」が10ポイント上昇している。
- ・現在、仕事をしていない母親の就労希望をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に仕事をしたい」が過去の調査結果に比べ大幅に上昇している。



<課題のまとめ>

- 女性の活躍が推進される中、働く母親が増加しています。特にフルタイムで働く人が近年大幅に増加しています。また、パート・アルバイト等で働いている人もフルタイムへの転換を希望する人が増えています。
 - 働き方改革による労働時間の是正については、徐々に成果が現れてきていることが読み取れます。
- ⇒各種法整備等が進み、女性の働ける環境が整いつつあります。また、父親の労働環境についても労働時間の短縮化をはじめ改善の兆しがみられ、市としても、こうした機運をさらに高める取組を進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

(3) 平日の定期的な教育・保育事業

- ・平日の教育・保育事業の利用率は、過去の調査結果に比べ上昇している。こどもの年齢別にみると、3歳以上では90%を超えている。
- ・平日利用している教育・保育事業は、「保育所・保育園」が最も高くなっているが、「認定こども園」等の上昇に伴い低下している。3歳未満では「保育所・保育園」が圧倒的に高いが、3歳以上では「幼稚園」の割合も30%代後半まで上昇する。
- ・定期的に利用したい教育・保育事業は、「保育所・保育園」が最も高くなっている。次いで「幼稚園」となっているが、「認定こども園」等の上昇に伴い低下している。3歳未満では「保育所・保育園」が圧倒的に高いが、3歳以上では「幼稚園」の割合も40%代後半まで上昇する。



<課題のまとめ>

- 母親の就労が進むにしたがい、教育・保育事業の利用率も年々上昇しています。また、こどもの年齢が高くなるにしたがい、幼稚園の利用希望が高くなるなどニーズも多様化しています。
- ⇒子育て世帯の多様なニーズにできる限り応えられるよう、公立、私立にかかわらず各教育・保育施設の現状や今後の方向性を整理するとともに、中長期的な視野で市内の提供体制を検討していく必要があります。

(4) 地域の子育て支援事業

- ・子育て支援センターの利用率は年々上昇しており、特に3歳未満では46.3%と高い率になっている。
- ・3歳未満の子育て支援センターの今後の利用意向は、「今は利用していないが、今後利用したい」が31.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が18.8%ある。



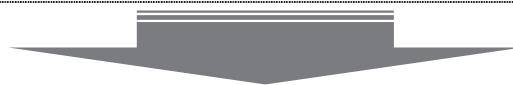
<課題のまとめ>

○子育て支援センターはよく利用されており、3歳未満の今後の利用意向も高くなっています。

⇒誰もが安心して子育てできるよう、子育てに関する情報提供、専門職による相談支援、保護者同士の交流のきっかけづくりの充実を図っていく必要があります。

(5) 休日・長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業

- ・土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合計した《利用したい》は、土曜日が32.7%、日曜日・祝日が17.5%となっている。
- ・幼稚園利用者の長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用意向については、「週に数日利用したい」が50%以上を占めており、「ほぼ毎日利用したい」との合計《利用したい》は75%を超えている。



<課題のまとめ>

○土曜・休日等の定期的な教育・保育事業は、一定のニーズが確認できます。また、幼稚園利用者の夏休みなど長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業のニーズも高くなっています。

⇒保護者の働き方が多様化する中で、教育・保育事業を提供する側の働き方改革や人材確保も含め、休日等のサービス提供のあり方を検討していく必要があります。

(6) こどもが病気の際の対応

- ・こどもが休日・夜間に病気になった時の対応については、就学前児童、小学生ともに「本やインターネットで対処法などを調べて様子を見た」が年々高くなってきており、最も高くなっている。また、「「みえ子ども医療ダイヤル」に電話した」も年々高くなっている。
- ・こどもが病気等で平日の定期的な教育・保育事業や小学校を休んだことは、就学前児童、小学生ともに80%以上ある。その際の対処法については、「母親が休んだ」が突出して高くなっている。
- ・病児・病後児保育を利用したいと思ったことが「あった」と回答した教育・保育事業の利用者は37.7%、小学生の保護者は11.3%ある。



<課題のまとめ>

- こどもが休日・夜間に病気になった時の最初の対応としては、救急医療機関等の利用が低下し、インターネット等を利用して対処法などを調べて様子を見たり、電話による相談サービスを利用する人が増えてきています。
 - 病児・病後児保育のニーズは高く、特に就学前児童の保護者が高くなっています。
- ⇒インターネット、SNSの普及に的確に対応した、正確で迅速な情報提供が望まれています。また、病児・病後児保育のさらなる充実が求められています。

(7) 不定期な教育・保育事業等

- ・私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している教育・保育事業の利用経験は、「一時預かり保育」が 6.2%、「幼稚園の預かり保育」が 6.4%で、「利用していない」が 80%以上となっている。過去の調査結果に比べ、利用率に大きな変化はないが、利用平均日数が増えている。
- ・一時預かり保育など不定期な教育・保育事業の利用意向は 41.4%、利用したい理由としては、「私用、リフレッシュ」及び「冠婚葬祭、学校行事、こどもの親の病気」が高い。
- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向は 11.8%、利用したい理由としては、「保護者や家族の病気」及び「保護者や家族の育児疲れ・不安」が高い。



<課題のまとめ>

○不定期な教育・保育事業や短期入所生活援助事業（ショートステイ）のニーズも高くなっており、その理由・背景として、保護者の病気や冠婚葬祭等のほか、保護者のリフレッシュや育児疲れなども高くなっています。

⇒誰もが安心して心穏やかに子育てできるよう、保護者がレスパイト（一時的な休息）を取りやすいように検討していく必要があります。

(8) 小学生の生活状況

- ・朝食は、「毎日食べている」が 90%以上を占めているが、過去の調査結果に比べ低下している。
- ・就寝時間を学年別にみると、いずれの学年も「21 時～22 時」が最も高くなっているが、6 年生になると「22 時～23 時」が 40%を超え、「23 時以降」も 7.3%ある。



<課題のまとめ>

○朝食の欠食や就寝時間が遅くなることなど、小学生の生活状況に変化がみられます。

⇒こどもの心身の健全な発育のために、生活状況の変化の背景等を分析し、必要な支援や相談・情報提供のあり方を検討していく必要があります。

(9) 放課後のこどもの過ごし方

- ・放課後児童クラブの利用率は15.7%だが、1～2年生は30%以上、3～4年生では15%以上となっている。過去の調査結果との比較では、利用率は年々上昇している。

<課題のまとめ>

○仕事をしている母親の増加に伴い、放課後児童クラブの利用率は高まっています。

⇒世帯の状況や保護者の就労状況の変化を背景としたニーズを的確に把握しながら、こどもの放課後における居場所づくりを検討していく必要があります。

(10) 仕事と子育ての両立

- ・仕事と子育ての両立が難しいと感じることとしては、就学前児童の保護者も小学生の保護者も「こどもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も高く、次いで「家族や職場の理解を得ること」「家事をしなければならないこと」などが高くなっている。就学前児童の保護者では、「こどもの面倒をみってくれる保育所・保育園などがみつからない」が12.1%と比較的高くなっている。
- ・育児休業について、「母親が利用した」は39.8%、「父親が利用した」は6.4%、「母親と父親の両方が利用した」は8.8%であり、利用率は55.0%となっている。過去の調査結果との比較では、利用率は右肩上がりに上昇しており、特に「父親が利用した」または「母親と父親の両方が利用した」が大幅に上昇している。

<課題のまとめ>

○仕事と子育ての両立が難しいと感じることとしては「こどもが急病になった時に代わりに面倒をみる人がいない」や「家事をしなければならないこと」とともに「家族や職場の理解を得ること」なども高くなっています。

○育児休業の利用は順調に伸びており、男性が利用するケースも近年大幅に増えてきています。

⇒保護者の性別に関わりなく、誰もが子育てを担っていけるよう、育児休業制度のさらなる普及と、仕事と子育ての両立に関する地元企業等への啓発や情報提供が引き続き重要となっています。

(11) 相談・情報提供

- ・子育てに関する悩みや不安の相談相手については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」「地域の知人・友人」などとなっている。家族や知人など身近な人以外では、「保育士、幼稚園の先生」「小学校の先生」などが高くなっている。
- ・子育てに関する情報発信については、「市の広報」や「市のホームページ」がよく知られ、使われている。



<課題のまとめ>

○悩みや不安の相談相手として身近な人が高く、公的な相談機関の利用率は低いのが現状です。

○子育てに関する情報については、旧来からある広報や市のホームページはよく知られ、使われていますが、SNSやAIを活用した新たな取組は、あまり知られていないのが現状です。

⇒利用しやすい相談支援拠点の充実が必要です。また、SNSをはじめ、新たな取組のPRが望まれています。

(12) 子育てに対して感じていること

- ・子育てに関する 13 個の項目のうち、「①こどもがいると生活が楽しい」「②子育てを通じて自分も成長すると思う」「③こどもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う」について「4（そう思う）」が 70%を超えており、こどもの存在が自分の人生や生活に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかる。
- ・こどもを育てる環境として重要だと思うことについては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「治安が良く安全に生活できるまち」が最も高く、次いで「自由にのびのび遊べる場所」「充実した学校や教育施設」「医療機関の充実」などの順となっている。
- ・子育てに関して地域に望むこととしては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「こどもや子育て家庭をあたたく見守り、受け入れてくれること」と「こどもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が突出して高くなっている。



<課題のまとめ>

- 子育てやこどもの発達などさまざまな不安を抱えながらも、こどもの存在が自分の人生や生活に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかります。
 - 地域も含め子育て環境については、こどもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- ⇒子育てに対する不安や負担を軽減し、肯定感を高める取組が求められています。また、こどもたちがのびのびと成長できるよう、地域と行政が一体となった安全・安心のまちづくりを推進していく必要があります。

(13) こどもの権利

- ・特に大切にしなければならないと思うこどもの権利については、「愛されて幸せな生活を送ること」と「安心して生きること」が高くなっている。
- ・自身が過去に侵害された権利については、「悪口を言われたり、いじめを受けたりしないこと」が 29.5%と最も高くなっている。

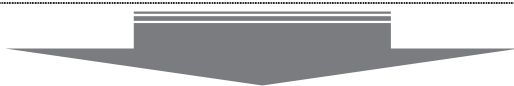


<課題のまとめ>

- こどもの権利については、愛され安心して幸せに生きることが大切であることは言うまでもありませんが、差別や虐待にあわないこと、意見を自由に言えることなど多様な観点から守られるべきです。
- 若者が過去に侵害された権利としては、30%近い人が悪口やいじめをあげており、身近なところにも事例があることがわかります。

(14) 若者が生活に満足できる社会

- ・現在の生活に満足しているかについて、24 歳未満では「満足している」が 40%を超えているが、25～29 歳では 20%台となり、「満足していない」及び「どちらかといえば満足していない」が他の年齢層に比べ高くなっている。
- ・現在の生活で満足していることは、各年齢層とも「趣味のこと」が最も高く、次いで、13～15 歳では「学校のこと」、16～19 歳及び 25～29 歳では「家庭のこと」、20～24 歳では「人間関係のこと」が高くなっている。
- ・不満に思っていることは、10 代では「人間関係のこと」、20 代では「経済面のこと」が最も高くなっている。



<課題のまとめ>

- 若者は、社会的に自立していく中で、仕事や生活など現実的な不満を抱えていきます。
- ⇒若者が不安や負担をできる限り少なくして、日々の生活を安心して送れるよう、地域全体で考えていく必要があります。

(15) 働くことについて

- ・現在仕事をしている人に、就労に関する不安、不満についてお聞きしたところ、「収入が不安定または低い」が最も高く 50%近い率となっている。
- ・働く上で重要だと考えることとしては、「仕事が面白い・やりがいがあること」と「人間関係がよいこと」が高くなっている。



<課題のまとめ>

○若者は、収入面での不安や不満を感じながらも、仕事の面白さや、やりがいを大事にして働いています。

⇒若者が安心して働くことができ、地域社会において活躍できるまちづくりを、地域全体で推進していく必要があります。

(16) 将来について

- ・60%以上が「こどもを育てたい」と回答している。「こどもを育てたい」は男性より女性が高く、年齢では20代で65%を超えている。
- ・子育てに関するイメージについては、「大変そう」と「お金がかかる」が高くなっている。



<課題のまとめ>

○多くの若者が、こどもを育てたいと考えています。しかし、子育てに関しては、大変でお金がかかるというイメージを持っています。

⇒若者が、桑名で安心してこどもを生み育てられるよう、マイナスイメージを払拭する取組を考えていく必要があります。

(17) 社会参加等について

- ・外出の頻度について、70%以上の方が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答しているが、普段あまり外出しない人が6.9%ある。
- ・外出しなくなったきっかけは、「妊娠・出産・子育てのこと」「対人関係のこと」「自分の健康のこと」などがあげられている。
- ・普段、「ここに居たい」と感じる居場所としては、「家（普段生活する場所）」が93.3%と圧倒的に高くなっている。次いで、「祖父母、友人、知り合いの家」「学校（授業や部活動）」に続き「オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）」があげられている。



<課題のまとめ>

- ほとんど外出をせず社会との接触を持たない若者が少なからずおり、その理由は画一的ではありません。
- 若者の居場所については自宅や友だちなどの家のほかに、SNSやゲームなどオンライン空間をあげている人も少なくありません。
- ⇒若者の多様な価値観・課題に対応して、そこに行きたい・居たい・やってみたいと思える居場所づくりを検討していく必要があります。

(18) 桑名市について

- ・若者の80%以上が、桑名市は<住みやすい>（「住みやすい」（40.3%）+「どちらかといえば住みやすい」（39.9%））と答えている。
- ・こどもや若い世代が暮らしやすく、夢がもてるようになるのに必要なことについては、「生活の利便性が高いこと（交通アクセスや買い物など）」が最も高く、次いで「治安が良いこと」「子育ての環境が充実していること」の順となっている。



<課題のまとめ>

- 多くの若者が桑名市を住みやすいと考えており、今後、暮らしやすく夢がもてるようなまちにするためには、生活の利便性が高く、治安が良く、子育て環境が整っていることなどをあげています。
- ⇒若者の声を聴きながら、誰もが桑名市に愛着を持って生涯住み続けられるよう、全市をあげて魅力あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

13～29歳の市民を対象とした「子ども・若者の生活実態・意識調査」の結果によると、桑名市について、70%以上が愛着や親しみを感じており、80%以上が住みやすいと感じています。こうした若い世代が桑名市に魅力を感じて、ここに住み続けたいと思えるよう、一人ひとりの気持ちや意見を大切にして、こども・若者が将来にわたって心身ともに健康で、社会的、経済的にも良好で満たされている状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

そのためには、当事者であるこども・若者はもとより、保護者や家族が幸せな状態でいられることが重要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果によると、多くの保護者が、子育てやこどもの発達に不安を抱えながらも、こどもの存在が自分の人生や生活を楽しく豊かにし、生きがいになっていることがわかりました。

桑名のこども・若者が周囲の愛情に包まれながら、ここに生まれ、育ってよかったと実感でき、笑顔にあふれるまちづくりが実現するよう、こども・若者の育成や子育ては社会全体で取り組む重要な課題であるという認識のもと、市民一人ひとりが、こども・若者の健やかな育ちと、若い世代の夢や希望の実現を第一に考え、地域住民、学校、教育・保育施設、企業、行政等が、ともに支え合い、協力・連携して活動しなければなりません。

本計画においては、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画の基本理念の内容を継承し、市民はもとより桑名市に関わる全ての人が、こども・若者の笑顔があふれるまちを目指して、こどもまんなか社会の実現に努めていきます。

**全員参加で つながり つくろう
こども・若者の笑顔が輝くまち
～こどもまんなか社会実現のために～**

2 基本的な視点

本計画は、桑名のこども・若者、こどもを育てる保護者・家庭を、地域全体で見守り支えるための指針です。

「桑名市次世代育成支援行動計画」に始まり「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を経て、連綿と続いている少子化対策と子ども・子育て支援を中心とした計画であり、〈こども・若者〉〈保護者・家庭〉〈地域〉の3つの視点に立って、内容を検討し策定しました。

▼視点 1 こども・若者

本計画の主役は、こども・若者です。こども・若者が個人として尊重され、人権が保障されること、そして彼らの主体性を重んじ、その意見や声にできる限り耳を傾け、〈こども・若者〉の視点に立った取組を推進します。また、こども・若者が成長する過程において、豊かな人間性を形成し、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて長期的な視野に立った取組を推進します。

▼視点 2 保護者・家庭

全ての保護者が、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるよう、また、若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを生み育てられるよう、妊娠期から切れ目なく見守り、適宜必要な支援を行うことにより、〈保護者・家庭〉の視点に立った取組を推進します。

▼視点 3 地域

こども・若者は、今の桑名を構成している大切な存在です。自立した個人として自己を確立していけるよう、保護者・家庭はもとより、地域社会全体で支援する体制を整える必要があります。

また、子育ては、保護者・家庭だけではなく、地域住民、企業、行政等が、こども・若者の育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識を持ち、協働して取り組むことが重要です。

地域のさまざまな主体の役割を明確にし、連携と協力による〈地域〉の視点に立った取組を推進します。

3 基本目標

桑名市における「こどもまんなか社会」の実現を目指し、3つの基本的な視点から施策の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開していきます。

基本目標1 こども・若者が将来にわたって幸せな状態で生きられるよう見守り支える

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、一人の桑名市民として大切な存在です。したがって、一人ひとりの個性や多様性が尊重され、尊厳が守られなければなりません。

全てのこども・若者が笑顔でいられるよう、心身の状況や置かれている環境などにかかわらず、その権利が擁護されるとともに、心身ともに健やかに成長できるよう、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、きめ細やかに支援する体制を整えていきます。

そして、こどもたちが家庭において愛情を感じながら育つことの大切さを認識した上で、こどもの豊かな心と生きる力を育むための教育や取組を推進していきます。また、心身の障害、国籍、経済的な状況等により支援が必要な場合でも、個々の状況に応じた支援がなされるよう配慮していきます。

●取組の方向性

- ☆こどもの権利を守るための取組
- ☆生まれ育つこどもへの健康支援（成育医療等の取組の推進）
- ☆こどもの健やかな育ちを支える環境づくり
- ☆特別な支援を要するこども・若者への支援
- ☆こども・若者への自立支援

基本目標2 保護者・家庭の安定を寄り添いながら見守り支える

こども・若者が笑顔で健やかに成長するためには、保護者をはじめ家族全員が、経済的な不安や地域での孤立感を感じることなく、過度の負担を抱くことなく、ゆとりを持って、こども・若者に向き合えることが重要です。

保護者が自信を持って子育てに取り組むことができ、そこに喜びや希望を見いだせるよう、保護者の自己肯定感を高めるための支援を行っていきます。

また、保護者の孤独・孤立、さまざまな不安から発せられるSOSをできる限り迅速に漏らすことなく受け止められるよう、伴走型の相談・支援体制の構築を図るとともに、DXを活用した情報提供の強化を推進します。

さらに、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果にあるように、男性の子育てへの参画が進んできており、それぞれが意思を尊重し合い、多様な働き方、多様な子育てができ、仕事と生活の調和が図られるよう、市民意識の醸成、支援体制の充実、地元企業等への協力要請等、環境を整えていきます。

●取組の方向性

- ☆保護者が安心して子育てできるための支援
- ☆子育てを支援する環境づくり
- ☆子育て家庭に寄り添う相談体制の充実
- ☆支援が必要な家庭を支える体制づくり

基本目標3 地域全体でこども・若者と保護者・家庭を見守り支える

全てのこども・若者が将来にわたって心身ともに健康で、社会的、経済的にも良好で満たされている状態（ウェルビーイング）で生活を送るためには、保護者・家庭も含め、それを地域全体が支え、見守られなければなりません。

桑名には、豊かな自然や長い時間をかけて守り育んできた誇るべき文化・伝統、人と人とのつながりがあります。こうした背景のもとに、生まれ育ったこども・若者たちは、地域の宝であり、こども・若者の夢や希望が実現することは、地域の活性化につながります。

桑名のこども・若者が、この地で働き、家族をつくり、親や保護者となっていくことができるよう、地域ぐるみで環境を整え、地域全体を安全で、安心して居られる場所としていきます。

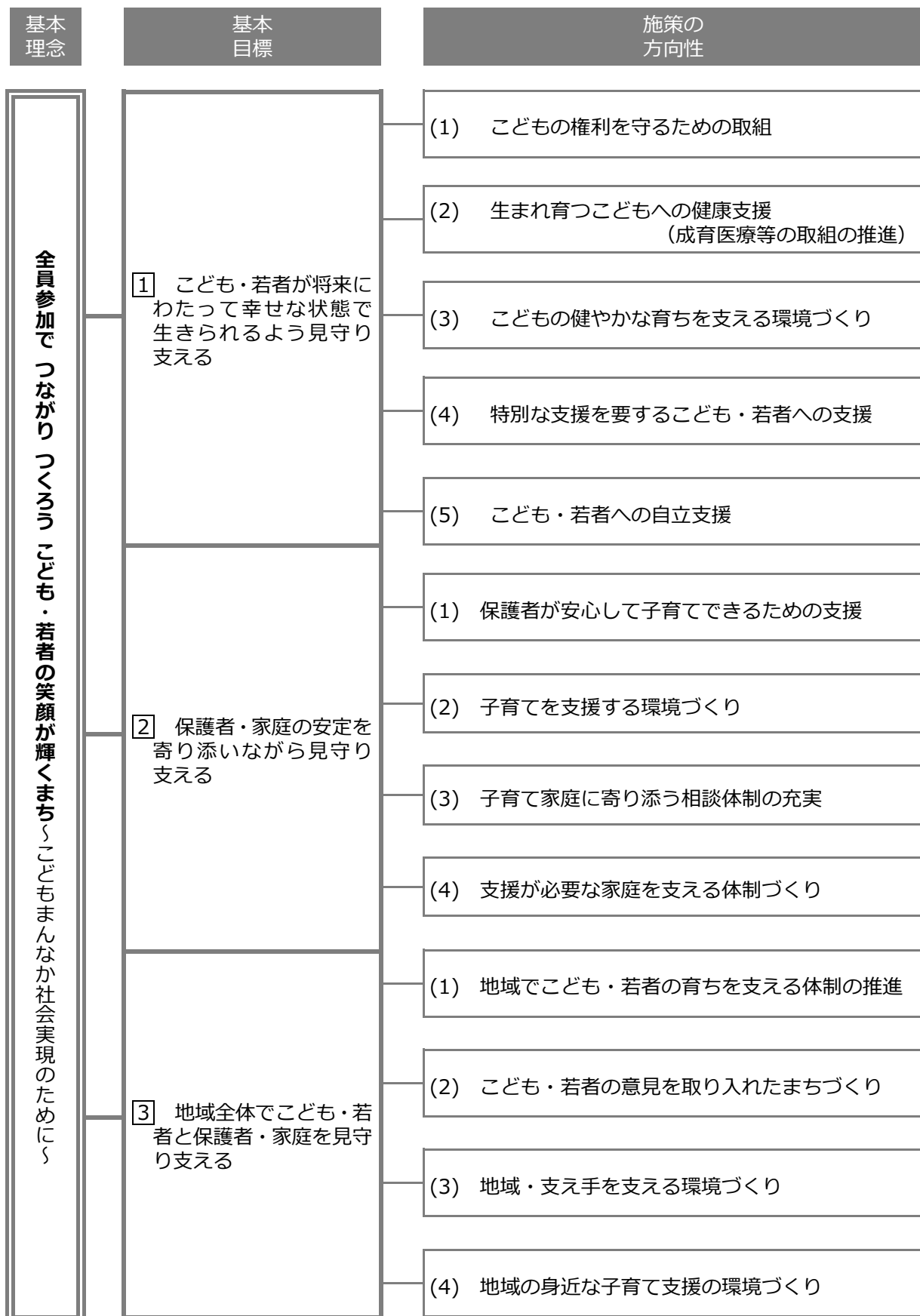
また、一人の市民として、こども・若者が多様な社会活動に参画するとともに、その意見や提案が市政やまちづくりに反映される仕組みをつくっていきます。

さらに、地域にあるさまざまな資源が、こども・若者の健やかな成長と自立のために最大限発揮されるよう、地域の協力体制を構築していきます。

●取組の方向性

- ☆地域でこども・若者の育ちを支える体制の推進
- ☆こども・若者の意見を取り入れたまちづくり
- ☆地域・支え手を支える環境づくり
- ☆地域の身近な子育て支援の環境づくり

4 計画の体系



第5章 施策の展開



I 重点施策

基本理念、基本目標の実現、ひいては「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもにまつわるさまざまな課題を解決する必要があります。

そこで、次に掲げる施策を重点施策として位置づけ、本計画の期間中、優先的に取り組んでいきます。

これらの施策を、保護者、地域、関係団体、保育所（園）・幼稚園、学校、行政等が協働で取り組むことにより、本計画全体の早期実現につながるものと考えます。

▶重点施策1 こども・若者を権利の主体とした体制づくりを進めます

こども・若者は社会の宝であり、未来への希望です。

全てのこども・若者たちは、一人ひとりがかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

本市では、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため、「桑名市こどもの権利条例」が制定されました。条例に基づき、全市的に取組を推進します。

こども・若者はもとより、保護者、家庭、地域の人々の笑顔が輝くよう、こどもたちを虐待から守るため、家庭・地域・関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげていく取組等を積極的に推進していきます。

■推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細
1. 「桑名市こどもの権利条例」の推進	87頁参照
3. 児童虐待防止の啓発	89頁参照
4. 児童虐待防止のネットワーク	89頁参照
23. 人権教育の推進	100頁参照
56. 子ども総合センターの相談支援	121項参照
58. 支援が必要な家庭の早期発見・支援	122頁参照

▶重点施策2 こどもの成長を支え、子育てに寄り添う社会づくりを進めます

こども・若者が成長する過程において、豊かな人間性を形成し、自分の在りたい姿を自分で考え、自立した生活を送ることができるよう、その成長に寄り添った支援を推進していきます。また、保護者が自分の子育てに自信を持って、ゆとりある子育てができるよう、自己肯定感を高める取組を積極的に推進し、子育てをしやすいと感じるような環境を整えていきます。さらに、特別な支援を必要とするこどもが自立し社会参加できるよう、関係機関等の連携のもと、途切れない支援と情報共有を図ります。

■推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細
21. 小中一貫教育の推進	99頁参照
30. 特別支援教育の推進	104頁参照
33. 中高生と乳幼児との交流事業	106頁参照
42. 子育てに関する講座・教室	111頁参照
50. 幅広く素早い情報提供の推進	116項参照

▶重点施策3 こどもと保護者・家庭を包括的に支える環境づくりを進めます

こどもの成長や子育てについては専門職による支援が必要不可欠です。子ども総合センターの機能を最大限に活かし、こどもと保護者・家庭に寄り添いながら妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援を行います。

また、保育士等の人材確保と労働環境の改善に向けた支援を推進し、保育環境の充実や保育の質の向上を目指します。

■推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細
53. 子ども総合センターの充実	119頁参照
54. 産前産後の支援の充実	120頁参照
69. 保育現場充実パッケージの推進	130頁参照
72. 子育て支援センター事業	132項参照

Ⅱ 基本施策

基本理念、基本目標の実現に向けて、こどもに関する施策を展開していきます。

1 こども・若者が将来にわたって幸せな状態で生きられるよう見守り支える

施策の方向性		取組・事業
(1) こどもの権利を守るための取組	① こどもの権利の保障	1. 「桑名市こどもの権利条例」の推進
	② 人権啓発の推進	2. 人権に関する啓発の推進
	③ 児童虐待防止の推進	3. 児童虐待防止の啓発 4. 児童虐待防止のネットワーク
	④ 社会的養護の推進	5. 里親制度の推進
(2) 生まれ育つこどもへの健康支援（成育医療等の取組の推進）	① 妊娠・出産への支援	6. 妊婦等包括相談支援事業 7. 妊産婦健康診査 8. 産後ケア事業・多胎妊産婦等支援事業 9. 妊婦等への喫煙の害に関する啓発 10. 妊産婦の口腔衛生の推進
	② 母子の健康の保持と増進	11. 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 12. 乳幼児健康診査 13. 乳幼児相談・教室事業 14. 予防接種の推進 15. 幼児の口腔衛生の推進
	③ 小児医療に関する周知・啓発	16. こどもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発
	④ こどもを守る医療体制の推進	17. 土曜日夜間・日曜日・祝日の応急診療 18. 子ども医療費の助成
(3) こどもの健やかな育ちを支える環境づくり	① こどもの育ちを支える教育・保育の内容の向上	19. 就学前施設と小学校との連携の促進 20. 乳幼児教育・保育に関わる教職員の研修の推進
	② こどもの豊かな心と生きる力を育むための支援	21. 小中一貫教育の推進 22. 食育の推進 23. 人権教育の推進 24. スポーツ少年団の推進 25. ICT教育の推進 26. 外国語教育の推進
	③ 個々のこどもに応じた支援	27. 学校指導体制支援の推進
(4) 特別な支援を要するこども・若者への支援	① 障害のあるこどもや家庭への支援	28. こどもの発達に関する支援の充実 29. 障害児支援の充実 30. 特別支援教育の推進
	② 外国人のこどもや家庭への支援	31. 外国人児童生徒への就学支援 32. 外国語による情報提供
(5) こども・若者への自立支援	① 乳幼児とのふれあい体験の推進	33. 中高生と乳幼児との交流事業 34. 高校生等の保育体験事業
	② こども・若者の自立・就労支援	35. キャリア教育 36. 若者への就労支援
	③ 出会いから結婚新生活への支援	37. 出会い・結婚の機会創出 38. 結婚新生活の支援
	④ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援	39. 不妊治療費の助成（回数追加、先進医療） 40. 不育症治療費の助成

(1) こどもの権利を守るための取組

全てのこどもは、生まれながらにしてその一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される権利を有しています。全ての市民がこどもの権利をはじめ「人権」についての理解を深め、自身と他者の人権を尊重する教育機会の提供に努めるとともに、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します。

また、児童虐待の防止の取組・啓発等により、こどもの人権を守る体制づくりに努めます。

① こどもの権利の保障

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神に則り、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会の実現を目指します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
1.「桑名市こどもの権利条例」の推進【市民】	令和6年12月、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため「桑名市こどもの権利条例」が制定されました。なお、本条例は議員提案により、市議会に提出され、可決されました。
推進区分	〔条例制定までの経緯〕
新規	・令和5年10月～令和6年11月の間、25回にわたり委員会を「こどもの権利条例策定検討会議」と位置付けて開催し条例の内容等を検討
担当部署	・上記期間において、子ども未来部と連携したアンケート調査やホームページを活用した市民全般への意見募集のほか、市内の小学校6校及び市内の中学校3校に直接出向き、約300人の児童・生徒と、それぞれ意見交換
関係部署	・令和6年4月には、誰もが参加できる意見交換会を日曜日に開催 ・本条例が制定された場合には、市が主体となって動く必要があるため、ヒアリングや意見交換を通して、執行部側の考えを把握 ・こどものために活動する市民団体等から現場の声を聴くとともに、2人の専門家を参考人として招致し、専門的な立場からの意見を聴取 ・令和6年8月22日～9月20日までの期間、条例の素案に対するパブリックコメントを実施

今後の展開・目標（令和11年度）
「桑名市こどもの権利条例」に基づき、こどもをはじめ、保護者、市（行政）、市民及び育ち学ぶ施設等がそれぞれの役割を果たし、こどもの権利が保障されるよう、全市的に取組を推進します。特に、こども自身がこどもの権利があることを理解できるよう、平易な表現を使いSNSなどを活用して啓発を推進します。

② 人権啓発の推進

全ての市民が人権についての理解を深め、人権を尊重できる啓発活動を推進します。

＜主な取組・事業＞

取組・事業名【対象】	内容・現状など
2. 人権に関する啓発の推進【市民】	講演会・広報紙等、さまざまな機会や媒体を通して、人権に関する意識の啓発に努めています。 [令和5年度実績] ■ 学習講座 ・ 延べ受講者数：256人 ■ 人権フェスタ ・ 延べ参加者数：853人
推進区分	
継続	
担当部署	
人権センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
差別のないまちを目指し、引き続き、人権に関する意識の啓発に努めていきます。 ■ 学習講座 ・ 延べ受講者数：300人 ■ 人権フェスタ ・ 延べ参加者数：1,200人	

③ 児童虐待防止の推進

こどもの健やかな育ちを守るため、家庭・地域・関係機関の連携により全市をあげてこどもの虐待防止に取り組んでいきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
3. 児童虐待防止の啓発 【市民】	市民に対し、児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報の協力を呼びかけています。また、関係者への研修会及び講演会を開催しています。 [令和5年度実績] ・研修会及び講演会の開催 ・児童虐待防止フォーラム（桑名市及びチャイルドファーストくわな（CFK）主催）を開催し、その中で講演会（演題：望まない妊娠と児童虐待）及び意見交換会を行い、市民向けの啓発を実施（参加者：65人） ・児童虐待防止推進月間（11月）における懸垂幕の掲示及びオレンジリボンツリーの設置、蟠龍櫓のライトアップ ・CAP（こどもへの虐待防止）研修事業の実施 ・児童虐待及びいじめ防止広告付電柱看板設置事業の実施 ・虐待通報ダイヤル『189』（イチハヤク）の周知
推進区分	
拡充	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
研修会・講演会、各種事業等について継続的に実施し、市民への更なる周知啓発へ取り組んでいきます。また、民間機関のこどもの居場所において、こどもたちと雑談する中、相談してもらえる取組を推進します。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
4. 児童虐待防止のネットワーク 【要保護児童関係機関】	「桑名市要保護児童及びDV対策地域協議会」において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、関係機関とネットワークを構築し、支援体制の整備を推進しています。 [令和5年度実績] ■開催状況 ・代表者会議：年2回 ・実務者会議：年3回 ・ケース進行管理会議：年4回
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
代表者会議、実務者会議及びケース進行管理会議を実施し、情報共有を図るとともに、先進事例の研修等を行うことなどにより、より充実を図り、児童虐待の未然防止に取り組めます。 また、子ども総合センターが関係機関の調整機関となり、要保護児童・要支援児童の情報共有を図ることで、支援のすき間をなくす取組を推進します。	

④ 社会的養護の推進

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子ども等を児童相談所等と連携し、より家庭に近い環境で、社会的に養育・保護する取組を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
5. 里親制度の推進 【市民】	子育てが困難な親に代わって子どもを守る里親制度の普及等を目指して、児童相談所と連携しながら、NPOや児童養護施設等が協力する「くわな里親支援ネットワーク」を活用して、里親説明会、里親支援ネットワーク調整会議及び里親交流会を開催し、制度の推進を図っています。 令和3年度からは、桑名市短期入所生活援助事業において、里親宅でのショートステイを実施しています。 [令和5年度実績] ■市内の里親登録者数：30世帯
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
関係機関とも連携を図りながら、説明会やフォーラム等で里親についての理解を深めてもらい登録者の増加に努めていきます。特に自治会や子育てサークルなどの小規模な集まりでの説明など、ショートステイも含めた個別の相談の機会の確保にも努めます。 ■市内の里親登録者数：35世帯	

(2) 生まれ育つこどもへの健康支援（成育医療等の取組の推進）

親が安心して妊娠・出産・子育てができ、こどもが健やかに育つことができるよう保健・医療体制の推進を図ります。

① 妊娠・出産への支援

妊娠期からこどもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。妊婦の健康を守り、安心して出産できるよう、適切に健康を管理する機会を確保するとともに、必要な家庭には適切な支援につなげ、途切れのない支援を行っていきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
6. 妊婦等包括相談支援事業 【妊婦、産婦及びその配偶者等】	令和7年度から実施予定の「妊婦等包括相談支援事業」では、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援を行うこととされていることから、現在、伴走型相談支援事業として実施している妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート及び面談（希望者）、出生届出時の面談や生後4か月までの赤ちゃん訪問などの機会を活用し、情報提供や相談対応等を行い、さまざまな不安や悩みに応えるとともに、個々のニーズに応じた支援につなげていきます。
推進区分	
新規	
担当部署	
子ども総合センター	[令和5年度実績] ・母子健康手帳交付数：809件
今後の展開・目標（令和11年度）	
現在実施している伴走型相談支援事業から引き続き、妊娠から出産・子育て期への切れ目ない相談支援体制の充実に努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
7. 妊産婦健康診査 【妊婦及び産婦】	妊婦及び産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦及び産婦の健康診査を実施しています。
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	[令和5年度実績] ■妊婦健康診査（助成14回） ・延べ受診者数：9,743人 ■産婦健康診査（助成2回） ・延べ受診者数：1,290人
今後の展開・目標（令和11年度）	
妊産婦健康診査の適切な受診をすすめるとともに、健診結果に応じて、必要な相談、支援につなげていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
8. 産後ケア事業・多胎妊産婦等支援事業【妊産婦】	出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからないなどの育児不安や負担を軽減するため産後ケア事業を実施しています。
推進区分	産後ケアの種類は、訪問サービス・通所サービス・宿泊サービスです。
拡充	また、多胎児については、より育児の負担が大きいことから、妊娠中から利用することができる多胎ピアサポート事業や多胎ヘルパーサービス事業を実施しています。
担当部署	
子ども総合センター	[令和5年度実績] ■産後ケア事業利用者数（実人員）：114人 （利用率：14.3%　＊令和5年度出生数797人） ・延べ利用回数：309回 ＊令和5年10月から宿泊型を開始 ＊令和5年12月から対象者を拡充 ■多胎ピアサポート事業 ・延べ利用回数：3件 ■多胎ヘルパーサービス事業 ・延べ利用回数：27件（内訳：2時間×26、1時間×1） 〈参考指標〉 ■産婦健診（1か月）でEPDS9点以上の人の割合：6.0%
今後の展開・目標（令和11年度）	
産後ケア事業は、産後すぐから利用できるよう妊娠中から妊婦の体調や状況に応じて支援を行うとともに、産婦健康診査の結果等を活用し、利用を促進します。 また、多胎児の妊産婦については、多胎ピアサポート事業や多胎ヘルパーサービス事業を通じて育児の不安や負担感の解消に努めます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
9. 妊婦等への喫煙の害に関する啓発【妊婦等】	妊婦やそのパートナーの喫煙率の低下に向けて、母子健康手帳交付時、母子保健事業実施時などに、喫煙が胎児やこどもに及ぼす影響についての知識の普及・啓発を行っています。
推進区分	[令和5年度実績]（母子健康手帳交付時） ■妊婦の喫煙率：1.2% ■妊婦のパートナーの喫煙率：19.4%
継続	
担当部署	
子ども総合センター 保健医療課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
早産や低出生体重児の減少等を目指し、喫煙が胎児やこどもに及ぼす影響についての知識の普及・啓発を図るとともに、幅広い世代への喫煙防止に関する情報提供や禁煙支援の取組等を推進します。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
10. 妊産婦の口腔衛生の推進 【妊産婦】	歯周病の胎児への影響や、母親のう蝕とこどものう蝕の関連が指摘されていることから妊娠届出時の面談等で、妊産婦の口腔の健康保持・増進等についての普及啓発等を実施しています。 （妊婦歯科健康診査は、令和6年8月開始）
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
妊婦歯科健康診査事業や妊娠届出時の面談等を通じて、妊産婦の口腔の健康保持・増進等についての普及啓発等を実施していきます。	

② 母子の健康の保持と増進

乳幼児とその家族の健康の保持・増進を図るとともに、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら育児不安の解消等を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
11. 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 【生後４か月までの乳児のいる家庭】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の成長発達や育児に関する相談、養育環境等の確認とともに、母子保健事業や子育て支援情報を提供しています。 [令和５年度実績] ■ 対象家庭数：797件 ■ 家庭訪問数：764件
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
健やかな成長・発達の支援を行うとともに、支援の必要な家庭には、養育支援訪問や相談支援等、継続的な支援につなげていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
12. 乳幼児健康診査【乳幼児】	乳幼児（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）を対象に、疾病の早期発見、発育発達の確認及び育児支援等を図るため健康診査を実施しています。また、未受診者の確認、受診勧奨を行っています。 [令和5年度実績] ■ 4か月児健康診査 ・対象者数：803人・受診者数：788人 ■ 10か月児健康診査 ・対象者数：841人・受診者数：837人 ■ 1歳6か月児健康診査 ・対象者数：859人・受診者数：851人 ■ 3歳児健康診査 ・対象者数：919人・受診者数：901人
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、乳幼児健康診査の受診勧奨を行うとともに、健康診査において経過観察が必要となった乳幼児を含む家族についてフォローを行います。また、関係機関との連携を図ります。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
13. 乳幼児相談・教室事業【乳幼児と家族】	乳幼児と家族を対象に、電話や窓口、訪問、教室等で育児やこどもに関する情報提供をするとともに、家族等からの相談を受け、育児不安の解消に努めています。また、医療機関やその他、関係機関とも連携し、こどもの健やかな育ちにつながるよう支援しています。 [令和5年度実績] ■ 赤ちゃん広場 ・実施回数：12回 ・延べ参加者数：124人 ■ 育児相談 ・実施回数：12回 ・延べ参加者数：309人 ■ すくすく離乳食教室 ・実施回数：18回（オンライン開催有） ・延べ参加者数：315人 ■ ふれあいトーク（乳幼児の食生活） ・実施回数：1回 ・延べ参加者数：34人
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、必要な情報提供を行うとともに、育児不安の解消に努めます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
14. 予防接種の推進 【乳幼児等】	予防接種法に基づき、乳児期からの感染症の発病予防、重症化予防、まん延予防のため、安全・安心な予防接種の実施に努めています。また、随時接種勧奨を行い、接種率の向上を目指しています。 [令和5年度実績] ■MRワクチン（麻しん・風しん混合） ・接種者数：1期：835人（96.64%） 2期：1,031人（94.33%）
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、適切な予防接種実施と未受診者への接種勧奨を行います。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
15. 幼児の口腔衛生の推進【幼児】	幼児健康診査事業、幼児歯科検診及びフッ素塗布事業から口腔衛生状況を把握し、むし歯予防に向けた取り組みを実施しています。 [令和5年度実績] ■1歳6か月児健康診査のむし歯のない者の割合：99.41% ■幼児歯科検診及びフッ素塗布事業のむし歯のない者の割合：97.61% ■3歳児健康診査のむし歯のない者の割合：92.76%
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、幼児健康診査、幼児歯科検診及びフッ素塗布事業の実施を通じて幼児の口腔衛生の向上に努めます。	

③ 小児医療に関する周知・啓発

こどもの病気・けがへの対応に関する正確な情報や本市の小児救急医療体制について、市民への情報提供に努めるとともに、相談窓口となる専用ダイヤルの周知を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
16. こどもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発【市民】	こどもの急な病気への対応について正しい知識の普及啓発を行うとともに、病気やけが等の相談を受ける「くわな健康・医療相談ダイヤル24」、「みえ子ども医療ダイヤル」についてもホームページなどで周知を図っています。
推進区分	また、赤ちゃん訪問や幼児健康診査等の機会に保護者に対し、情報提供しています。
継続	
担当部署	〈参考指標〉 ■「子どもが休日・夜間病気になった時の初期対応で、医療相談ダイヤルを利用した人の割合」(子ども・子育て支援に関する二一ズ調査(令和5年度)) ・就学前の子どもの保護者：21.3% ・小学生の子どもの保護者：14.8%
保健医療課 子ども総合センター	
今後の展開・目標(令和11年度)	
こどもの急な病気やけがへの対処方法の周知と、相談や育児に対するアドバイスを受けられる環境づくりを推進していきます。	

④ こどもを守る医療体制の推進

安心してこどもを産み、健やかに育てられるよう、小児・周産期医療をはじめこどもの命・健康を守るための体制の構築を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
17. 土曜日夜間・日曜日・祝日の応急診療【市民】	桑名市応急診療所において、桑名医師会、桑名地区薬剤師会の協力を得て、土曜日夜間、日曜日、祝日に診療を行っています。また、この応急診療について、ホームページなどで市民への周知を図っています。
推進区分	[令和5年度実績] ■受診者数：3,302人（土曜日424人、日曜日・祝日2,878人）
継続	
担当部署	
保健医療課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、桑名市応急診療所を土曜日夜間・日曜日・祝日の急な病気に対応する一次救急医療機関(内科・小児科)として位置付け、救急医療体制の一翼を担っていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
18. 子ども医療費の助成【高校生まで】	0歳から高校生相当（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）までのこどもを対象に医療費の助成を実施しています。
推進区分	県内の医療機関を受診した場合は窓口での負担が無料となり、県外の医療機関を受診した場合は償還払いとなります。
継続	[令和5年度実績] 令和5年4月から受給要件の所得制限を撤廃しました。さらに、令和5年9月から対象者を高校生まで拡大しました。 ・助成件数 : 延べ274,291件 ・助成額 : 578,067,484円
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
全てのこどもが安心して医療機関に受診できるよう制度の維持に努めます。	

(3) こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

こどもたちが家庭の事情等に関わりなく、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小中学校の生活、地域の活動等の中で社会性を身につけ、豊かな心と生きる力を育むことができるように、こども一人ひとりの育ちを支える環境を整えていきます。

① こどもの育ちを支える教育・保育の内容の向上

こどもへの教育・保育の質の向上を図り、こどもたちの育ちをより豊かにする環境を整えていきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
19. 就学前施設と小学校との連携の促進 【園児・児童及び就学前施設、小学校の教職員】	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の就学前施設の園児と小学校の児童との交流や、教職員間の連携を推進しています。 〔令和5年度実績〕 ・公立・私立の就学前施設の教職員と小学校1年生の教員の代表による情報交流会を3回開催しました。 ・小学校3校での授業参観、公立の就学前施設2園の保育参観を実施しました。
推進区分	
継続	
担当部署	
学校支援課 幼保支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の保育・教育を知り合う参観の機会を設ける等、就学前教育と小学校教育の接続を推進していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
20. 乳幼児教育・保育に関わる教職員の研修の推進【就学前施設の教職員】	幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の施設の職員が、共に乳幼児教育・保育の専門的な知識等を学ぶ研修やそれぞれの施設での教育・保育について交流し合う機会をもち、質の高い就学前教育の推進を図っています。
推進区分	[令和5年度実績] 講師によるオンラインでの2回の教育講演会、集合研修での実技講習会、公開保育研修会の4回の研修講座と、実践交流会、講師の先生が園児を対象とした実践を公開する公開保育研修会を実施し、207人の参加がありました。
継続	
担当部署	
幼保支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
公私立乳幼児教育・保育関係教職員等の研修事業を通じ、乳幼児教育・保育の推進を目的とする桑名郡市乳幼児教育推進協議会を発展させていきます。	

② こどもの豊かな心と生きる力を育むための支援

次の世代を担うこどもたちの育ちを支援するため、さまざまな教育活動を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
21. 小中一貫教育の推進 【公立小・中学校児童生徒及び教職員】	9年間を通した小中一貫教育を推進し「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して授業改善を行い、こども主体の活動を推進します。
推進区分	〔令和5年度実績〕
継続	中学校区ごとに、こども・地域の実態に応じて課題別部会を設置し、各部会会議・教職員研修会・小中児童交流会等を実施しました。
担当部署	・年間活動数：平均34回（1中学校区あたり）
学校支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
こどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、小中学校の段差から生じる諸問題をこどもや地域の実態に根ざした取組により解消できるよう努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
22. 食育の推進 【こども及びその保護者】	小・中学校において栄養教諭を中心に各学年に応じたテーマで食に関する授業を行うとともに、保護者に対しては、食習慣の啓発を行っています。また、食生活改善推進員の子育て支援活動を実施しています。さらに、公立保育所において、給食の献立のレシピやおたよりを配布し、食育の大切さを伝えています。
推進区分	〔令和5年度実績〕
継続	〈小・中学校における食育の実施状況〉
担当部署	・栄養教諭を中心に各学年に応じたテーマで食に関する授業を行うとともに、給食だよりを通じて児童・生徒・保護者に食習慣の啓発を行いました。
教育総務課 保健医療課 幼保支援課	■ 日常の食生活で、栄養のバランスを意識するようになったと肯定的に回答した児童・生徒の割合：77.1% 〈保育所における食育の実施状況〉 ・仕事と子育ての両立に悩みを抱える家庭が多いことを踏まえ、保護者の家事の時間の短縮と食育の推進を図るため、令和2年度から市内3保育所で、夕方、新たに調理したおかずを保護者に予約制で提供する「家庭での食育推進とパパママ家事短事業」を実施しています。 ■ 実施個所数：3か所 ■ 延べ実施回数：24回 ■ 延べ1,187世帯に合計2,719パックをレシピ付きで配付

	〈参考指標〉 ■「朝食を毎日食べている」と回答した家庭の割合（子ども・子育て支援に関する二一ズ調査（令和5年度））・小学生：92.2%
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き全ての公立小・中学校で食に関する授業等の実施、食生活改善推進員の子育て支援活動の開催、及び公立保育所にて食育PR事業を実施するなど、家庭における食育の推進に努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
23. 人権教育の推進 【就学前施設・小・中学校の教職員、園児・児童生徒】	こどもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、なかまとともに差別や偏見をなくすよう、地域や保護者と連携しながら人権教育を推進しています。
推進区分	〈参考指標〉 ■「他人事でなく、自分の中にある『差別の心』の問題として、差別をなくすよう努力する」と回答した児童生徒の割合（桑名市教育委員会 桑名市小・中学生の人権に関する意識調査 令和5年度） ・小学生：48.2% ・中学生：43.0%
継続	
担当部署	
人権教育課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
差別解消に向けた知識と技能を身につけ、人権尊重への意欲と態度を育む人権学習を実施します。また、地域の実態や保護者の人権意識を十分に把握し、実態に応じた啓発活動を推進していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
24. スポーツ少年団の推進 【小学生及び指導者】	こどもの身体・運動機能の向上とともに、地域との交流を図るため、スポーツ少年団の活動を推進しています。 〔令和5年度実績〕 ■スポーツ少年団に加入している団員数：1,254人
推進区分	
継続	
担当部署	
スポーツ振興課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
こどもの数が減少していく状況ではありますが、活動を維持継続するため、啓発や支援をしていきます。 ■スポーツ少年団に加入している団員数：1,250人	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
25. I C T教育の推進 【公立小・中学校児童生徒及び教職員】	情報機器の活用をとおして、情報活用能力を高められるような環境を継続的に整備しています。
推進区分	[令和5年度実績] 市内小中学校におけるICT教育の推進に向け、「ICTを効果的に活用した授業改善チーム」に所属する教員の授業づくりを支援し、公開授業を9回実施しました。また、GIGAワークブックくわなを作成し、市内小中学校36校に周知しました。
継続	
担当部署	
学校支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
児童生徒が I C Tを活用し、主体的・対話的で深い学びにつながり、プログラミング的思考をはじめ、情報活用能力が高められるような授業づくりを推進していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
26. 外国語教育の推進 【公立小・中学校児童生徒及び教職員】	「桑名市英語教育プラン」に基づき、小中一貫した英語教育を推進しています。 [令和5年度実績] 市内全ての小中学校（36校）で、CAN-DOリストを作成しています。 [令和11年度] 引き続き、CAN-DOリストを作成・活用し、対話的な言語活動を重視した授業づくりを推進していきます。
推進区分	
継続	
担当部署	
学校支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	

③ 個々のこどもに応じた支援

いじめや不登校等の問題の解決やこどもの多様化する悩み・不安への対応を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
27. 学校指導体制支援の推進 【公立小・中学校】	こどもたちの教育環境を整え、こどもたちが心身ともに成長し、健康で豊かな人間関係を築けるようにしています。また、必要に応じて、保護者と関係機関とをつなげ、ネットワークの充実を図っています。
推進区分	
継続	[令和5年度実績]
担当部署	・SHP：中学校ブロックごとに1人配置を基本として10人配置。令和5年度は9人配置で児童数等に応じて配置時間で調整している。（1人、年間35週525～700時間） ・SSW：学校の現状又は学校要請に応じて派遣。3人配置（1人、1日7時間、年間35週） ・教育相談員：3人配置
学校支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、SSW・SHP・教育相談員を配置し、学校指導体制を支援していきます。	

※SSW（スクールソーシャルワーカー）：教育機関において、社会福祉の専門的知識・技術を活用し、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、こどもの抱えている問題の解決に向けて支援する専門家という意味です。

※SHP（スクールハートパートナー）：桑名市が独自に小学校に配置する支援員。各中学校ブロックに1人（最多人数校区には2人）配置し、中学校区内各小学校において、学校として気になるこどもの見守りや相談、課題のある児童の支援を図る職員という意味です。

(4) 特別な支援を要するこども・若者への支援

こどもの障害や国籍等に関わりなく、全てのこどもが地域でいきいきと暮らすことができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

① 障害のあるこどもや家庭への支援

本市では、子ども総合センターの子ども発達・小児在宅支援室を拠点として、発達の気になるこどもに関する相談をはじめ途切れない支援を提供しています。今後も、支援内容の充実に努めるとともに、関係機関の連携を強化していきます。また、個々の障害に対応できるように特別支援教育の推進を図っていきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
28. こどもの発達に関する支援の充実 【療育の支援が必要なこども】	本市では、令和3年4月から子ども発達・小児在宅支援室（子ども総合センター内）を設置し、発達に関する相談、発達検査などの業務を集約し、発達が気になるこどもの支援を強化しました。また、その中に医療的ケアが常時必要なこどもや保護者への相談・支援を行うため医療的ケア児等のコーディネーターを配置し、小児在宅支援を推進しています。 [令和5年度実績] ■相談件数：1,598件
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
こども発達に関する相談や具体的支援の拠点として子ども総合センター内に「子ども発達・小児在宅支援室」を位置づけ、各種関係機関との連携のもと、発達の気になるこどもに関する相談をはじめ途切れない支援を提供していきます。また、医療的ケア児が保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を推進します。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
29. 障害児支援の充実 【療育の支援が必要なこども】	児童発達支援センター(桑名市社会福祉協議会)を拠点として位置づけ、地域支援、専門的支援を活用し、他の障害児通所支援の民間事業所や保育所、教育などの関係機関の支援レベルの向上と連携を推進します。また、医療的ケア児及びその保護者のレスパイトのため医療的ケア児レスパイト支援事業を実施しています。
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
障害児及びその家族に対し、障害が疑われる早期の段階から相談や支援を受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を推進します。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
30. 特別支援教育の推進 【特別な支援が必要な児童生徒、特別支援教育コーディネーター等】	特別支援教育コーディネーター等の教職員を対象に、特別支援教育に係る研修の実施や、巡回相談員による各校への巡回指導を行うことにより教員の力量を高め、特別な支援を必要とする一人ひとりのこどもの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援をしています。
推進区分	[令和5年度実績] ・特別支援教育コーディネーター研修：年間2回 ・学習・保育支援員研修：年間1回 ・巡回相談員による巡回相談：年間65回 ・特別支援学級新担当者研修会：年間2回
継続	
担当部署	
人権教育課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
適切な指導・支援ができるように、教職員に対する研修の機会を確保し、さらなる教職員の専門性の向上を図るとともに、福祉等関係機関との連携を深め、途切れのない支援と情報の共有化を図っていきます。また、障がいのあるこどもと、ないこどもの相互理解が深まるよう、共に学び合う交流・共同学習を推進していきます。	

② 外国人のこどもや家庭への支援

こどもの国籍に関わりなく、こどもの育ちが保障できるように、外国人のこどもや家庭を支援していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
31. 外国人児童生徒への就学支援 【日本語指導が必要な児童生徒】	外国人児童生徒教育推進非常勤協力員等の派遣により、日本語の指導及び日本の学校制度や進路に必要な情報提供を行い、日本語指導が必要な児童生徒への支援を推進しています。
推進区分	[令和5年度実績] ・指導・支援を受けた児童生徒数：180人 ・進路ガイダンスや夏季学習会（ガンバチアンド）の実施 ・小中学校外国人児童生徒教育担当者会：年間2回実施 ・外国人児童生徒交流会の実施
継続	
担当部署	
人権教育課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
一人ひとりの実態に合った支援を行うことで、日本語で学び生活する力を身につけ、自分の夢や目標に向かって進路を決定し、将来社会で自立できる力を育てていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
32. 外国語による情報提供 【子育て中の外国人家庭】	手続き書類（保育所入所案内等）のポルトガル語版の作成、ポルトガル語通訳（週1回）による窓口対応、翻訳アプリ（窓口用タブレット）やFacebook（ポルトガル語・ベトナム語）の活用により在住外国人への子育て支援に関する情報提供を図っています。
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課 幼保支援課 ブランド推進課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
外国人児童が増加している中、ポルトガル語に限らず多言語での対応が求められているため、多言語対応システムの導入検討及びSNSでの多言語による情報発信に努めていきます。	

(5) こども・若者への自立支援

こどもや若者が子育ての喜びや意義を感じられるための支援や、こどもを産み育てたいと願う夫婦への支援を推進していきます。また、自立した生活を送るための支援にも取り組んでいきます。

① 乳幼児とのふれあい体験の推進

こどもたちが、核家族化、兄弟姉妹の減少等により、乳幼児との接する機会が減少している中、乳幼児とふれあう体験の機会を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
33. 中高生と乳幼児との交流事業 【中学生・高校生及び子育て中の親子】	乳幼児とのふれあいを通じ、生命の大切さ・親子のきずな・子育てすることの楽しさを実感できる体験を推進します。
推進区分	[令和5年度実績] ■わくわく子育て体験（中学生対象） ・実施回数 2回
継続	・中学生参加人数 16人 ・子育て中の親子参加組数 9組
担当部署	■わくわくコミュニケーション（高校生対象） ・実施個所数：2箇所 ・実施回数：35回 ・参加人数（桑名北高等学校の生徒）：72人
子ども未来課 学校支援課 幼保支援課 子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、担当課間の連携のもと、事業の周知を図りながら参加者の確保に努めていくとともに、学校からの要望に応じて、より多くの乳幼児とふれあう体験の機会を提供できるように取り組んでいきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
34. 高校生等の保育体験事業【中学生・高校生】	今後の保育士増加を目的として、中学校及び高校のインターンシップ活動等を通して、中高生等に保育体験の機会を提供します。
推進区分	[令和5年度実績] ■参加者数：高校生15人(厚生館保育所6人、別館保育所4人、城東保育所5人) 中学生13人(厚生館保育所4人、城東保育所4人、多度保育所5人)
継続	
担当部署	
幼保支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、中高生等の体験場所の提供、大学による学生向け保育講話やアドバイスの提供等の協力・連携により実施していきます。	

② こども・若者の自立・就労支援

桑名で生まれ育ったこども・若者が、この地で就労し、自立した家庭生活を送ることができるよう取組を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
35. キャリア教育 【公立小・中学校児童・生徒】	こどもや地域の実態に応じて、中学校ブロックごとに連携したキャリア教育を推進し、自分の将来に夢をもち、積極的に社会に参画できる力を高めています。
推進区分	<参考指標> ■「職場体験活動は『とても充実』『充実』」と回答した生徒の割合」：95.1%（令和5年度職場体験実施校アンケート）
継続	
担当部署	
人権教育課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
地域で働いている人との「出会い学習」や、「職場体験活動」等を活動の中心に据え、学校・地域・家庭との連携を大切にしながら、こどもたちに社会的・職業的自立の基盤となる能力を育むキャリア教育を推進していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
36. 若者への就労支援 【概ね15歳以上39歳以下の若者】	本庁舎において北勢地域若者サポートステーションの周知や出張相談を月3回行っており、引き続き「北勢地域若者サポートステーション」を有効に活用してもらえよう周知を行い、若者の就労支援につなげています。また、令和元年6月6に桑名市・桑名市商工会議所・三重労働局の三者で雇用対策協定を締結し、今まで以上に関係機関と連携し、若者の就労支援につなげています。
推進区分	[令和5年度実績] 北勢地域若者サポートステーションによる就労相談を月3回実施しました。 ・相談件数：127件
継続	
担当部署	
商工課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
桑名市・桑名市商工会議所・三重労働局の三者で協力し若年者の就労促進や自立支援策を推進します。北勢地域若者サポートステーションの積極的な周知を図りながら活用を行い、若者の就労支援につなげていきます。また、市内産業を体験する機会を通じて桑名で働きたいと思える若者の育成を図ります。	

③ 出会いから結婚新生活への支援

出会い・結婚を希望される人を支援するとともに、結婚後の新生活も安定して暮らし続けられるよう支援します。

＜主な取組・事業＞取組・事業名【対象】	内容・現状など
37. 出会い・結婚の機会創出【若者等】	若者が桑名で家庭を築き、自立した生活を送れるよう、出会い・結婚の機会の創出に努めています。
推進区分	[令和5年度実績]
新規	■ マッチングアプリ運営会社等との連携により恋愛・婚活セミナーやメタバース※婚活を実施しました。
担当部署	・ 恋愛・婚活セミナー参加者数：67人
SDGs推進課	・ メタバース婚活参加者数：30人
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、恋愛や結婚を希望する若者に対して、その希望が実現できるよう若者の気持ちに寄り添った施策を推進していきます。	

※メタバース：インターネット上の仮想空間。3次元で構成された仮想空間の中で、自分自身の分身であるアバターを介して自由に動き回り、他者と交流するなどさまざまなことを体験できます。

取組・事業名【対象】	内容・現状など
38. 結婚新生活の支援【新婚の夫婦】	令和6年度において、結婚を機に桑名市で新生活をスタートする新婚世帯に対して、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用の一部を補助する「結婚新生活支援事業」を実施しています。
推進区分	
新規	
担当部署	
SDGs推進課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、結婚後の新生活を経済的に支援するなど、少子化対策に資する取組を推進していきます。	

④ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援

こどもを産み育てたいという希望を持ちながら、それに至っていない夫婦への支援を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
39. 不妊治療費の助成 （回数追加、先進医療） 【不妊治療申請者】	不妊に悩む夫婦の経済的な負担の軽減及び少子化対策として、保険適用終了後に保険適用外で行った特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています（保険適用の上限回数を超えた治療に対して、保険適用の上限回数と合わせて1子ごとに通算8回まで）。 また、保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療に対しても費用の一部を助成しています。 [令和5年度実績] ■助成件数：33件 ■助成額：2,429,763円
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
夫婦の不妊治療は高額であり経済的な負担が大きいことから、引き続き、必要な補助を実施していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
40. 不育症治療費の助成 【不育症治療申請者】	不育症（妊娠はするけれども、2回以上の流産、死産を繰り返して結果的にこどもを持てない場合）に悩む夫婦の経済的な負担の軽減及び少子化対策として、不育症治療に要する費用の一部を助成しています。
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
不育症治療は高額であり経済的な負担が大きいことから、引き続き、必要な補助を実施していきます。	

2 保護者・家庭の安定を寄り添いながら見守り支える

施策の方向性		取組・事業
(1) 保護者が安心して子育てできるための支援	① 保護者の学びや子育ての喜びを感じる機会の提供	41. 妊婦等への講座 42. 子育てに関する講座・教室
	② 地域における子育て支援を担う人材の育成	43. 子育て応援ボランティア講座
(2) 子育てを支援する環境づくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	44. 育児・介護休業制度等の周知
	② 働く子育て家庭を応援する幼児教育・保育等の推進体制の充実	45. 幼稚園・保育所（園）等及び多様な保育 46. 学童保育（放課後児童クラブ）
	③ 子育ての負担・不安を軽減する取組の推進	47. 選べる桑名子育てリフレッシュ事業 48. 「こども誰でも通園制度」の検討
	④ 効果的な情報提供の推進	49. 子ども・子育て市民情報部会 50. 幅広く素早い情報提供の推進
	⑤ 父親の育児参加や男女共同参画の促進	51. 父親向けの子育て講座 52. 男女共同参画の意識啓発
(3) 子育て家庭に寄り添う相談体制の充実	① 子育て支援、相談支援機関の充実	53. 子ども総合センターの充実 54. 産前産後の支援の充実 55. 妊婦等包括相談支援事業（再掲）
	② きめ細やかな相談や家庭支援の推進	56. 子ども総合センターの相談支援 57. 民生委員・児童委員等による家庭支援
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	① 支援が必要な家庭の早期発見・支援	58. 支援が必要な家庭の早期発見・支援
	② 支援が必要な家庭に寄り添う支援	59. 子育て世帯訪問支援事業 60. 子どもの学習・生活支援「学びサポート」
	③ ひとり親家庭への支援	61. ひとり親家庭の自立支援

(1) 保護者が安心して子育てできるための支援

全ての保護者が、安心して楽しみながら子育てができるよう支援します。

① 保護者の学びや子育ての喜びを感じる機会の提供

子育てに関する必要な情報を的確に学べるよう、こどもの発達段階に応じた子育てに関する講座を開催し、同時に保護者同士の交流も推進していきます。また、これらを通じて保護者が子育ての喜びを感じてもらうことを目指します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
41. 妊婦等への講座 【妊婦及びその家族】	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識・技術の普及や地域の子育て支援の周知、妊婦同士の交流を図る講座を開催しています。 [令和5年度実績] ■ マタニティくらぶ ・ 開催回数：3回 ・ 延べ参加人数：94人 ■ マタニティ広場 ・ 開催回数：4回 ・ 延べ参加者数：21人（第一子を妊娠している妊婦を対象）
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター 子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、講座内容の充実や開催の周知を図りながら、正しい知識の普及や妊婦同士の交流等に努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
42. 子育てに関する講座・教室【市民】	子育てに関する必要な知識を学び、子育ての不安の軽減を図るため、こどもの成長に応じた講座・子育てをテーマとする講演会を開催していきます。また、講座への参加を通じて、保護者同士の仲間づくりの機会を提供します。 [令和5年度実績] ■ 子育て支援センターでの講座 ・ 開催回数（ミニ講座を含む。）：49回 ・ 延べ参加者数：1,051人 ■ 親支援プログラム ・ 開催回数：4回（NP8日間1回 BP4日間3回） ・ 延べ参加者数：大人46人 〈参考指標〉 ■ 「子育てに対して不安を感じている」人の割合（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前）（令和5年度）） ・ 15.4%（そう思うと回答した割合）
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課 子ども総合センター	

今後の展開・目標（令和11年度）
関係機関との連携、開催の周知を図りながら、継続的に実施していきます。保護者のニーズにより講座・講演会内容を充実させることと、保護者が参加しやすいように開催場所や託児の実施についても検討していきます。

② 地域における子育て支援を担う人材の育成

親の子育てを支える地域の人材として、ボランティアやリーダー的な役割の人材、支援の必要な家庭を支える人材等の養成を推進します。

＜主な取組・事業＞

取組・事業名【対象】	内容・現状など
43. 子育て応援ボランティア講座【市民】	子育て支援活動を担う人材を育成するために講座を開催し、あおぞら出前保育、園庭開放、子育て支援センター、子育て講座等での子育て支援活動への参画につなげていきます。 [令和5年度実績] ■子育て応援ボランティアの活動状況 ・年間延べ活動数：196件 ・スキルアップ講座：1回 9人参加
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
子育てボランティアの周知を図りながら人材の確保に努めると共に、スキルアップ・救命救急講座を随時開催することで質の充実を図っていきます。	

(2) 子育てを支援する環境づくり

全ての親がゆとりを持って子育てができ、子育てに喜びを感じられるよう、地域や企業等の理解を得ながら子育てを支援する環境づくりを目指します。

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発

子育てと仕事の両立支援に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や制度等の啓発を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
44. 育児・介護休業制度等の周知 【事業主・雇用主】	男女を問わず、育児・介護休業制度等の利用を促進することを念頭に、就労者が子育てをしながら働き続けやすい職場環境の整備に向けた啓発活動を行っています。 ・企業訪問時に啓発を実施。 ・窓口等にチラシを配架し周知に努めている ・みえの働き方改革推進企業登録制度の周知・推進 [令和5年度実績] ■育児・介護休業制度等の周知及び桑名市男女共同参画推進事業の案内のため企業訪問を行いました。 ・訪問企業数：117社（内、地域コミュニティ課は16社） ■「女性の就職支援事業」を(公財)三重県産業支援センター・三重県と共催で実施しました。 ■みえの働き方改革推進企業 ・登録数：19社
推進区分	
継続	
担当部署	
商工課 地域コミュニティ課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
企業訪問数の増加とはもとより、広報誌を使って周知する等しながら、企業の規模を問わず積極的に啓発を行っています。	

② 働く子育て家庭を応援する幼児教育・保育等の推進体制の充実

両親が共に働いている家庭が就労をあきらめず、継続できるように必要な保育等の環境を確保していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
45. 幼稚園・保育所(園)等及び多様な保育【乳幼児・未就学児】	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、認可外保育をはじめ、預かり保育、延長保育、ファミリー・サポート・センター、病児保育等の多様なニーズに応じて確保を図っています。
推進区分	なお、従来は保護者が育児休業を取得する際に、当該児童が3歳児クラス未満の場合には、一旦退園をしなければなりませんでした。
継続	が、保護者の育児支援やこどもたちの環境の変化による影響などを考慮し、令和4年度からは3歳児クラス未満についても、継続して保育施設等を利用できるようにしました(育休退園の廃止)。
担当部署	
幼保支援課	[令和5年度実績] ■ 幼稚園・保育所(園)・認定こども園・入所(園)者数：3,733人 ■ 一時保育(一時預かり事業)・利用者数：1,766人 ■ 延長保育事業・利用者数：330人
今後の展開・目標(令和11年度)	
多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備に努めます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
46. 学童保育(放課後児童クラブ)【小学生】	主に保護者が就労により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。
推進区分	令和4年度には、既存の学童保育所のうち、1支援を小学校の教室内に移設しました。
継続	児童受入確保のため、旧幼稚園舎を改修したり、小学校内で学童保育所のタイムシェアを行うための準備を進めるなど柔軟に提供体制を整備しています。
担当部署	
子ども未来課	[令和5年度実績] ・学童保育所数(支援単位)：39か所 ・登録児童数：1,314人
今後の展開・目標(令和11年度)	
児童数に応じて、既存施設の受入拡大や小学校敷地内への移転を含む設置等を推進していきます。また、長期休暇のみの利用等、状況により柔軟に利用できるように検討していきます。	

③ 子育ての負担・不安を軽減する取組の推進

全ての保護者が、心穏やかに子育てができるよう、保護者がほっと息抜きができる子育てのレスパイトケアをはじめ、子育て家庭における孤立感や不安感を軽減するための取組を推進します。

※レスパイトケア：子育てや介護をする人が一時的に子育てや介護から離れて休息を取ること。レスパイトとは「小休止」という意味です。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
47. 選べる桑名子育てリフレッシュ事業 【0～2歳児の保護者】	0～2歳児の保護者等に対し、心身をリフレッシュできるよう市内の事業者が提供するさまざまなサービスとこどもの一時預かりの利用料金の支払いに使用できるデジタルチケットを支給し、子育てする人を応援する「選べる桑名子育てリフレッシュ事業」を実施しています。 [令和5年度実績] ・支給件数：703件
推進区分	
新規	
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
子育てをしている保護者がリフレッシュでき、安心して楽しみながら子育てができるよう、利用者ニーズを把握し、選択できるメニューを拡充するなど事業内容の充実を図っていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
48. 「こども誰でも通園制度」の検討 【保育施設等を利用していない3歳未満のこども】	保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる「こども誰でも通園制度」が令和7年度から制度化され、令和8年度から本格的に実施されます。
推進区分	
新規	
担当部署	
幼保支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
令和8年度からの実施に向けて、利用者のニーズを把握するとともに、供給体制を整えていきます。	

④ 効果的な情報提供の推進

子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、利用者の視点で情報提供を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
49. 子ども・子育て市民情報部会【市民】	市民公募委員・主任児童委員・子育て支援関係者等を中心に保護者目線にたった情報誌の作成等を行っています。
推進区分	[令和5年度実績]
継続	■子ども・子育て市民情報部会の実施状況
担当部署	・開催回数：10回
	・延べ参加人数：54人
子ども未来課	・あそばなあ1回発行、ガイドブックカード作成
	・子育てガイドブックの表紙目次担当
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、情報部会を定期的を開催し、保護者の視点にたった情報提供を推進していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
50. 幅広く素早い情報提供の推進【子育て中の家庭】	子育ての情報や子育てに関する講座・各種イベント等の情報をさまざまな手法で提供するだけでなく、その他の効果的な手法を検討していくことで、情報提供の推進を図ります。
推進区分	[令和5年度実績]
継続	■メールマガジンの配信
担当部署	■すくすくだよりの発行
	■市広報誌・ホームページへの掲載
子ども未来課	■桑名ハッピーナビby母子モでの情報配信
子ども総合センター	■公共施設や保育所（園）・幼稚園等でのチラシ掲示
秘書広報課	■近年のSNSの普及によりLINEでの情報発信を強化
今後の展開・目標（令和11年度）	
子育て世帯に広く普及しているインターネットやスマートフォンを通じた情報提供を推進していきます。また、同じ内容であっても、手法を変える等、多様な方法で、より伝わりやすいよう繰り返し発信していきます。さらに、他部署と連携することによりさまざまな種類の情報提供を検討していきます。	

⑤ 父親の育児参加や男女共同参画の促進

子育てについて、家族がともに協力し合い、支え合うという意識の醸成に努めています。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
51. 父親向けの子育て講座 【子育て中の父親】	父親の子育てに関わる知識の習得や意識の啓発が図れるような講座を開催します。また講座を通して父親同士の交流を推進します。
推進区分	[令和5年度実績]
継続	■ファミリータイム
担当部署	子育て支援センター2か所にて開催しました。父親の参加も多くなってきており、父親の育児参画の現状を把握しつつ、家族で子育てを楽しめるようなヒントや遊びの紹介を行いました。
子ども未来課	・開催回数：24回 ・参加数：大人331人（うち男性参加79人）こども432人 ■父親向け講座 ・開催回数：2回 ・参加数：大人29人（うち男性参加17人）こども参加17人 〈参考指標〉 ■「家族の中で子育てを主に行っている父親の割合（父母ともに行っている場合を含む）」（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前）（令和5年度）） ・62.7%
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、講座内容の充実を図るとともに、在園児の保護者等へ周知を拡大することにより参加者の増加を目指します。また、父親のサークルの設立に向けて支援を行う等、家庭の中での父親の子育てへの積極的な関わりを推進していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
52. 男女共同参画の意識啓発【市民】	家庭における男女共同参画の考え方について、さまざまな機会を通して啓発し、男女が協力して仕事と子育てをバランスよく行うことや女性に対する職場のハラスメントの防止等につなげています。 [令和5年度実績] ・男女共同参画連携映画祭2023「老後の資金がありません！」 参加者：190人 ・映画祭会場にて男女共同参画パネル展を実施 参加型パネルの参加延べ人数：313人 ・「法的アドバイスで前向きに！女性のための法律セミナー」 参加者：26人 ・「知恵と経験を活かす！男性のいきいきセカンドライフ術」 参加者：19人 ・女性の就職支援事業（オンラインで実施、（公財）三重県産業支援センター・三重県と共催） 参加者：延べ26人 ・情報紙「花みずき」の発行（年1回）
推進区分	
継続	
担当部署	
地域コミュニティ課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
映画上映会や講座等を継続して実施し、男女共同参画の意識啓発に努めていきます。また、男女共同参画情報紙を市内中学校に設置するなどこどもの頃からの意識啓発にも努めます。	

(3) 子育て家庭に寄り添う相談体制の充実

保護者が安心して子育てをできるよう、利用者の目線で相談支援体制や包括的な支援拠点を整えていきます。

① 子育て支援、相談支援機関の充実

こどもと子育て家庭及び妊産婦等を、切れ目なく総合的に支援できるよう体制を整えます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	1.内容・現状など
53.子ども総合センターの充実 【こども及び保護者】	平成 28 年の児童福祉法改正により、自治体には「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務づけられました。本市では、①妊娠期から子育て期までの途切れない支援、②発達が気になるこどもの支援を強化、③医療的ケアが必要なこども・保護者の支援等を一元的に行うため、令和 3 年 4 月に「桑名市子ども総合センター」を設置しました。 桑名市子ども総合センター（こども家庭センター） 母子保健係 家庭支援係 子ども発達・小児在宅支援室 母子健康手帳の交付 妊産婦、乳幼児健診及び相談支援 予防接種 要保護、要支援家庭の支援 虐待相談・DV 相談 里親支援 発達の途切れない支援 医療的ケア児等 コーディネーター配置 教育と連携 北勢児童相談所 警察 学校 医療機関 保育所（園）幼稚園 子ども食堂 子育て支援 NPO 法人 里親 消防本部 女性相談所 民生委員・児童委員 人権擁護委員 児童養護施設
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	[令和 5 年度実績] - 母子健康手帳交付・出産子育て応援給付金事業や出生届出時、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等、また病院や学校からの連絡等のさまざまな機会を通して、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援を実施 - 支援が必要な妊産婦について、桑名市総合医療センターと WEB 会議を月 1 回実施し、その他県内外の医療機関とも情報交換を図り、妊娠中から産後以降の見守りを強化 - こども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整） - 要保護児童及び要支援児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画、サポートプランの作成等、支援等） - 保育所（園）、幼稚園、小中学校等の関係機関との連絡調整 - 子どもの安全見守り支援事業（訪問型）の実施 - 子どもの居場所づくり事業の実施

今後の展開・目標（令和11年度）
今後も、子ども総合センターを拠点として、全ての妊産婦や乳幼児の支援、要保護児童・要支援児童等の支援、発達が気になるこどもの支援、医療的ケア児の支援等、妊娠期から子育て期までの途切れない支援を実施していきます。

取組・事業名【対象】	内容・現状など
54. 産前産後の支援の充実 【妊婦、出産後の母親】	子育て支援センター等身近な場所で、産前産後の支援の充実を図ります。 ・妊婦対象の講座・プログラムの拡充 産後1ヶ月から利用できるお母さんと赤ちゃんのための広場（保健師・助産師による相談）の設置 ・産後早期における育児不安軽減事業 ・産後ケア事業の充実（再掲） ・多胎ピアサポート事業、多胎ヘルパーサービス事業の充実（再掲）
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課 子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、関係機関と連携を図りながら、産前産後の不安軽減・育児力の向上に努めています。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
55. 妊婦等包括相談支援事業（再掲） 【妊婦、産婦及びその配偶者等】	令和7年度から実施予定の「妊婦等包括相談支援事業」では、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援を行うこととされていることから、現在、伴走型相談支援事業として実施している妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート及び面談（希望者）、出生届出時の面談や生後4か月までの赤ちゃん訪問などの機会を活用し、情報提供や相談対応等を行い、さまざまな不安や悩みに応えとともに、個々のニーズに応じた支援につなげていきます。 [令和5年度実績] ・母子健康手帳交付数：809件
推進区分	
新規	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
現在実施している伴走型相談支援事業から引き続き、妊娠から出産・子育て期への切れ目ない相談支援体制の充実に努めていきます。	

② きめ細やかな相談や家庭支援の推進

保護者等の子育てに関する不安が取り除かれるよう相談支援体制や訪問の機会を確保し、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかに対応していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
56. 子ども総合センターの相談支援 【子ども及び保護者】	こどもとその家族の包括的な支援の拠点である「子ども総合センター」において、子育てやこどもの発達に関わる相談から児童虐待や養育についての相談まで総合的な相談支援を実施しています。また、臨床心理士による発達検査の実施等、専門的な支援も行っています。 〔令和5年度実績〕 こどもの発達、虐待など1,066件の多様な相談に対応しました。 ・性格・習慣・育児・しつけ：14件 ・知能・言語・知的：288件 ・発達障害：55件 ・不登校：14件 ・非行：0件 ・虐待：243件 ・家族関係・養護：402件 ・心身障害：6件 ・その他（保健相談含む）：44件 合計：1,066件
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
関係機関とも連携を図りながら、相談に対し迅速かつ的確に対応し、具体的な支援につなげるよう体制の充実に努めていきます。また、相談窓口としての周知を行っていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
57. 民生委員・児童委員等による家庭支援 【生後6か月から18か月の乳幼児のいる家庭】	生後6か月から18か月の乳幼児がいる家庭を民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、地域の情報の提供や育児不安の軽減に努めています。 〔令和5年度実績〕 訪問時に安心してもらえるよう、事業名の入ったオレンジ看板を採用し提示するとともに、必要に応じて市内の子育て情報誌やグッズを配布しました。 ・訪問件数：526件
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、周知啓発を行いながら、保護者の子育てに関する不安の軽減を図っていきます。	

(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり

全てのこどもが地域でいきいきと暮らすことができ、保護者が安心して子育てができるように、支援が必要な家庭にきめ細やかな支援を行っています。

① 支援が必要な家庭の早期発見・支援

さまざまな機会を通じて、妊娠期、育児期に発信されるさまざまな育児不安等のサインを早期に発見し、各関係機関と連携を図りながら、家庭に寄り添う細やかな支援を行い、虐待予防につなげます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
58. 支援が必要な家庭の早期発見・支援 【特定妊婦及び要支援家庭】	母子健康手帳交付や赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等、また学校からの連絡等のさまざまな機会を通して、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援を行います。また、関係機関との連携や情報交換を図り、必要に応じてケース会議を実施する等、状況に応じた支援を行います。
推進区分	[令和5年度実績]
継続	・市内学校訪問にて支援児童の把握を実施しました。
担当部署	・支援が必要な妊産婦について、桑名市総合医療センターとWEB会議を月1回実施し、情報共有を行いました。その他、県内外の医療機関とも情報交換を図り、妊娠中から産後以降の見守りを強化しました。
子ども総合センター 子ども未来課 学校支援課等	・養育支援訪問として、特定妊婦及び要支援家庭に対して訪問を行い、状況に応じて関係機関と連携しました。 ・訪問延べ件数：118件
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援につなげていきます。	

② 支援が必要な家庭に寄り添う支援

支援を必要とする家庭には訪問支援を行い、きめ細やかな支援を行うことによって、子育て家庭に寄り添う支援を行います。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
59. 子育て世帯訪問支援事業 【子育て家庭】	妊娠届出時や母子保健事業、関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する助言や家事支援等を行っています。
推進区分	[令和5年度実績] ・訪問世帯数：60件 ・延べ訪問数：101件
継続	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
支援の必要な家庭に、家庭訪問を実施し、養育に関する助言や家事支援等を行い、関係機関とも連携を図っていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
60. 子どもの学習・生活支援「学びサポート」 【小中学生のいる生活困窮者世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭】	経済的な理由で支援が必要と認められる世帯の小・中学生を対象に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、居場所づくり、進学に関する相談等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。
推進区分	[令和5年度実績] ・支援件数：14件
継続	
担当部署	
福祉支援室	
今後の展開・目標（令和11年度）	
個別訪問等による学習支援を行うとともに、不登校など他者との関係性がうまく図れないこどもや学習への抵抗感のあるこどもが、落ち着いて学習でき、コミュニケーション能力や自尊感情を高めることができるよう支援を行います。また、学習支援コーディネーターが家庭とつながり、生活全体の支援を行います。	

③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定を図り、子育てや就業等総合的に支援し、こどもの健やかな育成を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
61. ひとり親家庭の自立支援 【ひとり親家庭の保護者】	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や就業のための資格取得に向けた給付金の支給等の経済的支援、その他就労や子の就学等に対する相談支援を母子父子自立支援員が行います。
推進区分	[令和5年度実績] ■ 資格取得等に対する給付金支給件数 ・ 自立支援教育訓練給付金：2件 ・ 高等職業訓練促進給付金：5件
継続	
担当部署	
子ども未来課 子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、手当や資格取得に向けた給付金の支給を継続して行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した相談支援に努めることで、ひとり親家庭の自立を促し、安定した生活を送ることができるように支援していきます。	

3 地域全体でこども・若者と保護者・家庭を見守り支える

施策の方向性		取組・事業
(1) 地域でこども・若者の育ちを支える体制の推進	① 地域住民によるこどもの育ちへの支援	62. 登下校時の見守り・あいさつ運動 63. 子どもの居場所づくり事業 64. 学校・家庭・地域の連携推進 65. 放課後子ども教室
(2) こども・若者の意見を取り入れたまちづくり	① こども・若者の意見表明及び施策への反映の推進	66. こども・若者の意見表明及び施策反映
(3) 地域・支え手を支える環境づくり	① 住民主体の子育て支援と地域活動の推進	67. 子育てサークルの推進 68. 地域ぐるみの子ども・子育て支援活動と環境づくりの推進
	② 支え手を支える環境づくり	69. 保育現場充実パッケージの推進 70. 保育所（園）巡回相談事業 71. 子育て支援環境でのICT技術の活用
(4) 地域の身近な子育て支援の環境づくり	① 子育て支援センター事業の推進	72. 子育て支援センター事業
	② 身近な場での子育て支援の推進	73. 地域での保育・交流場所の推進

(1) 地域でこども・若者の育ちを支える体制の推進

こどもや若者の存在は、地域に活力を与え、世代を超えた連携を生み出します。こどもは地域にとってかけがえのない存在であることを全ての住民が理解して、住民同士の信頼のもと、こどもの見守り活動等を推進します。

① 地域住民によるこどもの育ちへの支援

地域住民とこどもとの交流の機会を確保し、学校・PTA・地域住民によるあいさつ運動や見守りの活動等を推進して、住民相互の信頼関係を構築しながら、地域住民によるこどもの育ちの支援を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
62. 登下校時の見守り・あいさつ運動 【公立幼稚園児・小・中学生及びその保護者、地域住民】	学校・PTAが主体となり、地域住民の協力を得ながら、こどもたちの見守りやあいさつ運動を推進しています。 [令和5年度実績] ・全ての公立幼稚園、小中学校にて、学校の実態に応じて実施しました。
推進区分	
継続	
担当部署	
学校支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、こどもの見守り等の取組を実施していきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
63. 子どもの居場所づくり事業 【小・中学生】	こどもたちが、学校、家庭以外にも安心して過ごせる場所を整備します。 また、地域の居場所まで来ることができないこどもたちについては、メタバース空間を利用した居場所を整備します。
推進区分	[令和5年度実績] ■ こどもの居場所 ・実施か所：3か所 ・利用人数：6,926人
新規	
担当部署	
子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
市が委託したこどもの居場所以外にも、子ども食堂など多様な民間団体と連携し、メタバース空間での居場所など、多様なこどもの居場所を充実いたします。 また、こどもたちへの周知の方法についても検討します。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
64. 学校・家庭・地域の連携推進 【保護者及び地域住民】	全ての市立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を機能させながら「地域とともにある学校づくり」の基盤として充実を図っています。
推進区分	[令和5年度実績] ・各校にて保護者、地域住民、有識者等で構成された学校運営協議会（集合形式、文書形式を含み年2～3回）を実施しました。 ・スクールサポーター（登録者数のべ920人）を中心に、学習支援、地域学習に関わる活動、学校行事における活動などを実施しました。
継続	
担当部署	
学校支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
保護者や地域住民へ学校運営の基本方針を明確にし、ともに「地域のこどもを育てる当事者」としての意識を高め、地域のこどもたちとして育成することに努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
65. 放課後子ども教室【小学生】	学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の交流活動に取り組めます
推進区分	[令和5年度実績] ■放課後子ども教室の実施状況 ・実施個所：2か所 ・実施回数：88回（まほろば教室:62回　はやぶさ教室：26回） ・参加者数：1,405人（まほろば教室：1,034人　はやぶさ教室：371人）
継続	
担当部署	
生涯学習課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、地域住民と連携しながら、実施していきます。	

(2) こども・若者の意見を取り入れたまちづくり

こども・若者が、一人の市民として地域活動などさまざまな社会活動に参加しやすい環境を整え、その意見や提案が市政やまちづくり反映される仕組みを創出します。

① こども・若者の意見表明及び施策への反映の推進

こども基本法及び桑名市こどもの権利条例に基づき、こども・若者が意見表明できる場の確保や、こども・若者の柔軟な考え方や価値観に基づく新しい視点でのまちづくりを推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
66. こども・若者の意見表明及び施策反映【こども・若者】	こども・若者が意見表明できる場を確保するとともに、こども・若者の柔軟な考え方や多様な価値観に基づく新しい視点を施策やまちづくりに反映します。
推進区分	(これまでの取組み)
新規・継続	■ワークショップの開催
担当部署	「桑名市こども計画」の策定にあたり、こども・若者の意見を聞くために中高生や大学生の参画を得たワークショップ等を開催しました。
SDGs推進課 子ども未来課 総務課 生涯学習課	■桑名市部活「サステナ部」の活動 企業のサポートのもと、経年劣化等により入替廃棄される東海道新幹線ヘッドレストカバーの有効活用について「サステナ部」で検討しました。
	■中学生議会の開催 市内学校の中学生在が意見を出し合い、提案をとりまとめ、実際の「議場」に立って、提案、質問、答弁を行いました。
	■「中学生の主張大会」の開催 中学生の考えや思いを表明し、生徒が積極性・主体性を身につけるとともに、地域・家庭への啓発につなげています。
今後の展開・目標（令和11年度）	
こども・若者は、市民として権利を尊重される存在であることを前提に、その柔軟で自由な発想を、地域の活性化や誰もが住みやすいまちづくりにつなげるよう、こども・若者の意見を聴取する場を積極的に設け、その意見や提案を施策やまちづくりに反映していきます。	

(3) 地域・支え手を支える環境づくり

こどもの育ちや子育てを支えるために住民自らが企画し、きめ細かな独自性のある地域に根差した活動を推進していきます。また、それを支える専門職への支援の充実を図り、重層的に支援体制を構築します。

① 住民主体の子育て支援と地域活動の推進

こどもの育ちや子育てを地域で支えていけるように、子育てサークル等の地域の活動を推進していきます。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
67. 子育てサークルの推進 【子育てサークル団体】	地域住民等が主体となって運営する子育てサークルの設立を推進しています。また、おもちゃの貸し出しや会場提供（使用料の免除）等の支援を行い、継続的な活動を側面的にサポートしています。 [令和5年度実績] ・サークル登録数：38団体 ・キラキラの部屋貸15回 ・玩具等貸し出し2回
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、子育てサークルの活動を側面的にサポートする取組を推進し、子育てサークルの推進に努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
68. 地域ぐるみの子ども・子育て支援活動と環境づくりの推進【子育て支援関係者、団体等、市民】	主に就学前のこどもを対象とした施設職員や主任児童委員、民生委員・児童委員、健康推進員等が参画し、地域課題の掘り起しや情報の共有を行う地域サポート会議を行うことで、地域ぐるみの子ども・子育て支援推進の環境づくりに努めていきます。また、各地域の実情に合わせて自治会・子育て支援団体とも連携し、地域活動への参加・こどもの居場所づくり等を促進しています。 [令和5年度実績] ・地域サポート会議の開催：1回 ・地域の子育て支援をまとめたチラシを作成・回覧
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課 幼保支援課 保健医療課 子ども総合センター	
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、各地域の実態やニーズを把握し、地域活動団体等との連携を深め、継続して個々の地域に合わせた地域ぐるみの環境づくりに努めます。	

② 支え手を支える環境づくり

保育士をはじめ地域におけるこどもの育ちや子育てを支える専門職が、その知識や技術を最大限発揮できるような環境づくりを行っています。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
69. 保育現場充実パッケージの推進 【保育士等】	保育士等の確保に向けた新たな支援策や保育現場における配置基準の緩和策、労働環境の改善に向けた支援策など、こどもたちの保育環境の充実とこどもたちの日々の成長を支える保育士等を応援する「“桑名市版”保育現場充実パッケージ」の各種取組を推進します。 （6つの支援策） 1. 保育士等の人材確保に向けた支援策 2. 現場で働く保育士等の就労継続を応援する支援策 3. 配置基準の緩和や労働環境改善に向けた市独自の人件費補助 4. 園でのおむつ回収とサブスクの推進に向けた支援策 5. 全員参加型の保育環境づくり 6. 保育の質の確保に向けた評価システムの推進
推進区分	
新規	
担当部署	
幼保支援課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
保育士等の確保に向けた取組や保育現場における配置基準の緩和策、労働環境の改善に向けた支援策などを推進し、保育環境の充実や保育の質の向上に努めていきます。	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
70. 保育所（園）巡回相談事業 【保育所（園）・保護者】	保育の質を高め、保育士の専門性を維持していくために、巡回希望のあった保育所（園）へ保育士、理学療法士、言語聴覚士が訪問し、保育内容やこどもの発達の相談、保護者支援等の相談を行っています。 [令和5年度実績] ■ 述べ巡回人数 152人 ■ 述べ実施回数 61回
推進区分	
継続	
担当部署	
幼保支援課 子ども発達・小児在宅支援室 保健医療課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
こどもの発達を促すと共に、保育の質の向上に努めていきます。 ■ 年間延べ実施回数 ・ 70回／年	

取組・事業名【対象】	内容・現状など
71. 子育て支援環境での ICT技術の活用 【支援者・保護者】	支援者の働く環境の改善や負担を軽減し、保護者へのサービス向上を図るため、ICT技術（情報通信技術）を活用していきます。
推進区分	〔令和5年度実績〕
継続	■オンライン申請を実施し、利便性の向上を図りました。
担当部署	・保育所（園）入所申請（来庁予約を含む。） ・保育現況確認届
子ども未来課 幼保支援課	・子ども・一人親家庭等医療費助成（県外医療機関・保険証変更・再発行） ・妊産婦健診費用助成（県外医療機関） ■保護者へのサービス向上を図るため、多言語対応したAIチャットボットを導入し、24時間365日子育てに関する情報を得られるようにしました。
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き子育て家庭が必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、さまざまな行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備します。また、保育所等の子育て支援施設においては、現場に携わる人の事務負担を軽減するなど、労働環境改善やサービス向上を図ります。	

(4) 地域の身近な子育て支援の環境づくり

誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域の子育て支援の充実を図ります。

① 子育て支援センター事業の推進

地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターの活動を推進し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を図ります。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
72. 子育て支援センター事業 【乳幼児及び保護者】	子育て親子の交流を行う常設の場を開設し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。 [令和5年度実績] ■子育て支援センター事業の実施状況 ・実施個所数：7か所 ・年間利用者数：62,547人
推進区分	
継続	
担当部署	
子ども未来課	
今後の展開・目標（令和11年度）	
各支援センターの特色を活かし、ニーズに対応した事業を展開していきます。引き続き、他機関との連携を深めコンシェルジュの機能強化を図っていきます。	

② 身近な場での子育て支援の推進

地域の身近な場所での子育て支援を推進し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を推進します。

<主な取組・事業>

取組・事業名【対象】	内容・現状など
73. 地域での保育・交流 場所の推進 【乳幼児及びその保護者】	子育て支援センターや保育所の職員、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、健康推進員、子育て応援ボランティア等が、地域の公園やまちづくり拠点施設に出向き、遊び場の提供、情報提供、育児相談等を行います。
推進区分	[令和5年度実績]
継続	■あおぞら出前保育
担当部署	・開催回数：45回
	・延べ参加人数：914人
子ども未来課 幼保支援課	■子育てサロン
	・開催回数：32回
	・延べ参加人数：465人
今後の展開・目標（令和11年度）	
引き続き、地域の子育て支援者と連携を図りながら、身近な場所での親子交流の場を継続して提供していきます。また、広場の常設がない地域等で出張あおぞら出前保育を検討していきます。	

第6章 子ども・子育て支援の体制整備



1 子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み

市町村子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定し、各事業の「量の見込み」（利用の見込み数〈＝需要〉）と、これに対する「確保方策」（定員数や事業の提供体制〈＝供給〉）を記載する需給計画を作成することとされています。

これにより、市民のニーズに対応した事業体制を確保し、本市の子ども・子育て支援を推進していきます。

なお、学童保育をはじめとした子育て関連施設については、「桑名市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画に即して必要な整備を行います。

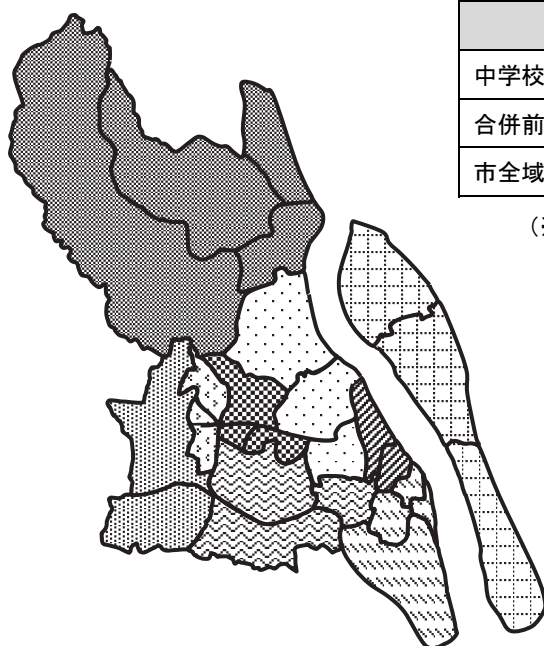
(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本市では、各事業の特色や利用実態等を考慮して、事業により区域を設定します。なお、設定する区域の種類は図表6－1のとおりです。

図表6－1 教育・保育提供区域



区 分	数	備 考
中学校ブロック（※）	9	中学校ごとの区割り
合併前の旧行政区	3	旧桑名市、多度地区、長島地区
市全域	1	市全体を1つの区域として設定

（※）中学校区を基本としながら、便宜上近隣小学校区の組み合わせにより区域を設定する。

(2) 量の見込みの算出方法

各年度における利用の見込み数である「量の見込み」については、国から示された手引きやワークシートに従って、概ね次のように算出しました。

① 各年度の子ども数を推計します。

② ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

* 家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。

③ ②で推計算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。

④ ③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等の実態を勘案して見込み量の調整を行います。

(3) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～11歳）は、令和2～6年の住民基本台帳人口を基礎データとしコーホート変化率法により推計しています。

図表6-2 計画期間の推計子ども数

単位：人

区 分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	12,140	11,659	11,226	10,827	10,465
0～2歳	2,415	2,349	2,355	2,352	2,341
0歳	777	781	783	774	771
1歳	784	784	788	790	780
2歳	854	784	784	788	790
3～5歳	2,764	2,691	2,538	2,411	2,345
3歳	909	852	782	782	786
4歳	933	907	850	780	780
5歳	922	932	906	849	779
6～8歳	3,268	3,057	2,897	2,773	2,700
6歳	1,032	924	934	908	851
7歳	1,095	1,033	925	935	909
8歳	1,141	1,100	1,038	930	940
9～11歳	3,693	3,562	3,436	3,291	3,079
9歳	1,184	1,142	1,101	1,039	930
10歳	1,231	1,188	1,146	1,105	1,043
11歳	1,278	1,232	1,189	1,147	1,106

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育（幼稚園、保育所（園）、こども園等）の「量の見込み」と「確保方策」は図表6－3のとおりです。

「確保方策」は、現在把握している定員数の変更を踏まえて計上しています。

なお、就労の状況を勘案して2号認定を受けることのできる家庭でも、幼稚園の利用を希望されている場合は、1号認定の「量の見込み」と合わせて、幼稚園の定員数で確保を図ります。

<教育・保育の支給認定区分>

支給認定区分	内 容
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 【利用先】：幼稚園、認定こども園（教育認定）
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園（保育認定）
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育

<教育・保育に関する施設・事業>

区分	施設・事業	内 容
教育・保育施設	幼稚園	遊びをととして、小学校以降の生活や学習の基礎を培う教育施設
	保育所（園）	就労などのため家庭での保育が困難な子どもを、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援を行う施設
地域型保育	小規模保育事業	少人数（6～19人以下）を対象に、就労などのため家庭での保育が困難な子どもの保育を行う事業
	家庭的保育事業	少人数（5人以下）を対象に、就労などのため家庭での保育が困難な子どもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業	障害、疾病等により保育所等での保育が困難な場合、保育が必要な子どもの居宅において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業等が、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業

図表 6-3 教育・保育の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

単位：人

< 1号認定 >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,047	1,018	961	912	887
確保方策	②特定教育・保育施設	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112
	③確認を受けない幼稚園(定員)	770	770	770	770	770
	合計	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882
過不足：(②+③)－①		835	864	921	970	995

※「③確認を受けない幼稚園」＝私学助成により運営する幼稚園

< 2号認定 >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,604	1,561	1,473	1,399	1,361
確保方策	②特定教育・保育施設	1,644	1,643	1,643	1,643	1,643
過不足：②－①		40	82	170	244	282

< 3号認定（0歳） >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		160	161	162	160	159
確保方策	②特定教育・保育施設	164	166	166	166	166
	③地域型保育	18	18	18	18	18
	合計	182	184	184	184	184
過不足：(②+③)－①		22	23	22	24	25

< 3号認定（1～2歳） >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（1～2歳）		899	882	884	888	885
確保方策	1歳	370	370	372	373	369
	2歳	529	512	512	515	516
	合計	927	916	916	916	916
過不足：(②+③)－①		28	34	32	28	31

図表 6-4 0-2歳児の保育利用率

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（％）	45.9	46.8	46.7	46.8	47.0

※保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0～2歳の推計子ども数（図表6-2）に対する3号認定の利用定員数（図表6-3の0～2歳児の確保方策）の割合をもとに算出（少数点第2位を四捨五入）。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等では、こどもたちの健やかな育ちを確保するため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等に基づく教育・保育を推進し、園での安定した生活やさまざまな体験を重ねる中でこどもの発達を促していきます。

また、こどもたちの健康な体を育むため、園での食育の推進にも努めていきます。

さらに、幼稚園教諭・保育士の合同研修会を継続的に開催し、教育・保育の専門的な知識等を学び、それぞれの特色ある保育について学び合うことにより幼稚園教諭・保育士の資質向上を図るとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携をさらに促進し、小学校への円滑な接続ができる環境づくりを推進していきます。

(3) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

子ども・子育て支援制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を推進することを目指しています。現在、本市では、幼保連携型認定こども園 8 園、保育園型認定こども園 1 園、幼稚園型認定こども園 1 園が県の認可を受けています。認定こども園の普及にあたっては、子ども・子育て会議において、適宜検討します。

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育における実費徴収費用を助成していきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」について、保護者への支払いは年 4 回以上となるよう、施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

(1) 妊産婦健診

妊婦や出産後間もない産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査の受診を促進し、費用の助成を行います。また、母子健康手帳交付時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげています。

図表 6－5 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	人数（人）		805	781	758	735	713
	妊婦健診	1人あたり健診回数（回）	14	14	14	14	14
		延べ健診回数（回）	9,129	8,857	8,596	8,335	8,085
	産婦健診	1人あたり健診回数（回）	2	2	2	2	2
		延べ健診回数（回）	1,283	1,245	1,208	1,172	1,137
確 保 方 策	妊婦健診	延べ健診回数（回）	9,129	8,857	8,596	8,335	8,085
	産婦健診	延べ健診回数（回）	1,283	1,245	1,208	1,172	1,137
	県内委託医療機関及び助産所において、概ね国が定める基本的な妊産婦健康診査項目を実施します。また、県外医療機関にて健診を受診した場合にも助成制度があります。						

(2) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金の支給に伴う伴走型相談支援）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てをできるようにするため、令和4年度から妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う「伴走型相談支援」を行うとともに、経済的な負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」を支給していました。

令和7年度からは妊婦等包括相談支援事業として引き続き、妊娠から出産・子育て期への切れ目ない相談支援体制の充実に努めます。

図表 6－6 妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	妊婦届出数（件）	805	781	758	735	713
	1組あたり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）	2,415	2,343	2,274	2,205	2,139
確 保 方 策	面談実施合計回数（回）	2,415	2,343	2,274	2,205	2,139
	引き続き、子ども総合センターにおいて、妊娠期（妊娠届出時及び妊娠8か月頃）と出産後に保健師・助産師等が面談を行い、子育て支援サービスの紹介や相談支援等につなぐなど、子育てに必要な切れ目ない支援を実施します。					

(3) 産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後、体調がすぐれない、赤ちゃんとの生活で不安がある場合など、母子の心身のケア、授乳指導、育児相談などが受けられる事業です。医療機関などに宿泊しケアを受ける宿泊サービス、医療機関などで8時間程度ケアを受ける通所サービス、自宅に訪問する訪問サービスの助産師等による3種類のサービスを実施します。

図表6-7 産後ケア事業の見込みと確保策【区域：市全域】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	利用延べ人数（人）	530	540	550	560	570
確保方策	利用延べ人数（人）	530	540	550	560	570
	産後の不安を軽減することで、誰もが安心して子育てができるよう利用の促進を図るとともに、現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。 宿泊及び通所サービス：市内及び近隣市町の委託医療機関等 訪問サービス：委託助産師（三重県助産師会）					

(4) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行います。

図表6-8 赤ちゃん訪問の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	訪問延べ人数（人）	725	703	682	662	642
確保方策	訪問延べ人数（人）	725	703	682	662	642
	乳児家庭における全戸訪問の実施体制を、引き続き確保していきます。					

(5) 養育支援訪問事業

母子健康手帳交付時や母子保健事業、関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行います。

図表 6-9 養育訪問支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	訪問延べ人数（人）	130	130	130	130	130
確保方策	訪問延べ人数（人）	150	150	150	150	150
	現状の養育支援訪問の実施体制を、引き続き確保していきます。					

(6) 利用者支援事業

市民の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

現行の事業体制を維持してだけでなく、広く利用してもらえるよう、事業の周知に努めます。また、令和3年度に子ども家庭総合支援拠点として設置した「子ども総合センター」をこども家庭センターとして位置づけています。

図表 6-10 利用者支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

① 基本型

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	3	3	3	3	3
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

② 特定型

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

③ こども家庭センター型

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

④ 妊婦等包括支援相談事業型

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	4	4	4	4	4
確保方策（か所）	4	4	4	4	4

(7) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児とその保護者が交流できる場を提供し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。

現状の体制を維持しながら、一部就園児の利用を可能とする弾力的な運用をすることにより、利用人数の確保に努めます。施設の周知やさまざまな事業を行うことで、本事業のニーズに対する確保を図り、より多くの人に利用してもらえるよう努めます。

図表 6－11 子育て支援センター事業の量の見込みと確保方策【区域：合併前の旧行政区】

① 旧桑名地区

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	延べ利用人数（人回／月）	4,677	4,570	4,576	4,576	4,549
	延べ利用人数（人回／年）	56,128	54,838	54,918	54,913	54,592
確保方策（か所）		5	5	5	5	5

② 多度地区

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	130	118	102	118	120
	延べ利用人数（人回／年）	1,562	1,413	1,230	1,415	1,434
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

③ 長島地区

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	469	464	418	457	455
	延べ利用人数（人回／年）	5,629	5,565	5,013	5,479	5,457
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

(8) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等が
いる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て
等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然
に防ぐ事業です。

図表 6-12 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	訪問延べ人数（人日）	360	370	380	390	400
確保方策	訪問延べ人数（人日）	360	370	380	390	400

(9) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の
居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形
成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭
の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支
援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な
育成を図る事業です。

図表 6-13 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	利用実人数（人）	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400
確保方策	利用実人数（人）	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400
	本市では、「地域こどもの生活支援強化事業」を活用し、全てのこどもが通える居場所 を整備する中で、児童育成支援拠点事業対象児童の支援も行っています。 そのため、当該計画では、「地域こどもの生活支援強化事業」の目標値を掲載いたしま す。					

(10) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

図表 6-14 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	利用実人数（人）	307	312	317	322	327
確保方策	利用実人数（人）	307	312	317	322	327
	親子間における適切な関係性の構築を図るため、講座を実施します。 ・一般親子向け講座 ・発達支援親子向け講座					

(11) 一時保育（一時預かり事業（幼稚園型）を除く）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）

この2つの事業は乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業ですが、このうち一時保育は受入れ可能人数や開所日数等を参考とし、ファミリー・サポート・センター事業は過去の実績に基づいて確保方策を計上しています。

一時保育では、保育所（園）等において実施し、供給量の確保を図っています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員の増加に努めることにより事業の提供体制の確保を図っています。現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表 6-15 一時保育（一時預かり事業（幼稚園型））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）の量の見込みと確保方策

【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	16,376	15,848	15,895	15,872	15,785
確保方策	②一時保育（一時預かり事業）	延べ利用人数（人日）	16,408	16,408	16,408	16,408
	③ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）	延べ利用人数（人日）	547	547	547	547
(②+③)－①		579	1,107	1,060	1,083	1,170

(12) 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の希望に応じて、幼稚園の在園児及び認定こども園の1号認定にあたる在園児を対象として一時的に預かり、必要な保育を実施します。確保方策は、市内幼稚園の受け入れ可能人数や実績から計上しています。計画上では量の見込みに対して十分な確保数となっていますが、現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-16 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策

【区域：市全域】

区 分			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込 み	1 号 認定	延べ利用 人数（人日）	26,384	25,654	24,217	22,982	22,352
	2 号認 定相当	延べ利用 人数（人日）	32,248	31,354	29,599	28,090	27,320
	合計		58,632	57,008	53,816	51,072	49,672
②確保方策		延べ利用 人数（人日）	69,186	67,269	63,503	60,265	58,613
		施設数（か 所）	21	21	21	21	21
②－①			10,554	10,261	9,687	9,193	8,941

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる事業です。

令和8年度からの実施に向けて、利用者のニーズを把握するとともに、供給体制を整えていきます。

図表6-17 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）			912	912	888	900
	0歳児		432	432	420	420
	1歳児		288	288	288	288
	2歳児		192	192	180	192
①確保方策（人日）			1,056	1,056	1,056	1,056
	0歳児		496	496	496	496
	1歳児		338	338	338	338
	2歳児		222	222	222	222

(14) 延長保育事業

保育所（園）・認定こども園等で通常の利用時間以外に引き続き保育を実施します。

現状の体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表 6-18 延長保育事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	463	453	438	425	416
②確保方策	延べ利用人数（人日）	463	453	438	425	416
	施設数（か所）	11	11	11	11	11
②－①		0	0	0	0	0

(15) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

病気のこどもが集団や家庭で保育できない時に、必要な保育を実施する事業です。病児保育事業については、ニーズ調査において利用意向があるにも関わらず約 4 割の方が利用できなかったと回答し、このうち約 6 割が、定員がいっぱいで利用ができなかったと回答しています。これを踏まえて、現在、市内に開設している 2 か所に加え、令和 8 年度に 1 か所新たに増やす計画として確保方策を計上しています。ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員の増加に努めることにより提供体制の確保を図ります。計画上では量の見込みに対して十分な確保数となっていますが、現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表 6-19 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	764	786	809	833	857
確保 方策	②病児保育事業					
	延べ利用人数（人日）	6,132	6,870	6,870	6,870	6,870
	施設数（か所）	2	3	3	3	3
	③ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）					
	延べ利用人数（人日）	25	25	25	25	25
(②+③)－①		5,393	6,109	6,086	6,062	6,038

(16) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や出産等、さまざまな理由により家庭において児童を養育することが困難となった場合、保護者の申し出により、児童養護施設・里親家庭等において、一時的に養育するものです。また、より家庭に近い環境で実施するため、約6割の児童を里親宅で養育するとともに、母子生活支援施設を活用しての母子でのショートステイも実施しています。

図表6-20 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数（人日）	280	300	320	340	360
確保方策	延べ利用人数（人日）	280	300	320	340	360
	実施施設数（か所）	18	18	18	18	18
	実施施設 （令和6年10月現在）	エスペランス桑名、エスペランス四日市、里山学院、真盛学園、みどり自由学園、聖マッテヤ子供の家、鈴鹿里山学院、児童養護施設なないろ、児童養護施設ゆうりん、乳児院ましろ、乳児院ほだか、竜陽園、衆善会、菜の花苑、みのり苑、らいむの丘ハイム、里親家庭				

※エスペランス四日市・里山学院は、乳児院と児童養護施設の2か所分として実施施設数に計上

(17) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業は、子どもの送迎等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行うものです。現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことと共に、援助会員の増加に努めることにより利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-21 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272
②確保方策	延べ利用人数（人日）	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272
②-①		0	0	0	0	0

(18) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象として、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。中学校ブロック（中学校区を目安に近隣の小学校区の組み合わせにより設定）を区域として設定し、ニーズに対して確保を図っていきます。

量の見込みはニーズ調査の結果をもとに、小学生の人数推計や中学校ブロックにおける学童保育所の利用割合を勘案して、計上しています。

事業の提供体制については、利用状況等を勘案しながら、ニーズに合わせて既存施設の受入拡大や、使用していない旧幼稚園舎の活用・小学校の空き教室等への移転を検討します。また、学童保育所のない小学校区では、新たに設置することを検討していくとともに、近隣地区の学童保育所での受入拡大も検討していきます。

図表 6-22 学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策【区域：中学校ブロック】

① 成徳中学校ブロック（大成・大和・深谷小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	162	170	183	190	193
②確保方策（人）	162	170	183	190	193
実施事業所 （令和 6 年10月現在）	大成学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大成学童保育所日の本クラブ②（大成小学校区）、大成第 2 学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大和学童保育所あおぞら（大和小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（令和 6 年10月現在）：深谷児童センター、深谷北児童センター				

② 明正中学校ブロック（益世・在良・桑部小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	228	238	244	250	254
②確保方策（人）	228	238	244	250	254
実施事業所 （令和 6 年10月現在）	益世学童保育所たんぽぽ学童クラブ（益世小学校区）、益世学童保育所たんぽぽ学童クラブⅡ（益世小学校区）、益世学童保育所たんぽぽ学童クラブⅢ（益世小学校区）、在良学童保育所日の本クラブ（在良小学校区）、在良学童保育所日の本クラブ②（在良小学校区）、桑部学童保育所日の本クラブ（桑部小学校区）				

③ 光風中学校ブロック（精義・修徳小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	77	80	82	91	98
②確保方策（人）	77	80	82	91	98
実施事業所 （令和6年10月現在）	学童保育所ウイング（修徳小学校区）、学童保育所ブルーバード（修徳小学校区）、学童保育所フローラ（精義小学校区）				

④ 陽和中学校ブロック（日進・立教・城東・城南小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	131	142	155	167	182
②確保方策（人）	131	142	155	167	182
実施事業所 （令和6年10月現在）	ひまわり学童クラブ（日進小学校区）、学童学童保育所シルバーなかよし（立教小学校区）、放課後サークルみえちゃん家（城南小学校区）				

⑤ 正和中学校ブロック（七和・久米小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	110	114	122	126	126
②確保方策（人）	110	114	122	126	126
実施事業所 （令和6年10月現在）	七和学童クラブ（七和小学校区）、七和学童クラブ第2（七和小学校区）、久米学童保育所げんき（久米小学校区）				

⑥ 陵成中学校ブロック（大山田東・大山田南・藤が丘小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	340	338	331	337	338
②確保方策（人）	340	338	331	337	338
実施事業所 （令和6年10月現在）	大山田東学童保育所じゃんぼ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅡ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅢ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅣ（大山田東小学校区）、大山田南学童保育所日の本クラブ（大山田南小学校区）、大山田南学童保育所日の本クラブ②（大山田南小学校区）、大山田南学童保育所日の本クラブ③（大山田南小学校区）、児童クラブパンの木（藤が丘小学校区）、藤が丘学童保育所日の本クラブ（藤が丘小学校区）				

⑦ 光陵中学校ブロック（大山田北・大山田西・星見ヶ丘小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	204	191	186	177	176
②確保方策（人）	204	191	186	177	176
実施事業所 （令和6年10月現在）	大山田学童保育所日の本クラブ（大山田北小学校区）、大山田西学童保育所日の本クラブ（大山田西小学校区）、大山田西学童保育所日の本クラブ②（大山田西小学校区）、星見ヶ丘学童保育所太陽の子（星見ヶ丘小学校区）				

⑧ 多度中学校ブロック（多度東・多度中・多度北・多度青葉小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	81	83	86	82	80
②確保方策（人）	81	83	86	82	80
実施事業所 （令和6年10月現在）	多度学童保育所日の本クラブ（多度中小学校区）、多度第2学童保育所日の本クラブ（多度中小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（令和6年10月現在）：放課後子ども教室（多度青葉小学校、多度東小学校）				

⑨ 長島中学校ブロック（長島北部・長島中部・伊曽島小学校区）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	130	124	115	117	107
②確保方策（人）	130	124	115	117	107
実施事業所 （令和6年10月現在）	学童保育所どんぐり（長島中部小学校区）、長島中部学童保育所 レインボー（長島中部小学校区）、放課後児童クラブレインボー駅前（長島中部小学校区）、学童保育所ほっぷ（長島北部小学校区）、放課後児童クラブはなまる学童保育所（伊曽島小学校区）				

⑩ 全ブロック（全小学校区合計）

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	1,463	1,480	1,504	1,537	1,554
②確保方策（人）	1,463	1,480	1,504	1,537	1,554
②－①	0	0	0	0	0

図表6－23 学童保育（放課後児童クラブ）の全ブロックの量の見込みと確保方策の学年別の内訳

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
1 年生	379	384	390	399	403
2 年生	341	345	350	358	362
3 年生	299	302	307	313	317
4 年生	199	201	204	209	211
5 年生	159	161	164	167	169
6 年生	86	87	89	91	92
合計	1,463	1,480	1,504	1,537	1,554

(19) 放課後児童対策

学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の事業の実施にあたっては、教育委員会と子ども未来部において情報共有を行い、それぞれの事業の連携を行います。

放課後子ども教室については、学校や地域住民と連携し、参加しているボランティアスタッフと意見交換を図りながら実施していきます。

学童保育（放課後児童クラブ）については、下記の事項を検討していきます。

- ・安全・安心のため、小学校の敷地内や空き教室等への移転
- ・長期休暇のみの利用や開所時間の延長等の柔軟な利用ができる体制
- ・関係機関との連携等により、配慮が必要なこどもも安心して過ごせる体制
- ・こどもの健全な育成を図る役割を維持するため、保育の質の確保
- ・市ホームページ等にて事業の周知

図表 6-24 放課後児童対策の目標

① 学童保育（放課後児童クラブ）の令和11年度に達成されるべき目標事業量

	令和5年度の 利用人数		令和11年度の 目標事業量	備考
学童保育(放課後児童クラブ)	1,314人		1,554人	目標事業量は、(18) (①～⑨ の合計) の確保方策の数値

② 放課後子ども教室の令和11年度までの整備計画

	令和6年4月 現在のか所数		令和11年度の 目標か所数	備考
放課後子ども教室	2 か所		1 か所	詳細については、127頁を参照

第7章 計画の推進



1 計画の推進体制

(1) 市民等による計画の推進

こども・若者の笑顔があふれる「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者の育成や子育ては社会全体で取り組まなければならない重要課題であるという共通認識のもと、地域住民、学校、教育・保育施設、企業、行政等が、つながり、支え合い、協力・連携して活動する必要があります。

そこで、市民に対し計画内容の周知を図るとともに、市民はもとより桑名市に関わる全ての人の全員参加により計画を推進していきます。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、教育、福祉、保健、医療、雇用、生活環境などこどもに関するあらゆる分野にわたっています。このため、子ども未来部子ども未来課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 関係機関との連携

計画を総合的に推進するため、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、子ども総合センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、医療機関、児童発達支援センター、児童相談所、子ども食堂等関連する機関が、それぞれの立場からこどもと子育てに対する責任と役割を認識し、情報の共有化を図りながら、連携・協力の体制を強化していきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び圏域内の市町と連携して推進していきます。

(4) 事業展開にあたっての留意事項

本計画に基づくこども関連事業の実施にあたっては、創意工夫を凝らした展開を図るとともに、事業には優先順位をつけて優先される事業から積極的に取り組み、事業に係る費用負担についても工夫していくことを心がけます。

(5) こども・若者の意見の尊重

本計画の主役は、こども・若者です。こども・若者の意見や声にできる限り耳を傾け、こども・若者の視点に立った施策を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。

そこで、桑名市子ども・子育て会議において、本計画に基づいて行われる事業や取組が、目的どおりの成果を上げているかどうかを評価し、その結果を反映させることで、より実効性のある計画としていきます。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。

＜計画の進行管理と評価＞



(2) 計画の進行管理・評価に関する情報公開

桑名市子ども・子育て会議において審議を行う計画の進行管理や評価結果などについて情報公開し、継続的に市民や関係機関から意見をもらえるよう努めます。

資 料



1 桑名市こどもの権利条例

○桑名市こどもの権利条例

令和6年12月5日 桑名市条例第39号

(前文)

こどもは社会の宝であり、未来への希望です。

全てのこどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいるこどもがいます。

こどもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めています。

全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは、社会の重要な使命であり、私たち大人は、本当にこどもたちが生きやすい社会を作ってきたかを真摯に問い直す必要があります。

そのような考えの下、桑名市民全体で、こどもたちと共に歩み、互いに学び合いながら成長していく決意を新たにし、権利の主体であるこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもの権利が保障されるまちを目指します。

桑名市は、市民と共に、こどもの権利とは何かを絶えず考え、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため、ここに桑名市こどもの権利条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりと

します。

- (1) こども 18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び親に代わってこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所又は事業所に勤務する者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下第21条において「児童福祉施設及び学校」といいます。）その他こどもが育ち、学び、活動する施設をいいます。

第2章 保障すべきこどもの権利

（特に大切なこどもの権利）

第3条 こどもは、子どもの権利条約に基づき、こどもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げるこどもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 差別されない権利
- (2) こどもにもっともよいことが考慮される権利
- (3) 幸せに育ち・生きる権利
- (4) 意見を表明し、尊重される権利
- (5) プライバシーが守られる権利
- (6) あらゆる暴力から守られる権利
- (7) 医療を受ける権利
- (8) 衣食住が確保される権利
- (9) 教育を受ける権利
- (10) 休み、遊ぶ権利

第3章 こどもの権利を保障するための役割

（こどもの役割）

第4条 こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。

（市の役割）

第5条 市は、こどもの権利の重要性を認識し、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します。

2 市は、こどもが安全で健やかに育つための環境の整備に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会の確保に努めます。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識した上で、こどもの気持ちを尊重しなければなりません。

2 保護者は、人格形成の基盤となる基本的な生活環境を整え、こどもの年齢や発達に応じた養育に努めます。

3 保護者は、子育てが保護者だけであるものではないことを自覚した上で、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、こどもを見守っていくよう努めます。

（市民の役割）

第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもと共に、こどもの権利が保障されるまちづくりに努めます。

2 市民は、こどもを地域で見守り、こどもが地域に参加できる環境づくりに努めます。

3 市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動に協力するよう努めます。

4 市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

（育ち学ぶ施設の役割）

第8条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を学び、理解しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、こども、市、保護者及び市民と連携・協働し、安全・安心かつ健やかに成長できる取り組みを推進します。

3 育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会を保障します。

4 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するため、当該施設の関係者が専門性を高めることができる機会の確保に努めます。

5 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者間で日常の保育や教育等の喜びや悩みを共有でき、こどもに心身のゆとりを持って関わり合える環境の整備に努めます。

第4章 こどもを支える人々への支援

(保護者への支援)

第9条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者に対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な養育ができるよう支援に努めます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるために行う自主的な活動のほか、当該施設がこどもの権利を保障するために行う環境の整備に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(市民活動への支援)

第11条 市は、こどもとの適切な関わりが継続的になされるよう、こどもを支援する人材の育成その他のこどもの権利を保障するための市民による活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。

第5章 こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進

(こどもの居場所)

第12条 市は、こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりを推進します。

2 市は、こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう、こどもやこどもを支援する市民に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(療育・発達支援等)

第13条 市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするとともに、適切な療育・発達支援が受けられるよう、環境の整備に努めます。

2 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、適切な療育・発達支援に繋がれるよう、保護者又は関係機関と連携して必要な支援に努めます。

3 市は、前2項の支援の対象となるこども及びその保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます。

(学びの機会)

第14条 市及び育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、一人ひとりに適した学びを選択できるよう、環境の整備とそれぞれの状況に応じた支援に努めます。

2 市は、家庭等の状況に関わらず、こどもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

3 市は、何らかの理由で学校に通っていないこどもが、社会的自立を目指し、一人ひと

りに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

- 4 市は、市民及び育ち学ぶ施設に対し、多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。

(こどもに関わる相談)

第15条 市は、こどもが身近な場所で、困りごとや不安に感じることなどを安心して話すことができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。

- 2 育ち学ぶ施設は、当該施設で、こどもが安心して相談できる体制の整備に努めます。
- 3 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設から、直接相談を受けることができる環境を整備します。
- 4 市は、こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者が必要に応じて適切な支援に繋ぐことができるよう、関係機関における連携体制の整備に努めます。
- 5 市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。
- 6 こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意なしに他者に開示しません。ただし、他の法令に定めがある場合は、この限りではありません。

(こどもの意見表明)

第16条 こどもは、自由に自分の意見を表明することができます。

- 2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。
- 3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。
- 4 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見の表明を支援する人材の育成のほか、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。
- 5 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、自分でうまく意思を伝えられないこどもに対し、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するよう努めます。
- 6 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに関係のあることを決めるときは、こどもと対話するなど、互いの理解を深めることに努め、こどもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

(こどもの参加)

第17条 こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

- 2 市は、市政、とりわけ、こどもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、こどもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。

3 市は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。

4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

(市民との協働)

第18条 市は、第12条から前条までの規定により、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するよう努めます。

第6章 こどもの安全・安心の確保

(こどもの安全・安心を守るための施策の推進)

第19条 市は、こどもが安全・安心に生きられるよう、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な施策を推進しなければなりません。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力するよう努めます。

(不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止)

第20条 こどもに対する不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰（以下「不適切な関わり及び暴力等」といいます。）は、こどもの権利の重大な侵害であり、こどもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであるため、絶対にしてはなりません。

2 市は、こどもに対する不適切な関わり及び暴力等が行われないよう、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対して啓発を行うとともに、こどもが不適切な関わり及び暴力等を受けず、安全・安心に暮らすことができるよう、環境の整備に努めなければなりません。

3 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する不適切な関わり及び暴力等が疑われる事案を発見したときは、速やかに市又は関係機関に連絡しなければなりません。

4 市は、関係機関と連携しながら、不適切な関わり及び暴力等を受けたこどもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、その背景や原因の究明に努め、再発防止策を講じなければなりません。

(育ち学ぶ施設における体制整備)

第21条 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者に対する研修や相談体制の整備とともに、不適切な関わり及び暴力等の防止体制を構築しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設のうち児童福祉施設及び学校は、前項の体制に対し、第三者の評価を受けるよう努めます。

3 市は、前項の児童福祉施設及び学校が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行

います。

(いじめの防止と発生時の対応)

第22条 いじめは、こどもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。

- 2 市は、いじめを防止するため、いじめに関する調査研究を行い、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じます。
- 3 市及び育ち学ぶ施設は、こどもがいじめを受けることなく、安心できる環境を整備し、互いに連携していじめの防止に取り組みます。
- 4 市及び育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあったときは、直ちに被害にあったこどもを守り、保護者、地域のほか、必要に応じて児童相談所、警察署その他の関係機関と連携していじめの解消に努め、必要な措置、指導又は支援を行います。

第7章 こどもの権利擁護

(こどもの権利擁護委員会の設置)

第23条 市は、こどもの権利侵害に対する救済及び回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関（以下「こどもの権利擁護委員会」といいます。）を設置し、その活動を支援します。

- 2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの権利擁護委員会の活動に協力します。
- 3 こどもの権利擁護委員会は、市のこどもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号に掲げる職務を行います。
 - (1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整
 - (2) 関係者への是正勧告
 - (3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求
 - (4) 第15条第3項の規定により設置する相談窓口への助言及び支援
 - (5) こどもの権利の普及啓発
- 4 前項に定めるもののほか、こどもの権利擁護委員会の運営等に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

第8章 条例の推進体制

(普及啓発)

第24条 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。

- 2 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。
- 3 市は、こどもの権利に対する理解を深めるため、桑名市こどもの権利の日を定め、更なる普及啓発を図ります。
- 4 前項の桑名市こどもの権利の日は、11月20日とします。

(推進計画)

第25条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

- 2 前項の推進計画には、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置付けます。
- 3 市は、第1項の推進計画に、この条例の推進を図るために必要な事項を定めます。
- 4 前項に対する評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年桑名市条例第42号）第1条の規定により設置の桑名市子ども・子育て会議が行います。
- 5 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行います。
- 6 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第23条で設置するこどもの権利擁護委員会の意見のほか、様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者その他関係者から意見を聴取します。

(条例の見直し)

第26条 市は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、前条第4項の評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、第23条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後2年を目途として、三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案し、必要があると認めるときは、第23条について必要な措置を講じるものとします。

2 用語解説

<アルファベット>

B P (プログラム)

親子の絆づくりプログラム (Baby Program) の略称。はじめて赤ちゃんを育てている母親を効果的に支援する日本生まれの参加者中心型プログラム。①はじめて子育てをする母親向けの〈赤ちゃんがきた! (B P 1プログラム)〉、②2子以降の2~5か月の赤ちゃんを育てている母親向けの〈きょうだいが生まれた! (B P 2プログラム)〉、1歳から就学前のこどもを育てている母親向けの〈幼児とともに! (B P 3プログラム)〉の3つがある。

C A N - D O リスト

学習の到達目標を「~することができる」という形で指標化し、英語を使って具体的に何ができるようになったのか、明確化するもの。

I T C

Information and Communications Technologyの略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

M R ワクチン

麻しん・風しん混合ワクチン。感染力が非常に強く、肺炎などの重篤な疾病を起こす麻しんや風しんを予防できる。1歳と小学校に上がる前の合計2回の接種を行う。

N P (プログラム)

Nobody's Perfect (完璧な親なんていない) プログラムの略称。0~5歳のこどもを育てる親を支援するためのカナダ生まれのプログラム。参加者それぞれが抱えている悩みや関心事をグループで話し合い、つながりを深めることにより、仲間と互いに助け合って子育てしてゆくことを学ぶ。

S N S

Social Networking Serviceの略称。インターネットを通じて人々がコミュニケーションを取り、社会的なつながりを構築できるサービス。代表的なものとして、X (旧Twitter)、Instagram、Facebook、LINE等がある。

<力行>

ガンバチアンド

桑名市内の日本語指導が必要な外国人児童生徒によびかけ、夏休み等に行う学習会。

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率がかわらないという仮定のもとで、1人の女性(15~49歳)が、その生涯に平均何人のこどもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

くわな里親支援ネットワーク

里親の増加が望まれる中で、本市ではNPO法人、児童養護施設と協働して同ネットワークを設立し、里親となる人材の確保や里親登録の支援等を行う。

桑名市こども権利条例

全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的として令和6年12月に制定、令和7年4月1日から施行。こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めている。

桑名市要保護児童及びDV対策地域協議会

要保護児童等の早期発見・保護や妊婦への支援、またドメスティック・バイオレンス(DV)被害者の保護等の支援を推進するため、関係機関の必要な情報の交換を行うとともに、支援内容の協議等を行っている。

ケアリーバー

児童養護施設や里親家庭などの社会的養護の経験者のことを指す。ケア(care:保護)とリーバー(leaver:離れた人)を合わせた造語。社会的養護経験者ともいう。

こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に公布された法律。令和5年4月1日から施行され、同日、こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足した。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本市では、同法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「桑名市子ども・子育て会議」を設置している。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に公布された法律。

こども食堂

地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもやその親等に栄養のある食事や温かな団らんを提供するコミュニティの場。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱。令和5年12月22日に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた。

こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)

18歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元(1989)年11月20日に国連総会で採択された条約。わが国は平成6(1994)年4月22日に批准し、同年5月22日に発効した。

こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成25年に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6年に改正され本法となった。

子ども・若者育成支援推進法

有害情報の氾濫などこども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校などこども・若者の抱える問題の深刻化などを踏まえ、こども・若者育成支援のための施策を総合的に推進することを目的として、平成21年7月に公布された法律。

コンシェルジュ[concierge(仏)]

①共同住宅の管理人②ホテルで、宿泊者の求めに応じて、街の案内や切符の手配などをする係を意味するフランス語。桑名市では、子育て支援センターに「子育て支援コンシェルジュ」を、市役所子ども未来課に「保育コ

ンシエルジュ」を配置し、育児・子育てや保育サービス等の関する相談に応じている。

＜サ行＞

サステナ部

持続可能な社会を実現するための新たな連携を創出する仕組みである「桑名オープンフィールド構想」の一環として、学生が主体となった桑名市部活。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。労働力確保等を通じたわが国社会経済の長期的安定の実現や持続可能性の確保にとって大変重要な課題であり、その実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に公布された法律。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

食育

平成17年6月に公布された食育基本法の前文に「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」と明記され、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」が求められている。国の食育推進基本計画においては、我が国の食をめぐる現状が危機的状況にある中、「このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である」としている。

女性に対する職場のハラスメント

女性の社会進出に伴い、女性に対する職場での嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の問題が深刻化している。特に、妊娠・出産した女性に対するマタニティ・ハラスメントは、出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっており、男女雇用機会均等法や労働基準法等に違反する事例も多い。

成育医療等基本方針

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）に基づき、成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項などについての方針が令和5年3月22日に閣議決定された。都道府県及び市町村に母子保健を含む成育医療などに関する計画の策定が求められており、母子保健施策を含む評価指標が示されている。

＜タ行＞

多胎ピアサポート事業

双子、三つ子など多胎児を妊娠中の人及び多胎児を出産後1年未満の人を対象に、多胎児の育児経験者（ピアサポーター）から、多胎の妊娠、出産、子育てについて聞くことができる事業。

団塊世代

昭和22年から昭和24年ごろの「第1次ベビーブーム」に生まれた世代をいう。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑬妊婦健康診査、⑭産後ケア事業の14事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第62条に基づき、都道府県が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

＜ナ行＞

認定こども園

就学前のこどもをもつ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

＜ハ行＞

北勢地域若者サポートステーション

北勢地域の15～39歳で現在無業の方を対象に、キャリア・コンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への職場体験等により、就労に向けた支援を行っている。

＜マ行＞

メタバース [metaverse]

インターネット上の仮想空間。3次元で構成された仮想空間の中で、自分自身の分身であるアバターを介して自由に動き回り、他者と交流するなどさまざまなことを体験できる。

＜ラ行＞

レスパイト [respite]

休息、息抜き、小休止を意味する。レスパイトケアとは、乳幼児や障害者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族等に、一時的に代替してリフレッシュしてもらう支援。

3 計画の策定経緯

月 日	内 容
令和5年	
9月22日	令和5年度 第1回 桑名市子ども・子育て会議 ・第3期桑名市子ども・子育て支援事業計画の策定及び今後のスケジュールについて
10月31日・11月2日	ヒアリングの実施（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している2年生）
11月12日・16日	ヒアリングの実施（こどもの父親（子ども・子育て応援センター「キラキラ」・「ぽかぽか」利用者））
12月1日～ 令和6年1月31日	WEB方式によるヒアリングの実施（幼稚園教諭（公立幼稚園・私立保育園））
12月21日～ 令和6年1月19日	ヒアリングの実施（ひとり親家庭の保護者）
12月22日～ 令和6年1月31日	ヒアリングの実施（子育て中の外国人）
12月28日～ 令和6年1月31日	WEB方式によるヒアリングの実施（学童保育所支援員等）
令和6年	
1月10日～31日	WEB方式・紙併用によるヒアリングの実施（ファミリー・サポート・センター援助会員）
1月11日	令和5年度 第2回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査項目の検討等(分科会形式)
1月15日・2月19日	ワークショップの実施（津田学園に通う中学3年生）
1月18日～2月12日	WEB方式によるヒアリングの実施（保育士・保育教諭（保育所・保育園・認定こども園））
1月22日・2月26日	ワークショップの実施（津田学園に通う高校2年生）
2月1日～21日	WEB方式によるヒアリングの実施（医療的ケア児の保護者）
2月8日～21日	WEB方式によるヒアリングの実施（障害児の保護者）
2月8日～29日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施（就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者）

月 日	内 容
2月8日～29日	子ども・若者の生活実態・意識調査の実施（13～29歳の市民）
3月1日～19日	ヒアリングの実施（こども食堂（運営スタッフ））
3月1日～31日	ヒアリングの実施（妊婦（母子健康手帳を交付した妊婦））
3月1日～31日	WEB方式・紙併用によるヒアリングの実施（多胎児の保護者）
3月19日	ヒアリングの実施（ケアリーバー（児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた人））
3月18日	令和5年度 第3回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査等結果の速報について ・ワークショップ・ヒアリング調査の実施状況について 等
4月23日	令和6年度 第1回 桑名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果とヒアリング調査の概要について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・次期桑名市子ども・子育て支援事業計画((仮称)桑名市こども計画)について 等
7月8日・8月6日・29日	若者の意見を聴くワークショップ～（仮称）桑名市こども計画に関連して～の実施（愛知大学法学部 加藤洋平ゼミ 3年生）
8月27日	令和6年度 第2回 桑名市子ども・子育て会議 ・（仮称）桑名市こども計画の骨子について 等
10月3日	令和6年度 第3回 桑名市子ども・子育て会議 ・（仮称）桑名市こども計画の策定検討（重点施策・基本施策）について 等
11月28日	令和6年度 第4回 桑名市子ども・子育て会議 ・（仮称）桑名市こども計画の策定検討について ・（仮称）桑名市こども計画（案）に関するパブリックコメントについて 等
12月16日～ 令和7年1月14日	パブリックコメントの実施
令和7年	
2月14日	令和6年度 第5回 桑名市子ども・子育て会議 ・桑名市こども計画の最終案について

4 桑名市子ども・子育て会議

(1) 条例

○桑名市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日 桑名市条例第42号

(最終改正：令和6年12月5日 桑名市条例第39号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、桑名市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。
- (3) 桑名市こどもの権利条例(令和6年桑名市条例第39号)第25条第4項に規定の評価と検証をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長を置き、委員長が指名する。

4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、委員長の指名する分科会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は分科会長の職務について、前条の規定は分科会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「分科会長」と、第5条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は分科会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども未来課及び教育委員会事務局新たな学校づくり課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月20日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第21号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第13号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月5日条例第39号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 桑名市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、五十音順)

所 属 等	名 前	備 考
三重県子どもNPOサポートセンター 副理事長	秋 山 則 子	
公募委員	岩 瀬 聖 子	
食生活改善推進協議会 理事	打 田 ひろみ	
私立小・中学校代表 津田学園小学校長	岡 田 浩 一	
私立保育園連盟 ゆい保育園長	菅 龍 一	
公募委員	金森 美津子	
ケアリーバー	久野 今日子	令和6年10月3日から
三重大学 准教授	栗 田 季 佳	副委員長
桑名医師会 理事	近 藤 久	
桑名商工会議所 理事	神 農 達 子	
桑名市社会福祉協議会	曾 根 田 忍	
地域福祉計画推進市民会議 代表	高 橋 恵美子	
連合三重桑員地域協議会 事務局長	寺 本 誠	
学童保育連絡協議会 ひまわり学童クラブ	富 田 よ ね	
桑員歯科医師会 理事	夏 山 賢 周	
子育てサークル さーくるちえりー	長谷川 奈都子	
NPO法人MCサポートセンターみっくみえ 代表	松 岡 典 子	委員長
私立幼稚園協会 理事長	水 谷 秀 史	
桑名郡市小・中学校長会 大山田南小学校長	森 祥 江	令和6年3月18日から
民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部長	山 崎 尚 美	

桑 名 市 こ ど も 計 画

令和7年3月

発行 桑名市

〒511-8601

三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

編集 桑名市子ども・子育て会議事務局

〔 子ども未来部 子ども未来課

教育委員会事務局 新たな学校づくり課 〕

TEL 0594-24-1172／FAX 0594-24-1393